



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第70号) ..... 137
- ◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第71号) ..... 137
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第72号) ..... 138
- ◇川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例(第73号) ..... 140
- ◇川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第74号) ..... 140
- ◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第75号) ..... 140
- ◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第76号) ..... 141
- ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(第77号) ..... 141
- ◇川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例(第78号) ..... 141
- ◇川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(第79号) ..... 141
- ◇川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例(第80号) ..... 142
- ◇川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例(第81号) ..... 142
- ◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第82号) ..... 142
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す

- る条例(第83号) ..... 143
- ◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例(第84号) ..... 143
- ◇川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例(第85号) ..... 143
- ◇川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例(第86号) ..... 143

規 則

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第94号) ..... 144
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第95号) ..... 145
- ◇川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第96号) ..... 145
- ◇川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則(第97号) ..... 145
- ◇川崎市公報発行規則の一部を改正する規則(第98号) ..... 145
- ◇川崎市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則(第99号) ..... 146
- ◇川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則(第100号) ..... 153
- ◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第101号) ..... 153
- ◇川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第102号) ..... 169
- ◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第103号) ..... 172
- ◇宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第104号) ..... 172
- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正す

る規則(第105号).....	175	◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第12号)	236
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第1号).....	178	◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第13号).....	243
<b>告 示</b>			
◇公印の廃止(第581号).....	178	◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第14号).....	249
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第582号).....	179	◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第15号).....	250
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第583号).....	179	◇自転車等の撤去と保管(第16号).....	250
◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第584号).....	179	◇道路区域の変更(第17号).....	251
◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第585号).....	179	◇新型コロナウイルス感染症予防接種の業務を行う場所(第18号).....	251
◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第586号).....	179	◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第19号).....	262
<b>公 告</b>			
◇川崎市民プラザの指定管理者の指定期間の変更(第587号).....	179	◇一般競争入札の執行(第1612号).....	264
◇指定緊急避難場所の指定の取消(第588号).....	180	◇一般競争入札の執行(第1613号).....	266
◇指定避難所の指定の取消(第589号).....	180	◇一般競争入札の執行(第1614号).....	268
◇予防接種の業務を行う場所(第590号).....	180	◇一般競争入札の執行(第1615号).....	271
◇道路区域の変更(第591号).....	192	◇一般競争入札の執行(第1616号).....	273
◇道路の供用開始(第592号).....	192	◇一般競争入札の執行(第1617号).....	275
◇川崎市葬祭場の指定管理者の指定(第593号).....	192	◇川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の再指定(第1618号).....	275
◇指定公金事務取扱者の指定(第1号).....	192	◇柿生学園の指定管理者の再指定(第1619号).....	275
◇議決された予算の公表(第2号).....	192	◇条例環境影響評価書の公告(第1号).....	277
◇インフルエンザ予防接種の業務を行う場所(第3号).....	196	◇条例環境影響評価準備書の公告(第2号).....	277
◇電線共同溝を整備すべき道路の指定(第4号).....	209	◇都市計画公聴会の開催(第3号).....	278
◇指定納付受託者の指定(第5号).....	210	◇一般競争入札の執行(第4号).....	279
◇国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納事務の委託(第6号).....	210	◇公募型プロポーザルの実施(第5号).....	280
◇物品出納員に委任させた会計管理者の権限に属する事務の範囲の変更(第7号).....	210	◇公募型プロポーザルの実施(第6号).....	281
◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第8号).....	210	◇公募型プロポーザルの実施(第7号).....	282
◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第9号).....	217	◇一般競争入札の執行(第8号).....	283
◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第10号).....	223	◇公募型プロポーザルの実施(第9号).....	289
◇道路法に基づく入札占用指針の公示(第11号).....	230	◇条例環境影響評価審査書の公告(第10号).....	290
		◇公募型プロポーザルの実施(第11号).....	301
		◇公募型プロポーザルの実施(第12号).....	301
		◇開発行為に関する工事の完了(第13号).....	304

◇道路位置の廃止(第14号) ……………	304	◇一般競争入札の執行(第59号) ……………	372
◇一般競争入札の執行(第15号) ……………	305	◇一般競争入札の執行(第60号) ……………	373
◇一般競争入札の執行(第16号) ……………	306	◇道路位置の指定(第61号) ……………	375
◇一般競争入札の執行(第17号) ……………	308	◇一般競争入札の執行(第64号) ……………	375
◇一般競争入札の執行(第18号) ……………	309	◇公募型プロポーザルの実施(第65号	
◇一般競争入札の執行(第19号) ……………	311	) ……………	377
◇一般競争入札の執行(第20号) ……………	312	◇公募型プロポーザルの実施(第66号	
◇一般競争入札の執行(第21号) ……………	314	) ……………	378
◇一般競争入札の執行(第22号) ……………	316	◇公募型プロポーザルの実施(第67号	
◇一般競争入札の執行(第23号) ……………	318	) ……………	380
◇一般競争入札の執行(第24号) ……………	319	◇公募型プロポーザルの実施(第68号	
◇一般競争入札の執行(第25号) ……………	321	) ……………	381
◇一般競争入札の執行(第26号) ……………	322	◇一般競争入札の執行(第69号) ……………	383
◇一般競争入札の執行(第27号) ……………	324	◇公募型プロポーザルの実施(第70号	
◇一般競争入札の執行(第28号) ……………	325	) ……………	385
◇一般競争入札の執行(第29号) ……………	326	◇公募型プロポーザルの実施(第71号	
◇一般競争入札の執行(第30号) ……………	326	) ……………	386
◇一般競争入札の執行(第31号) ……………	328	◇一般競争入札の執行(第72号) ……………	388
◇一般競争入札の執行(第32号) ……………	330	◇公募型プロポーザルの実施(第73号	
◇一般競争入札の執行(第33号) ……………	331	) ……………	401
◇一般競争入札の執行(第34号) ……………	333	◇公募型プロポーザルの実施(第74号	
◇一般競争入札の執行(第35号) ……………	335	) ……………	402
◇一般競争入札の執行(第36号) ……………	336	◇川崎都市計画高度利用地区の変更の	
◇一般競争入札の執行(第37号) ……………	337	案の縦覧(第75号) ……………	406
◇一般競争入札の執行(第38号) ……………	339	◇川崎都市計画地区計画の変更の案の	
◇公募型プロポーザルの実施(第39号		縦覧(第76号) ……………	406
) ……………	341	◇一般競争入札の執行(第77号) ……………	406
◇一般競争入札の執行(第40号) ……………	342	<b>公告(調達)</b>	
◇一般競争入札の執行(第41号) ……………	344	◇落札者等の公示(第10号) ……………	409
◇一般競争入札の執行(第42号) ……………	345	◇一般競争入札の公告(第11号) ……………	409
◇一般競争入札の執行(第43号) ……………	347	◇一般競争入札の執行(第12号) ……………	411
◇一般競争入札の執行(第44号) ……………	348	◇一般競争入札の公告(第13号) ……………	412
◇一般競争入札の執行(第45号) ……………	350	◇一般競争入札の公告(第14号) ……………	415
◇一般競争入札の執行(第46号) ……………	351	◇一般競争入札の公告(第15号) ……………	417
◇一般競争入札の執行(第47号) ……………	353	◇一般競争入札の公告(第16号) ……………	420
◇一般競争入札の執行(第48号) ……………	354	◇一般競争入札の公告(第17号) ……………	422
◇一般競争入札の執行(第49号) ……………	356	◇一般競争入札の執行(第18号) ……………	424
◇一般競争入札の執行(第50号) ……………	357	◇一般競争入札の執行(第19号) ……………	426
◇公募型プロポーザルの実施(第51号		◇一般競争入札の執行(第20号) ……………	429
) ……………	359	◇一般競争入札の執行(第21号) ……………	430
◇一般競争入札の執行(第52号) ……………	362	◇一般競争入札の執行(第22号) ……………	432
◇一般競争入札の執行(第53号) ……………	363	◇一般競争入札の執行(第23号) ……………	433
◇公募型プロポーザルの実施(第54号		◇一般競争入札の執行(第24号) ……………	435
) ……………	365	◇落札者等の公示(第25号) ……………	436
◇一般競争入札の執行(第55号) ……………	366	◇一般競争入札の公告(第26号) ……………	437
◇一般競争入札の執行(第56号) ……………	368	◇落札者等の公示(第27号) ……………	439
◇一般競争入札の執行(第57号) ……………	369	◇落札者等の公示(第28号) ……………	439
◇一般競争入札の執行(第58号) ……………	370	◇一般競争入札の公告(第29号) ……………	439

◇一般競争入札の公告(第30号) …………… 441	◇一般競争入札の公告(第2号) …………… 512
◇一般競争入札の公告(第31号) …………… 443	◇一般競争入札の公告(第3号) …………… 515
<b>税公告</b>	<b>消防局公告</b>
◇公売公告兼見積価額公告(第182号) …………… 445	◇指定催しの指定(第1号) …………… 518
◇督促状の公示送達(第183号) …………… 445	<b>消防局訓令</b>
<b>訓 令</b>	◇川崎市消防局公文書管理規程の一部
◇川崎市事務決裁規程及び川崎市職員	を改正する訓令(第1号) …………… 518
出勤記録整理規程の一部を改正する	<b>教育委員会告示</b>
訓令(第10号) …………… 446	◇教育委員会定例会の招集(第1号) …………… 519
<b>上下水道局告示</b>	<b>人事委員会規則</b>
◇水道料金等徴収事務の委託(第89号	◇川崎市職員の管理職手当に関する規
) …………… 446	則の一部を改正する規則(第14号) …………… 519
◇川崎市排水設備指定工事店の更新(	◇管理職員等の範囲を定める規則の一
第1号) …………… 447	部を改正する規則(第15号) …………… 519
<b>上下水道局公告</b>	<b>農業委員会告示</b>
◇川崎市入江崎余熱利用プールの指定	◇川崎市農業委員会総会の招集(第1
管理者の再指定(第108号) …………… 448	号) …………… 519
◇一般競争入札の執行(第1号) …………… 448	<b>区公告</b>
◇一般競争入札の執行(第2号) …………… 456	◇国民健康保険料及び介護保険料に係
◇一般競争入札の執行(第3号) …………… 459	る差押調書(謄本)の公示送達(川
◇一般競争入札の執行(第4号) …………… 460	崎区第1号) …………… 520
◇一般競争入札の執行(第5号) …………… 470	◇国民健康保険料に係る納入通知書の
<b>上下水道局公告(調達)</b>	公示送達(川崎区第2号) …………… 520
◇一般競争入札の公告(第7号) …………… 481	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
◇一般競争入札の公告(第8号) …………… 484	本)の公示送達(川崎区第3号) …………… 520
◇一般競争入札の公告(第9号) …………… 488	◇住民票の職権消除(幸区第1号) …………… 520
<b>交通局公告</b>	◇印鑑登録の抹消(幸区第2号) …………… 520
◇一般競争入札の執行(第1号) …………… 491	◇差押調書の公示送達(高津区第1号) …………… 521
◇一般競争入札の執行(第2号) …………… 493	◇国民健康保険料に係る還付通知書の
◇一般競争入札による貸付けの実施(	公示送達(高津区第2号) …………… 521
第3号) …………… 494	◇国民健康保険料に係る納入通知書の
◇一般競争入札の執行(第4号) …………… 496	公示送達(高津区第3号) …………… 521
◇一般競争入札の執行(第5号) …………… 497	◇差押調書の公示送達(高津区第4号
◇一般競争入札の執行(第6号) …………… 499	) …………… 521
<b>交通局公告(調達)</b>	◇国民健康保険料に係る納入通知書の
◇一般競争入札の公告(第1号) …………… 500	公示送達(宮前区第1号) …………… 521
<b>病院局規程</b>	◇介護保険料に係る納入通知書の公示
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、	送達(宮前区第2号) …………… 521
休日、休暇等に関する規程の一部を	◇国民健康保険料に係る納入通知書の
改正する規程(第23号) …………… 502	公示送達(麻生区第1号) …………… 521
◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤	◇介護保険料に係る納入通知書の公示
務時間、休暇等に関する規程の一部	送達(麻生区第2号) …………… 522
を改正する規程(第24号) …………… 502	<b>辞 令</b>
<b>病院局公告</b>	◇1月1日付け…………… 522
◇一般競争入札の執行(第1号) …………… 504	
◇一般競争入札の執行(第2号) …………… 507	
<b>病院局公告(調達)</b>	

条 例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第70号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「判定に関する情報」を「判定」に改め、同表の7の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、障害者関係情報、」及び「、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金の被保険者の資格に関する情報」を削り、同表の10の項中「国民年金法」の次に「(昭和34年法律第141号)」を加え、同表の12の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、」を削り、同表の18の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報又は」を削り、同表の19の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、同法」を「児童福祉法」に改め、同表の22の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 22 削除

別表第2の27の項、31の項及び33の項中「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する情報、」を削り、同表の36の項を次のように改める。

Table with 3 columns: 36 市長, 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの, 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報又は川崎市営住宅条例による市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第71号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第3項」の次に「並びに第12条の5第1項」を加え、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第3項」の次に「並びに第12条の5第1項」を加え、「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり」を削り、「前項中」を「前2項中」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(7) 子育て部分休暇

第12条の4の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第12条の5 職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)は、小学校就学の始期から中学校就学の始期に達するまでの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、子育て部分休暇を受けることができる。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第12条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時間」という。)の次に「又は勤務時間条例第12条の5第1項の規定による子育て部分休暇(以下「子育て部分休暇」という。))」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時

間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第72号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 課税に関する証明書の交付

ア 端末機器(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者の使用に係る端末機器であって、証明書等を交付する機能を有するものをいう。第6号の2、第13号、第14号及び第18号において同じ。)により交付する場合 1件につき 200円

イ ア以外の場合 1件につき 300円

1税目ごとに1年度をもって、1件とする。ただし、固定資産ごとの証明については、1資産ごとに1年度をもって、1件とする。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付

1通につき 450円

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 戸籍法第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合

1通につき 350円

イ ア以外の場合 1通につき 450円

第2条第13号及び第14号を次のように改める。

(13) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写し又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付

ア 端末機器により交付する場合

1通につき 200円

イ ア以外の場合 1通につき 300円

(14) 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合

1通につき 200円

イ ア以外の場合 1通につき 300円

第2条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付

1通につき 300円

第2条第18号を次のように改める。

(18) 印鑑に関する証明書の交付

ア 端末機器により交付する場合

1枚につき 200円

イ ア以外の場合 1枚につき 300円

第2条第195号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第196号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に、「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第197号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第198号中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同条第200号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同条第202号中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

第2条第256号及び第257号を次のように改める。

(256) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合

(ア) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき 16,000円

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円

(ウ) 盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 40,000円

(エ) 盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき 59,000円

(オ) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 68,000円

(カ) 盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円

(キ) 盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき 149,000円

(ク) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき 229,000円

(ケ) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方

メートルを超え70,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 360,000円

(コ) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 509,000円

(サ) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの  
 1件につき 658,000円

イ 土石の堆積に関する工事の場合

(ア) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの  
 1件につき 11,000円

(イ) 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 14,000円

(ウ) 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 16,000円

(エ) 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 20,000円

(オ) 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 29,000円

(カ) 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 32,000円

(キ) 土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 39,000円

(ク) 土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 54,000円

(ケ) 土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 74,000円

(コ) 土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 111,000円

(サ) 土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの  
 1件につき 136,000円

(257) 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合  
 1件につき (ア) 及び (イ) に掲げる額を合算した額。ただし、その額が658,000円を超えるときは、658,000円

(ア) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな盛土又は切土をする土地の追加による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号アに規定する額

イ 土石の堆積に関する工事の場合  
 1件につき (ア) 及び (イ) に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、136,000円

(ア) 土石の堆積に関する工事の計画の変更((イ)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積((イ)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積を行う土地の面積)に応じ前号イに規定する額に10分の1を乗じて得た額

(イ) 新たな土石の堆積を行う土地の追加による土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに追加される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号イに規定する額

第2条第257号の次に次の1号を加える。

(257) の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく申請に係る中間検査

ア 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 3,100円

イ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 6,200円

ウ 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 12,400円

エ 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 24,800円

オ 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの  
 1件につき 43,400円

カ 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方

メートルを超えるもの 1件につき 62,100円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第2条第195号から第198号まで、第200号及び第202号の改正規定は公布の日から、同条第256号及び第257号の改正規定並びに同号の次に1号を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査については、改正前の条例第2条第257号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」と、同号ア及びイ中「前号」とあるのは「川崎市手数料条例の一部を改正する条例(令和6年川崎市条例第72号)による改正前の第2条第256号」とする。

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第73号

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「以下同じ。)の」を「)において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年」を「3年」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「第1号、第3号及び第4号」を「前3号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「第3号に」を「第2号に」に、「第4号」を「前号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、「2年以上」とあるのは「1年以上」

と、同項第2号中」を削り、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に、「同項第6号」を「同項第5号」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第74号

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

6 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第21条第2項中「更正施設」を「更生施設」に改める。

第24条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第25条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第75号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第31条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、

設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第76号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第77号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第127条の4第1項及び第127条の8第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成4年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例(平成16年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の一部改正)

第4条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第20条第1号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

(川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改め、同条第2項中「又は法第18条第16項」を「、法第18条第20項」に改め、「通知を行った日」の次に「又は同条第24項に規定する書面の交付を受けた日」を加える。

第11条第2項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第78号

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成15年川崎市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「区域又は」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行の際現に同法による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第79号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市道路占用料徴収条例(昭和30年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第2条第6項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

第3条第5項中「とき」の次に「(零であるときを除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用をし、かつ、その占用の期間が1月未満である場合における当該許可に係る占用料(1日を単位として定めるものを除く。)の額については、なお従前の例による。

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第80号

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する  
条例

川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項を次のように改める。

3 占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第8条に次の1項を加える。

4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第1項中「もの」の次に「(零であるものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第81号

川崎市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

川崎市準用河川占用料徴収条例(平成12年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 流水占用料の額を算出する基礎となる占用の水量が毎秒0.01リットル未満であるとき、又は占用の水量に毎秒0.01リットル未満の端数があるときは、その全水量又はその端数の水量を切り捨てて計算するものとする。

第2条第4項中「第1項及び第2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 土地占用料の額を算出する基礎となる占用の面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は占用の面積若しくは占用の長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市条例第82号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートル」を「表示面積若しくは占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用し、かつ、占用の期間が1年以内である場合における当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第83号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「とき」の次に「(零であるときを除く。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 利用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第13条の2第3項中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に改め、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「とき」の次に「(零であるときを除く。)」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 利用の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は利用の面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

別表第1中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に、「1メートルまでごとに」を「1メートルにつき」に改める。

別表第2中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第84号

川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する  
条例

川崎市港湾振興会館条例(平成3年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「までごとに」を「につき」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 1 利用の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

2 港湾事務室利用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第85号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂  
採取料徴収条例の一部を改正する条例

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例(平成12年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 占用面積が0.01平方メートル未満であるとき、又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。

別表中「1平方メートルまでごとに」を「1平方メートルにつき」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

#### 川崎市条例第86号

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道  
技術管理者の資格等に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者

の資格等に関する条例(平成24年川崎市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「)の)を)」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。))」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。))」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」の次に「等」を、「者」の次に「(5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。))」を、「水道」の次に「等」を、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。))」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

規

則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第94号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第1号中「掲げる情報」の次に「(身体障害者にあつては、アに掲げる情報に限る。))」を加え、同項第2号中「情報」の次に「(身体障害者にあつては、前号アに掲げる情報に限る。))」を加え、同条第7項第1号中アからウまでを削り、エをアとし、オ及びカを削り、キをイとし、クからサまでをウからカまでとし、同条第8項第5号中ウをオとし、イをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 納税義務者と生計を一にする者に係る知的障害者福祉法第11条第1項第2号ハの判定に関する情報

第3条第8項第5号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 納税義務者と生計を一にする者に係る児童福祉法第11条第1項第2号ハの調査及び判定に関する情報

第3条第10項第4号ア中「国民年金法」の次に「(昭和34年法律第141号)」を加え、同条第12項第1号中「又は当該知的障害者」を削り、同項第2号中「情報」の次に「(知的障害者にあつては、前号アに掲げる情報に限る。))」を加え、同条第18項中「次に掲げる」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する」に改

め、同項各号を削り、同条第19項第1号中アを削り、イをアとし、ウを削り、エをイとし、オを削り、カをウとし、キをエとし、同条中第22項を削り、第23項を第22項とし、第24項から第26項までを1項ずつ繰り上げ、同条第27項第2号中アからエまでを削り、オをアとし、カからクまでをイからエまでとし、同項を同条第26項とし、同条第28項から同条第35項までを1項ずつ繰り上げ、同条第36項第1号中アを次のように改める。

ア 公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する情報第3条第36項第1号中イからツまでを削り、テをイとし、トをウとし、ナを削り、ニをエとし、ヌをオとし、ネ及びノを削り、ハをカとし、同項を同条第35項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第95号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

第92条の3第1項第1号及び第92条の9第1項第1号中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第96号

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則及  
び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

(川崎市地区まちづくり育成条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市地区まちづくり育成条例施行規則(平成22年川崎市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第21条第3項第1号中「第18条第2項(同法第87条第1項)」を「第18条第2項若しくは第4項(これらの規定を同法第87条第1項)」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の許可又は同法第15条第1項の協議

(川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第123号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第18条第2項に規定する」を「第18条第2項若しくは第4項の規定による」に改める。

第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第21条第3項第4号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第97号

川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する  
規則

川崎市下水道条例施行規則(昭和36年川崎市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

#### 川崎市規則第98号

川崎市公報発行規則の一部を改正する規則

川崎市公報発行規則(昭和36年川崎市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「登載する事項」の次に「(以下「登載事項」という。))」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 本市の各機関の定める規則その他で公表を要するもの

第2条第2項を削る。

第3条第1項を次のように改める。

公報の発行日は、次に掲げる日を除き、毎日とする。

(1) 川崎市の休日を定める条例(平成元年川崎市条例第16号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)

(2) 登載事項がない日

(3) 前2号に掲げる日のほか、公報の発行が困難であると市長が認める日

第3条第2項中「前項に規定する発行日以外の日」を「市の休日を公報の」に改める。

第7条を削る。

第6条中「法制課長」を「総務企画局総務部法制課長」に、「原稿」を「規定により記録された電磁的記録」に改め、「編集し、」の次に「公報の」を加え、同条を第7条とする。

第5条を削る。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(登載事項の記録)

第6条 公報に登載事項を登載しようとする者は、当該登載事項を登載する公報の発行日の前日(当該日が市の休日に当たるときは、その直前の公報の発行日)までに、当該登載事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を公報の発行に用いる情報システムに記録しなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(発行方法)

第4条 公報の発行は、インターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。ただし、事故その他特別の事情によりインターネットの本市のホームページに登載することが困難なときその他市長が必要と認めるときは、川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に公布し、公示し、公表し、又は発する事項に係る川崎市公報の発行について適用し、同日前に公布し、公示

し、公表し、又は発する事項に係る川崎市公報の発行については、なお従前の例による。

川崎市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田 紀 彦

#### 川崎市規則第99号

川崎市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「精神保健課

精神障害福祉係

を

「精神保健課

」に改め、同条第2項の表中

「地区支援係(川崎支所に限る。)

地区支援第1係(川崎支所を除く。)

地区支援第2係(川崎支所を除く。)」

を

「地区支援第1係

地区支援第2係

地区支援第3係(川崎支所に限る。)」

に改め、同条第3項を削る。

第3条第3項を削る。

第4条第8項中「及び地区健康福祉ステーション」を削り、同条第10項中「及び地区健康福祉ステーション」及び「及び第3項」を削る。

第5条第1項中「及び地区健康福祉ステーション」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第8条第3項中「区役所地区健康福祉ステーションの保健福祉サービスを担当する組織及び」を削る。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「地区支援係(川崎福祉事務所に限る。)

地区支援第1係(川崎福祉事務所を除く。)

地区支援第2係(川崎福祉事務所を除く。)」

を

「地区支援第1係

地区支援第2係

地区支援第3係(川崎福祉事務所に限る。)」

に、

「高齢者支援係

<p>障害者支援係 を 「高齢者支援係(川崎福祉事務所を除く。) 障害者支援係(川崎福祉事務所を除く。)」 に、 「保護第1課(中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び 麻生福祉事務所を除く。) 管理係 を 「保護第1課(中原福祉事務所、宮前福祉事務所及び 麻生福祉事務所を除く。) 管理係(川崎福祉事務を除く。)」 に、 「大師福祉事務所 田島福祉事務所 保護課 管理係 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 を 「保護第3課(川崎福祉事務所に限る。) 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 保護第4課(川崎福祉事務所に限る。) 保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係 に改める。 第3条の表中 「麻生福祉事務所 を 「麻生福祉事務所 (1) 民生委員及び児童委員に関すること(地域ケア推 進課の所管に属するものを除く。)(川崎福祉事務所 に限る。))。 (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること(他の所 管に属するものを除く。)(川崎福祉事務所に限る。))。 (3) 日本赤十字社に関すること(地域ケア推進課の所 管に属するものを除く。)(川崎福祉事務所に限る。))。 (4) 小災害の見舞金交付に関すること(地域ケア推進 課の所管に属するものを除く。)(川崎福祉事務所に 限る。)) に、</p>	<p>「(1) 民生委員及び児童委員に関すること。 (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること。」 を 「(1) 民生委員及び児童委員に関すること(川崎福 祉事務所にあつては、大師支所及び田島支所の 所管区域に相当する区域を除いた所管区域に係 るものに限る。))。 (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること(高 齢・障害課の所管に属するものを除く。)(川崎 福祉事務所にあつては、大師支所及び田島支所 の所管区域に相当する区域を除いた所管区域に 係るものに限る。))」 に、 「(4) 日本赤十字社に関すること。 (5) 小災害の見舞金交付に関すること」 を 「(4) 日本赤十字社に関すること(川崎福祉事務所 にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域 に相当する区域を除いた所管区域に係るものに 限る。))。 (5) 小災害の見舞金交付に関すること(川崎福祉 事務所にあつては、大師支所及び田島支所の所 管区域に相当する区域を除いた所管区域に係る ものに限る。))」 に、 「(1) 老人福祉の実施に関すること」 を 「(1) 老人福祉の実施に関すること(川崎福祉事務 所にあつては、社会福祉団体との連絡調整に係 るものは、大師支所及び田島支所の所管区域に 相当する区域を除いた所管区域に係るものに限 る。))」 に、 「保護第2課」 を 「保護第2課 保護第3課 保護第4課」 に、 「(3) 要保護者の更生指導に関すること。 大師福祉事務所 田島福祉事務所 (1) 各種給付券の交付に関すること(生活保護に 関するものを除く。))。 (2) 福祉統計に関すること(生活保護に関するも のを除く。))。 (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること(保 護課の所管に属するものを除く。))」</p>
--	---

- (4) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (5) 児童の相談及び通告に関すること。
- (6) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (7) 児童福祉法に基づく利用の調整等に関すること。
- (8) 第5号から第7号までに掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（児童相談所の所管に属するものを除く。）。
- (9) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等に関すること。
- (10) 身体障害者福祉の実施に関すること。
- (11) 知的障害者福祉の実施に関すること。
- (12) 母子及び父子並びに寡婦福祉の実施に関すること。
- (13) 家庭児童相談室の運営に関すること。
- (14) 障害児支援に関すること。
- (15) 女性保護相談に関すること。
- (16) 老人福祉の実施に関すること。
- (17) 老人援護に関すること。

保護課

- (1) 生活保護の実施に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (3) 要保護者の更生指導に関すること。
- (4) 公的扶助費の給付に関すること。
- (5) 各種給付券の交付に関すること（生活保護に関するものに限る。）。
- (6) 福祉統計に関すること（生活保護に関するものに限る。）。
- (7) 社会福祉団体との連絡調整に関すること（保護課の所管に属するものに限る。）。
- (8) 法外援護の実施に関すること。
- (9) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (10) 日本赤十字社に関すること。
- (11) 小災害の見舞金交付に関すること。

を  
「(3) 要保護者の更生指導に関すること。」  
に改める。

第4条第3項中「に」の次に「担当部長、」を加え、同条第4項中「副所長、大師福祉事務所及び田島福祉事務所にあつては川崎市役所大師地区健康福祉ステーション所長及び田島地区健康福祉ステーション所長」を「副所長」に改め、同条第5項中「(大師福祉事務所及び田島福祉事務所を除く。)の課長及び係長並びに」を「の課長及び係長並びに担当部長、」に改め、「区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）のそれぞれ該当する課長及び係長並びに」の次

に「担当部長、」を加え、「を、大師福祉事務所及び田島福祉事務所の課長及び係長並びに担当課長、課長補佐、担当係長及び主任は、区役所地区健康福祉ステーションのそれぞれ該当する課長及び係長並びに担当課長、課長補佐、担当係長及び主任」を削り、同条第6項中「又は区役所地区健康福祉ステーション」を削る。

第5条第3項及び第8条第1項中「担当課長」を「担当部長、担当課長」に改める。

(川崎市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「地区支援係(川崎区役所に限る。)

地区支援第1係(川崎区役所を除く。)

地区支援第2係(川崎区役所を除く。)」

を

「地区支援第1係

地区支援第2係

地区支援第3係(川崎区役所に限る。)」

に、

「高齢者支援係

介護認定給付係

障害者支援係

を

「高齢者支援係(川崎区役所を除く。)

介護認定給付係(川崎区役所を除く。)

障害者支援係(川崎区役所を除く。)」

に、

「保護第1課(中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所を除く。)

管理係

を

「保護第1課(中原区役所、宮前区役所及び麻生区役所を除く。)

管理係(川崎区役所を除く。)」

に、

「保護第4係

を

「保護第4係

保護第3課(川崎区役所に限る。)

保護第1係

保護第2係

保護第3係

保護第4係

保護第4課(川崎区役所に限る。)

保護第1係

保護第2係

保護第3係

## 保護第4係

に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区役所支所及び区役所出張所は、区役所まちづくり推進部の所管とする。

第1条第3項及び第4項を削る。

第2条第1項の表まちづくり推進部の部総務課の項第5号中「区役所地区健康福祉ステーション及び」を削り、同表地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）の部中

「 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 」

を

「 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 」

- (1) 民生委員及び児童委員に関する事（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (2) 社会福祉団体との連絡調整に関する事（他の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (3) 日本赤十字社に関する事（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (4) 小災害の見舞金交付に関する事（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。

に改め、同部地域ケア推進課の項第2号中「こと」の次に「(川崎区役所においては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。)」を加え、同項第3号中「こと」の次に「(高齢・障害課の所管に属するものを除く。)(川崎区役所においては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。)」を加え、同項第5号及び第6号中「こと」の次に「(川崎区役所においては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。)」を加え、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同部児童家庭課の項第9号を削り、同部高齢・障害課の項第1号中「こと」の次に「(川崎区役所においては、社会福祉団体との連絡調整に係るものは、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。)」を加え、同項第11号を削り、同部中

「保護第2課」

を

「保護第2課

保護第3課

保護第4課」

に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区役所支所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎の維持管理に関する事。

(2) 統計調査に関する事。

(3) 支所業務の案内に関する事。

(4) 区民の相談に関する事。

(5) 広報及び広聴に関する事。

(6) 公共施設利用予約システムの利用者登録に関する事。

(7) 地域住民組織の振興に関する事。

(8) 青少年の健全育成に関する事。

(9) 市民活動の推進に関する事。

(10) 危機管理に係る調整、訓練及び意識の啓発に関する事。

(11) 交通安全対策に関する事。

(12) 防犯対策に関する事。

(13) スポーツの推進に関する事。

(14) 支所の市税外収入に関する事。

(15) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付に関する事。

(16) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関する事。

(17) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付に関する事。

(18) 印鑑登録証明書の交付に関する事。

(19) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関する事。

(20) 住居表示の証明に関する事。

(21) コミュニティセンターの設置の準備に関する事。

第2条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。第3条第3項中「区役所地区健康福祉ステーションに所長、」を削り、同条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「区役所地区健康福祉ステーション及び区役所支所」を削り、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 区役所支所に担当課長、課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

第4条第2項中「支所長、所長、室長、副所長、課長」を「所長、副所長、課長、支所長」に改める。

第6条第2項中「室長、課長」を「課長、支所長」に改め、同条第3項中「(区役所支所区民センターを含む。)」を削り、「区役所地区健康福祉ステーション」を「区役所支所」に、「室長、課長」を「課長、支所長」に改める。

別表を削る。

(川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年川崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、区役所道路公園センター及び区役所地区健康福祉ステーション(課を除く。)」を「(課を除く。)及び区役所道路公園センター」に改め、同号中「区役所区民センター」を「区役所支所」に改める。

(川崎市公文書管理規則の一部改正)

第5条 川崎市公文書管理規則(平成13年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「地区健康福祉ステーション、支所区民センター」を「支所」に改める。

(川崎市公印規則の一部改正)

第6条 川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「地区健康福祉ステーション、支所区民センター及び出張所」にあつては、当該地区健康福祉ステーション、支所区民センター」を「支所及び出張所」にあつては、当該支所」に改める。

別表第1一般公印の表中

28	福祉事務 所長印	〃	方21	所長名で 発する公 文書	区役所地域 みまもり支 援センター (福祉事務 所・保健所 支所)高 齢・障害課 長及び川崎 区役所地区 健康福祉ス テーション 保護課長	区役所地域 みまもり支 援センター (福祉事務 所・保健所 支所)高 齢・障害課 長及び川崎 区役所地区 健康福祉ス テーション 保護課
----	-------------	---	-----	--------------------	--	---

を

28	福祉事務 所長印	〃	方21	所長名で 発する公 文書	区役所地域 みまもり支 援センター (福祉事務 所・保健所 支所)高 齢・障害課 長	区役所地域 みまもり支 援センター (福祉事務 所・保健所 支所)高 齢・障害課
----	-------------	---	-----	--------------------	---	--

に改める。

別表第1専用公印の表中

2	国民健康 保険、介 護保険、 自立支援 給付、住 民基本台 帳事務及 び身体障 害者手帳	れい 書	方6	国民健康 保険標準 負担額減 額認定証、 障害児通 所受給者 証、障害 児入所受 給者証、	区役所区 民サービス 部区民課 長、区役 所区民サ ービス部 保険年金 課長、区 役所地区	区役所区 民サービス 部区民課 、区役 所区民サ ービス部 保険年金 課、区 役所地区
---	--	---------	----	---	---	---

等専用市  
印

住民基本  
台帳カー  
ド、身体  
障害者手  
帳、療育  
手帳及び  
精神障害  
者保健福  
祉手帳並  
びに介護  
保険事務  
専用

域みまも  
り支援セ  
ンター(福  
祉事務  
所・保健  
所支所)  
高齢・障  
害課長、  
川崎区役  
所地区健  
康福祉ス  
テーション  
所長及  
び区役所  
支所区民  
センター  
室長

を

2	国民健康 保険、介 護保険、 自立支援 給付、住 民基本台 帳事務及 び身体障 害者手帳 等専用市 印	れい 書	方6	国民健康 保険標準 負担額減 額認定証、 障害児通 所受給者 証、障害 児入所受 給者証、住 民基本台 帳カード、 身体障害 者手帳、 療育手帳 及び精神 障害者保 健福祉手 帳並びに 介護保険 事務専用	区役所区 民サービス 部区民課 長、区役 所区民サ ービス部 保険年金 課長及び 川崎区役 所地区健 康福祉ス テーション 所長	区役所区 民サービス 部区民課 、区役 所区民サ ービス部 保険年金 課及び 川崎区役 所地区健 康福祉ス テーション 室長
---	---	---------	----	---	--	--

に、

35	福祉事務 所専用市 長印	〃	方21	福祉事務 所所掌事 務専用	区役所地 域みまも り支援セ ンター (福祉事 務所・保 健所支 所)高 齢・障害 課長及び 川崎区役 所地区健 康福祉ス テーション 保護課 長	区役所地 域みまも り支援セ ンター (福祉事 務所・保 健所支 所)高 齢・障害 課長及び 川崎区役 所地区健 康福祉ス テーション 保護課
----	--------------------	---	-----	---------------------	--	---

を 「	35	福祉事務 所専用市 長印	”	方21	福祉事務 所所掌事 務専用	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所)高 齢・障害 課長	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所)高 齢・障害 課	を 「	59 の 3	戸籍住民 登録事務 専用共通 区長印	”	方21	戸籍、住 民登録、 印鑑、臨 時運行許 可、就学 及び区画 整理に関 する事務 並びに埋 火葬許可 証及び改 葬許可証 専用	市民文化 局市民生 活部戸籍 住民サー ビス課長、 区役所区 民サービス 部長、区 役所出張 所長	市民文化 局市民生 活部戸籍 住民サー ビス課、 区役所区 民サービス 課、区役 所支所及 び区役所 出張所
に、 「	59	介護保険 事務専用 区長印	”	方21	介護保険 事務専用	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所支所) 高齢・障 害課長及 び川崎区 役所地区 健康福祉 ステーション 所長	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所支所) 高齢・障 害課及び 川崎区役 所地区健 康福祉ス テーション 所長	に、 「	60	住民登録 事務専用 区長印	れい 書	方6	通知カー ド、個人 番号カー ド、在留 カード及 び特別永 住者証明 書専用	区役所区 民サービス 部長及び 区役所区 民センター 室長	区役所区 民サービス 課及び区 役所支所 区民セン ター
を 「	59	介護保険 事務専用 区長印	”	方21	介護保険 事務専用	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所)高 齢・障害 課長	区役所地 域みまも り支援セ ンター(福 祉事務所・保 健所)高 齢・障害 課	を 「	60	住民登録 事務専用 区長印	れい 書	方6	個人番号 カード、 在留カード 及び特別 永住者 証明書 専用	区役所区 民サービス 部長	区役所区 民サービス 課
に、 「	59 の 3	戸籍住民 登録事務 専用共通 区長印	”	方21	戸籍、住 民登録、 印鑑、臨 時運行許 可、就学 及び区画 整理に関 する事務 並びに埋 火葬許可 証及び改 葬許可証 専用	市民文化 局市民生 活部戸籍 住民サー ビス課長、 区役所区 民サービス 部長、区 役所支所 区民セン ター室長 及び区役 所出張所	市民文化 局市民生 活部戸籍 住民サー ビス課、 区役所区 民サービス 課、区役 所支所区 民センター 及び区役 所出張所	を 「	62	保険年金 事務専用 区長印	てん 書	方21	保険年金 事務専用	区役所区 民サービス 部長及び 区役所区 民センター 室長	区役所区 民サービス 課及び区 役所支所 区民セン ター
	62	保険年金 事務専用 区長印	てん 書	方21	保険年金 事務専用	区役所区 民サービス 部長	区役所区 民サービス 課								

に改める。

(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第7条 川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表区役所の項中「(川崎区役所にあつては、道路公園センター、大師支所及び田島支所)」を削り、

道路公園センター	庶務を担当する担当課長	道路公園センターの所管に属する庁用自動車
大師支所区民センター	室長	大師支所の所管に属する庁用自動車
田島支所区民センター	室長	田島支所の所管に属する庁用自動車

を

道路公園センター	庶務を担当する担当課長	道路公園センターの所管に属する庁用自動車
----------	-------------	----------------------

に改める。

(川崎市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第8条 川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

川崎区役所(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課、道路公園センター、地区健康福祉ステーション並びに支所を除く。)
川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課
川崎区役所大師支所(大師地区健康福祉ステーションを含む。)
川崎区役所田島支所(田島地区健康福祉ステーションを含む。)

を

川崎区役所(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課並びに道路公園センターを除く。)
川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課

に改める。

(川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(4)の項ウ中「又は地区健康福祉ステーション」を削り、同項エ中「、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)、支所又は地区健康福祉ステーション」を「又は地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」に改める。

(川崎市財産規則の一部改正)

第10条 川崎市財産規則(昭和39年川崎市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中「、課を置かない室にあつては担当課長」を削り、「にあつては室長」を「にあつては支所長」に改める。

(川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則の一部改正)

第11条 川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則(平成6年川崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条、第4条及び第5条中「及び区役所支所」を削る。

(川崎市印鑑条例施行規則の一部改正)

第12条 川崎市印鑑条例施行規則(昭和51年川崎市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は区役所支所」を削る。

(川崎市介護保険条例施行規則の一部改正)

第13条 川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「及び支所長」を削り、同項第2号中「又は支所区民センター」を削る。

第17号様式注第2項及び第3項中「又は地区健康福祉ステーション」を削る。

第17号様式の2中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式注第2項及び第3項中「又は地区健康福祉ステーション」を削る。

(川崎市介護認定審査会規則の一部改正)

第14条 川崎市介護認定審査会規則(平成12年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(当該所管区域を所管する区役所地区健康福祉ステーションがある場合は、当該区役所地区健康福祉ステーション)」を削る。

別表中

川崎第1合議体	川崎区役所の所管区域のうち大師支所及び田島支所の所管区域を除いた区域
川崎第2合議体	
川崎第3合議体	
川崎第4合議体	
大師第1合議体	川崎区役所大師支所の所管区域
大師第2合議体	
大師第3合議体	
田島第1合議体	川崎区役所田島支所の所管区域

田島第2合議体
田島第3合議体

を

「

川崎第1合議体	川崎区役所の所管区域
川崎第2合議体	
川崎第3合議体	
川崎第4合議体	
川崎第5合議体	
川崎第6合議体	
川崎第7合議体	
川崎第8合議体	
川崎第9合議体	
川崎第10合議体	

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第15条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

課(地区健康福祉ステーションの課を除く。)	課長
道路公園センター	庶務を担当する担当課長
地区健康福祉ステーション	保護課長
支所の区民センター	室長
出張所	所長

を

「

課	課長
支所	支所長
出張所	所長
道路公園センター	庶務を担当する担当課長

に改める。

別表第3中

「

課(地区健康福祉ステーションの課を除く。)
道路公園センター
地区健康福祉ステーション
支所の区民センター
出張所

を

「

課
支所
出張所
道路公園センター

に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第100号

川崎市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市福祉事務所長委任規則(昭和47年川崎市規則第24号)の一部を次のように改正する。

本則第1号キ中「第21条の5の20第1項」を「第21条の5の21第1項」に改め、同号ク中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(大師福祉事務所及び田島福祉事務所の廃止に係る経過措置)

4 川崎市福祉事務所条例の一部を改正する条例(令和6年川崎市条例第49号)の施行の際現に効力を有する大師福祉事務所長若しくは田島福祉事務所長(以下「大師福祉事務所長等」という。)が行った行為又は大師福祉事務所長等に対して行われた行為で、川崎福祉事務所長が処理することとなる事務に係るものは、同条例の施行の日以後においては、川崎福祉事務所長が行った行為又は川崎福祉事務所長に対して行われた行為とみなす。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第101号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市国民健康保険条例施行規則(昭和33年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び支所長」を削り、同項第2号中「又は支所区民センター」を削る。

第14条中「保険料徴収猶予承認決定通知書」を「徴収猶予許可通知書」に、「保険料徴収猶予不承認決定通知書」を「徴収猶予不許可通知書」に改める。

第15条第2項中「保険料徴収猶予取消通知書」を「徴収猶予取消通知書」に改める。

別表中

「

11	減 免 国民健康保険料 申請書 徴収猶予	条例第38条第2項 条例第39条第3項
12	国民健康保険料減免・徴収猶予 承 認 決定通知書 不承認	第14条 第16条
13	国民健康保険料徴収猶予取消通知書	第15条第2項

」

を

「

11	徴収猶予申請書	条例第38条第2項
11 の 2	国民健康保険料減免申請書	条例第39条第3項
12	徴収猶予許可通知書	第14条
12 の 2	徴収猶予不許可通知書	第14条
12 の 3	徴収猶予取消通知書	第15条第2項
13	承 認 国民健康保険料減免 決定通知書 不承認	第16条

」

に改める。

第3号様式から第5号様式までを次のように改める。



第4号様式

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; padding: 2px;">押 印 欄</div>										
国民健康保険出産育児一時金支給申請書										
.....年.....月.....日										
(宛先) 川崎市.....区長 [申請人(世帯主)]										
(郵便番号) <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 川崎市.....区.....	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">被保険者記号・番号</td> <td style="width: 20%;">50—</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>分べん被保険者氏名 (出産した母親の氏名)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>出 産 し た 日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table>	被保険者記号・番号	50—		分べん被保険者氏名 (出産した母親の氏名)			出 産 し た 日	年	月 日
被保険者記号・番号	50—									
分べん被保険者氏名 (出産した母親の氏名)										
出 産 し た 日	年	月 日								
氏 名..... 電 話.....(.....)										
次のとおり国民健康保険出産育児一時金の支給を申請します。										
<table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 金 額</td> <td style="padding: 2px;">¥</td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>		申 請 金 額	¥							
申 請 金 額	¥									
出産した母親の6箇月前の健康保険の状況についてお答えください。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">           出 産 し た 日 よ り 6 箇 月 前 の 健 康 保 険 の 状 況  <input type="checkbox"/> 会社、共済組合等の健康保険(勤務先:.....)  <input type="checkbox"/> 被保険者本人    <input type="checkbox"/> 被扶養者:資格をなくした日.....年.....月.....日  <input type="checkbox"/> 川崎市国民健康保険    <input type="checkbox"/> 他の国民健康保険(.....市町村・国保組合)  <input type="checkbox"/> その他(.....)         </td> </tr> </table>		出 産 し た 日 よ り 6 箇 月 前 の 健 康 保 険 の 状 況 <input type="checkbox"/> 会社、共済組合等の健康保険(勤務先:.....) <input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被扶養者:資格をなくした日.....年.....月.....日 <input type="checkbox"/> 川崎市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 他の国民健康保険(.....市町村・国保組合) <input type="checkbox"/> その他(.....)								
出 産 し た 日 よ り 6 箇 月 前 の 健 康 保 険 の 状 況 <input type="checkbox"/> 会社、共済組合等の健康保険(勤務先:.....) <input type="checkbox"/> 被保険者本人 <input type="checkbox"/> 被扶養者:資格をなくした日.....年.....月.....日 <input type="checkbox"/> 川崎市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 他の国民健康保険(.....市町村・国保組合) <input type="checkbox"/> その他(.....)										
処理欄										

振 込 先	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します(利用する場合は口座情報の記入不要)。 <input type="checkbox"/> 次のとおり口座振込を依頼します。																												
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">銀 行</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">支 店</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">信用金庫</td> <td></td> <td style="text-align: center;">支店コード</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td></td> <td style="text-align: center;"><div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div></td> <td></td> </tr> </table>	銀 行		支 店		信用金庫		支店コード		農 協		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">預金種目</td> <td style="width: 15%;">1普通</td> <td style="width: 15%;">2当座</td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">フリガナ</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">口座名義人</td> </tr> </table>	預金種目	1普通	2当座	口座番号		フリガナ					口座名義人				
	銀 行		支 店																										
信用金庫		支店コード																											
農 協		<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div>																											
預金種目	1普通	2当座	口座番号																										
フリガナ																													
口座名義人																													
※ 世帯主名義の口座以外の口座に振込を希望する場合は、次の委任状を記入してください。 委任者(世帯主)氏名の欄には、世帯主本人が氏名を自署(自署できない場合は記名押印)してください。																													

委 任 状	上記出産育児一時金の受領に関する権限を委任します。 委任者(世帯主)..... 氏名.....	受任者(口座名義人)..... 氏名.....
-------------	---	----------------------------



第9号様式を次のように改める。

第9号様式

住所  
氏名

国民健康保険所得(無所得)申立書

(宛先)川崎市 区長

被保険者番号

現住所	電話番号
今年1月1日の住所	左記の住所で申告済 年 月 日
フリガナ	生年月日
世帯主氏名 (納付義務者)	年 月 日

年 月 日

フリガナ	続柄	給与所得	収入金額等	所得金額	公的年金等(年間受給金額)		
氏名		給与	円	円	国民年金・厚生年金・基金・共済年金等		円
生年月日	年 月 日	専従者給与	円	円	非課税年金 (遺族・遺族恩給・障害年金等)		円
営業・その他事業・不動産・配当 農業・雑・一時・譲渡・山林 (該当する所得に○をつけてください)		収入金額等	必要経費	所得金額	特別控除額	雑損繰越控除額	円
収入のなかった方		円	円	円	円	円	円
①失業中 ②学生 ③ ( )の扶養家族であった ④その他の場合は( )へ記入							
フリガナ	続柄	給与所得	収入金額等	所得金額	公的年金等(年間受給金額)		
氏名		給与	円	円	国民年金・厚生年金・基金・共済年金等		円
生年月日	年 月 日	専従者給与	円	円	非課税年金 (遺族・遺族恩給・障害年金等)		円
営業・その他事業・不動産・配当 農業・雑・一時・譲渡・山林 (該当する所得に○をつけてください)		収入金額等	必要経費	所得金額	特別控除額	雑損繰越控除額	円
収入のなかった方		円	円	円	円	円	円
①失業中 ②学生 ③ ( )の扶養家族であった ④その他の場合は( )へ記入							
フリガナ	続柄	給与所得	収入金額等	所得金額	公的年金等(年間受給金額)		
氏名		給与	円	円	国民年金・厚生年金・基金・共済年金等		円
生年月日	年 月 日	専従者給与	円	円	非課税年金 (遺族・遺族恩給・障害年金等)		円
営業・その他事業・不動産・配当 農業・雑・一時・譲渡・山林 (該当する所得に○をつけてください)		収入金額等	必要経費	所得金額	特別控除額	雑損繰越控除額	円
収入のなかった方		円	円	円	円	円	円
①失業中 ②学生 ③ ( )の扶養家族であった ④その他の場合は( )へ記入							
フリガナ	続柄	給与所得	収入金額等	所得金額	公的年金等(年間受給金額)		
氏名		給与	円	円	国民年金・厚生年金・基金・共済年金等		円
生年月日	年 月 日	専従者給与	円	円	非課税年金 (遺族・遺族恩給・障害年金等)		円
営業・その他事業・不動産・配当 農業・雑・一時・譲渡・山林 (該当する所得に○をつけてください)		収入金額等	必要経費	所得金額	特別控除額	雑損繰越控除額	円
収入のなかった方		円	円	円	円	円	円
①失業中 ②学生 ③ ( )の扶養家族であった ④その他の場合は( )へ記入							

第11号様式から第15号様式までを削り、第10号様式の次に次の8様式を加える。

第 1 1 号様式

徴 収 猶 予 申 請 書										
(宛先)川崎市 区長 様								年 月 日		
					住 所					
					氏 名					
次のとおり徴収猶予の申請をします。										
納 付 義 務 者	住 所									
	氏 名									
徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 金 額	料 目	調 年	課 年	期	被 保 険 者 番 号	未 納 額	延 滞 金	計	備 考	
	合 計									
猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
申請事由										
納付計画										
担 保										
備 考										

※ 徴収猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付してください

第 1 1 号様式の 2

国民健康保険料減免申請書						年 月 日
(宛先) 川崎市 区長						
住 所 川崎市 区						
申請人氏名 (世帯主) .....						
電話番号 ( ) .....						
被 保 険 者 番 号						
減免を必要とする保険料		.....年度.....期から .....期分 .....円				
		.....年度.....期まで				
家 族 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	国保加入・非加入の別	職 業 ( 勤 務 先 名 )	
	1	世帯主		加・非		
	2			加・非		
	3			加・非		
	4			加・非		
	5			加・非		
	6			加・非		
	7			加・非		
申 請 理 由						

※ 減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してください。

第 1 2 号 様 式

様

徴 収 猶 予 許 可 通 知 書										
								第 年	月	号 日
								川崎市 区長 印		
次のとおり徴収猶予を許可しましたので、通知します。										
納付義務者	住 所									
	氏 名									
徴収猶予を受けようとする金額	料目	調年	課年	期	被保険者番号	未納額	延滞金	計	備考	
	合 計									
猶予期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
納付計画										
該当条項										
担 保										
申 請 日										
備 考										

第12号様式の2

様

徴収猶予不許可通知書										
						第 年 月 日				
						川崎市 区長 印				
次のとおり猶予を不許可としましたので、通知します。										
納付義務者	住所									
	氏名									
徴収猶予を受けようとする金額	料目	調年	課年	期	被保険者番号	未納額	延滞金	計	備考	
合 計										
不許可の理由										
<small>(注) この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県国民健康保険審査会(場所: 県庁内)に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他 裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。</small>										

第 1 2 号様式の 3

様

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書									
							第 年 月 日		
							川崎市 区長 印		
次のとおり猶予を取り消しましたので、通知します。									
納付義務者	住 所								
	氏 名								
金 額	料 目	調 年	課 年	期	被 保 険 者 番 号	未 納 額	延 滞 金	計	備 考
	合 計								
徴収猶予決定日及び許可通知番号					年	月	日付	第	号
取 消 の 理 由									
備 考									
<small>(注) この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県国民健康保険審査会(場所: 県庁内)に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他 裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。</small>									

第13号様式

国民健康保険料減免 承認  
不承認 決定通知書

川崎市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 様

川崎市 \_\_\_\_\_ 区長 印

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付けで申請のあった保険料減免については、次のとおり決定したので通知します。

被保険者番号			
決定区分			減免事由
不承認の理由			
対象年度			
	減免前の保険料	減免額	減免後の保険料
備考			
<p>この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神奈川県国民健康保険審査会（場所：県庁内）に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。</p>			

- (注)1 減免の承認決定通知後、収入の回復その他の事情により世帯の生活状況が変わったときは、速やかに届け出てください。  
届出がなく後日確認された場合は、遡って承認が取り消されることがあります。
- 2 生活困窮又は収入減少の事由により減免適用をされている世帯で年度を越えて適用を希望される方は、再度減免申請をする必要があります。

第14号様式

住所

年 月 日

氏名 様

川崎市 区長 印

国民健康保険料過誤納金還付充当通知書

保険料等に過誤納が発生しましたので次のとおり還付(充当)します。

被保険者番号	還付充当番号	過誤納理由	= 還付金額
過誤納金合計	還付加算金	充当額合計	
発 送 日	返送指定日	振込予定日	

調定年度		賦課年度		<過誤納明細>				
No	期月等	納付済額		調定額		還付加算金	過誤納金合計	
		保険料	延滞金	保険料	延滞金		保険料	延滞金
合計								

<充当明細>								
No	充当元調定 充当先調定	充当元賦課 充当先賦課	充当元通知書番号 充当先通知書番号	充当元期月等 充当先期月等	充当額合計		充当後未納額	
					保険料	延滞金	保険料	延滞金
合計								

第15号様式

国民健康保険料過誤納金還付請求書

(宛先) 川崎市 区長

年 月 日

請求者(世帯主)  
住所・氏名

※ 請求者が世帯主と異なる場合は次の欄に記入してください。

住所
請求者

電話番号 ( )

被保険者番号

(還付金額内訳)

還付金額

還付保険料	+	還付延滞金	+	還付加算金
-------	---	-------	---	-------

振込予定日

過誤納理由

上記の金額の還付を請求します。  
次の口座に振込を依頼します。

公金受取口座を利用します。  公金受取口座を利用する場合は、にレ印を記入してください。

公金受取口座を利用されない場合で、登録済振込先口座に記載がある場合はその口座に振込みます。

登録済振込先口座	金融機関	金融機関名： (コード )		支店名： (コード )
	口座種別	口座番号		
	口座名義人 カナ			

公金受取口座を利用されない場合で、登録済振込先口座が空欄又は別の口座へ振込を希望される場合は、次の欄に記入してください。

口座名義人カナ	口座名義人氏名

振込先口座	銀行等(ゆうちょ銀行を除く。)の場合			ゆうちょ銀行の場合	
	金融機関名	金融機関コード		口座種別	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 振替 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	支店名	支店コード		番号	
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号	記号	

※ 口座名義人が請求者と異なる場合は、次の委任状に記入してください。

委任状	上記還付金の受領に関する権限を委任します。	
	委任者(請求者)	受任者(口座名義人)
	氏名	氏名

お問い合わせ先

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第102号

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年川崎市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「及び支所長」を削り、同項第2号中「又は支所区民センター」を削る。

第3条第1項中「するときは過誤納金還付通知書により、過誤納金を充当するときは過誤納金充当通知書」を「し、又は充当するときは、過誤納金還付充当通知書」に改め、同条第2項中「過誤納金還付通知書」を「過誤納金還付充当通知書」に改める。

別表中

「

1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書・後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書	第3条第1項 第3条第2項
2	後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書	第3条第1項

」

を

「

1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付充当通知書	第3条第1項
2	後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書	第3条第2項

」

に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。



第2号様式

後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書

(宛先) 川崎市 区長

年 月 日

請求者(被保険者)  
住所・氏名

※ 請求者が被保険者と異なる場合は次の欄に記入してください。

住 所
請求者

電話番号 ( )

被保険者番号

(還付金額内訳)

還付金額

還付保険料 + 還付延滞金 + 還付加算金

振込予定日

過誤納理由

上記の金額の還付を請求します。  
次の口座に振込を依頼します。

公金受取口座を利用します。
  公金受取口座を利用する場合は、にレ印を記入してください。

公金受取口座を利用されない場合で、登録済振込先口座に記載がある場合はその口座に振込みます。

登録済振込先口座	金融機関	金融機関名： (コード )		支店名： (コード )	
	口座種別	口座番号			
	口座名義人 カナ				

公金受取口座を利用されない場合で、登録済振込先口座が空欄又は別の口座へ振込を希望される場合は、次の欄に記入してください。

口座名義人カナ	口座名義人氏名

振込先口座	銀行等(ゆうちょ銀行を除く。)の場合				ゆうちょ銀行の場合	
	金融機関名		金融機関コード		口座種別	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> 振替 <input type="checkbox"/> 貯蓄
	支店名		支店コード		番号	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号		記号		

※ 口座名義人が請求者と異なる場合は、次の委任状に記入してください。

委任状	上記還付金の受領に関する権限を委任します。	
	委任者(請求者)	受任者(口座名義人)
	氏名	氏名

お問い合わせ先

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第103号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 1箇月児健康診査

市内に住所を有する出生後27日を超え6週に達しない乳児

附 則

この規則は、令和7年1月29日から施行する。

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第104号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(川崎市建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市建築基準法施行細則(平成5年川崎市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に、

「氏名 \_\_\_\_\_ 印」

を「氏名 \_\_\_\_\_」

に、「

(3) 容積率及び建ぺい率
---------------

」

を「

(3) 容積率及び建蔽率
--------------

」

に、「宅地造成等規制法第8条第1項本文」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項」に改め、同様

式注中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中

「氏名 \_\_\_\_\_ 印」

を「氏名 \_\_\_\_\_」

に、「

規制に関する区域	宅地造成工事規制区域・急傾斜地崩壊危険区域・その他( )
----------	------------------------------

」

を「

規制に関する区域	急傾斜地崩壊危険区域・その他( )
----------	-------------------

」

に改め、同様式注中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6号様式中

「氏名 \_\_\_\_\_ 印」

を「氏名 \_\_\_\_\_」

に、「

規制に関する区域	宅地造成工事規制区域・急傾斜地崩壊危険区域・その他( )
----------	------------------------------

」

を「

規制に関する区域	急傾斜地崩壊危険区域・その他( )
----------	-------------------

」

に改め、同様式注中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則の一部改正)

第3条 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則(平成15年川崎市規則第120号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、

「

用途地域 ( )	指定建ぺい率 ( )
高度地区 ( )	指定容積率 ( )
<input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域
<input type="checkbox"/> 地区計画 ( )	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

」

を

「

用途地域 ( )	指定建ぺい率 ( )
高度地区 ( )	指定容積率 ( )
<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 地区計画 ( )
<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

」

に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

氏 名 印

」

を

「

氏 名

」

に、

「

用途地域 ( )	指定建ぺい率 ( )
高度地区 ( )	指定容積率 ( )
<input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域
<input type="checkbox"/> 地区計画 ( )	<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

」

を

「

用途地域 ( )	指定建ぺい率 ( )
高度地区 ( )	指定容積率 ( )
<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 地区計画 ( )
<input type="checkbox"/> 駐車場整備地区	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

」

に改め、同様式注中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(川崎市都市緑地法施行細則の一部改正)

第4条 川崎市都市緑地法施行細則(平成12年川崎市規則第124号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第12号様式から第14号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「印」を削り、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

(川崎市風致地区条例施行規則の一部改正)

第5条 川崎市風致地区条例施行規則(昭和47年川崎市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

風致地区内行為(行為変更)許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号  
 代理人 郵便番号  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり風致地区内における行為(行為の変更)の許可を受けたいので、申請します。

風致地区の名称及び種類		
行 為 の 種 類		
行 為 地		
行 為 の 期 間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
工事施行者の住所及び氏名	電話番号	
行為変更の許可申請の場合には当初許可の年月日、許可指令番号、変更の内容及びその理由		
そ の 他		

注 その他の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他の法令の規定による届出、申請等の有無等を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第105号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項ただし書中「本市の執務開始時限の30分後から執務終了時限の1時間前」を「午前9時から午後3時」に改める。

別表第1区役所の項中「(地区健康福祉ステーションの課を除く。)」を削り、

出張所	所長
道路公園センター	庶務を担当する担当課長
支所の区民センター	室長
地区健康福祉ステーション	保護課長

を

支所	支所長
出張所	所長
道路公園センター	庶務を担当する担当課長

に改める。

別表第2区役所の項中

生涯学習支援課	課長	市民館使用料及び市民館分館使用料(川崎市役所においては、教育文化会館使用料及び教育文化会館分館使用料)、入場料、受講料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
---------	----	---

を

生涯学習支援課	課長	市民館使用料及び市民館分館使用料(川崎市役所においては、教育文化会館使用料及び教育文化会館分館使用料)、入場料、受講料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
支所	支所長	戸籍諸手数料、証明手数料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

に、「川崎区役所、」を「川崎区役所においては保護第1課、保護第2課、保護第3課及び保護第4課、」に、「保護第1課」を「保護第1課」に、

道路公園センター	庶務を担当する担当課長	路面復旧費負担金収入、道路附属物占用料、水路敷占用料、屋外広告物許可手数料、公園使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納	
地区健康福祉ステーション	保護課	課長	生活保護費返還金、知的障害者更生援護費負担金収入、老人措置費負担金収入その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
支所	区民センター	室長	戸籍諸手数料、証明閲覧手数料、電子証明書発行手数料、自動車臨時運行許可手数料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、延滞金、滞納処分費その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

道路公園センター	庶務を担当する担当課長	路面復旧費負担金収入、道路附属物占用料、水路敷占用料、屋外広告物許可手数料、公園使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
----------	-------------	---

に改める。

様式目次中

8(7)	後期高齢者医療保険料納入通知書(変更等用)	第50条第1項
------	-----------------------	---------

を

8(7)	削除	
------	----	--

に改める。

第8号様式(6)を次のように改める。

第 8 号 様 式 ( 6 )

住所 年 月 日

氏名 様

川崎市 区長 印

年度後期高齢者医療保険料納入通知書 ( 年度相当分)

被保険者番号	通知書番号
被保険者氏名	

保険料額の決定又は変更の理由	増額・減額の保険料額(円)
----------------	---------------

金融機関	支店名称
	口座番号
	口座名義人
	振替方法

年度後期高齢者医療保険料期別額 ( 年度相当分)

【特別徴収】	特別徴収義務者	特別徴収対象年金						特別徴収対象年金給付額
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	円	
	円	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	円	

※ 年金から差引されます。

【普通徴収】							
期別							円
	円	円	円	円	円	円	円
納期限	円	円	円	円	円	円	円

期別							
	円	円	円	円	円	円	円
納期限	円	円	円	円	円	円	円

※ 口座振替又は納付書での納付です。

年間保険料額	円
--------	---

\* 問合せ先

第8号様式(7)を次のように改める。第8号様式(7)削除  
附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、  
第27条第1項ただし書の改正規定は、令和7年4月1日  
から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和7年1月10日

川崎市長 福田 紀 彦

**川崎市規則第1号**

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の  
一部を次のように改正する。

別表第4中「川崎市川崎区東田町5番地1」を「川崎市  
幸区大宮町1,310番地」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月14日から施行する。

**告 示**

**川崎市告示第581号**

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)第8条  
第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたの  
で、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀 彦

**1 福祉事務所長印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月31日
- (2) 一般公印 ひな形番号 28
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課  
1個

**2 割印用市印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月31日
- (2) 一般公印 ひな形番号 49
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 縦35mm 横20mm
- (5) 保管場所及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課  
1個

**3 国民健康保険、介護保険、自立支援給付、住民基本  
台帳事務及び身体障害者手帳等専用市印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月27日
- (2) 専用公印 ひな形番号 2
- (3) 書 体 れい書
- (4) 寸 法 方6mm
- (5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師支所区民センター 7個

イ 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション  
1個

ウ 川崎区役所田島支所区民センター 6個

エ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション  
1個

**4 福祉事務所専用市長印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月31日
- (2) 専用公印 ひな形番号 35
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課  
1個

**5 福祉事務所専用市長職務代理者印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月31日
- (2) 専用公印 ひな形番号 36
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課  
1個

**6 介護保険事務専用区長印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月27日
- (2) 専用公印 ひな形番号 59
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm
- (5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション  
1個

**7 介護保険事務専用区長職務代理者印**

- (1) 廃止年月日 令和6年12月27日
- (2) 専用公印 ひな形番号 59の2
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21mm

(5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師地区健康福祉ステーション  
1個

イ 川崎区役所田島地区健康福祉ステーション  
1個

8 保険年金事務専用区長印

(1) 廃止年月日 令和6年12月27日

(2) 専用公印 ひな形番号 62

(3) 書 体 てん書

(4) 寸 法 方21mm

(5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師支所区民センター 1個

イ 川崎区役所田島支所区民センター 1個

9 保険年金事務専用区長職務代理者印

(1) 廃止年月日 令和6年12月27日

(2) 専用公印 ひな形番号 62の2

(3) 書 体 てん書

(4) 寸 法 方21mm

(5) 保管場及び個数

ア 川崎区役所大師支所区民センター 1個

イ 川崎区役所田島支所区民センター 1個

川崎市告示第582号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第583号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第584号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第585号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第586号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第587号

川崎市民プラザの指定管理者の指定期間を次のとおり変更しましたので告示します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市民プラザ 川崎市高津区新作1丁目19番1号
指定管理者	(所在地) 東京都千代田区麹町五丁目1番地 (名称) 川崎みらい創造グループ (代表者名) 株式会社コングレ 代表取締役社長 武内 紀子
指定期間	(変更前) 令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで
	(変更後) 令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで

川崎市告示第588号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消しま

したので、同条第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

指定緊急避難場所の指定取消

指定取消の効力が生ずる日 令和7年1月1日

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	津波	高潮	地震	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	子母口小学校	高津区子母口730	②	○	-	-	○	-	○	○

川崎市告示第589号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第1項の規定により指定避難所の指定を取り消しましたので、第49条の7第2項の規定により準用する第49条の6第2項の規定に基づき別添のとおり告示します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

指定避難所の指定取消

指定取消の効力が生ずる日 令和7年1月1日

NO	施設名	住所
1	子母口小学校	高津区子母口730

川崎市告示第590号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う予防接種(インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス感染症予防接種を除く。)については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル3F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4-8F	
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
みなとみらい夢クリニック川崎院	川崎市川崎区駅前本町26-4	ラウンドクロス川崎ビル8F
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタbuilding3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	八丁畷クリニックファーム2階

医療機関名	住所	
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6階
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
ファミリークリニック川崎	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング3階
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
大江医院	川崎市川崎区川中島1-13-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
キャップスククリニック小田栄	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2階
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン川崎小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4-111	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安士医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	

医療機関名	住所	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8-1A	
ミュージア川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310番地	ミュージア川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310-2F	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7	
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
南武医院	川崎市幸区下平間205	
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック

医療機関名	住所	
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-3F	
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8-2F	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1階
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14-2F	
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉ささもと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302-4F452	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉北館2F
メディカルパーク武蔵小杉	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	foodium武蔵小杉2F
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
Nao Women's Clinic	川崎市中原区新丸子町741	H-moll 1階
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック内科・泌尿器科	川崎市中原区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
小杉内科ファミリークリニック	川崎市中原区中丸子13-21	LROCKS2F
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	

医療機関名	住所	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
キャップスクリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉せのお内科クリニック	川崎市中原区市ノ坪26	コウトビル2F
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
古矢整形外科	川崎市中原区西加瀬4-12	
野口クリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27-101	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
元住吉駅前こころみクリニック・内科・小児科・耳鼻咽喉科・婦人科	川崎市中原区木月1-22-1	元住吉プラザビル 2階/3階
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランリビオ元住吉116
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3-1F	
すざき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31-2F	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中原区新城3-5-1	

医療機関名	住所	
新城そよかぜ内科・呼吸器内科	川崎市中原区新城5-4-2	noma4F
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25-3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2階	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA202
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3-2F	
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階
こすぎクリニック	川崎市中原区小杉町3-249-2-101	
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリスト武蔵小杉1F
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベルクレール武蔵小杉2F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテュール小杉1階
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	A-303
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズWEST1F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
武蔵小杉小児科・てんかんクリニック	川崎市中原区小杉町3-24-10	KOSUGI iHUG ウェルネスリビング棟1F
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11-2F	
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライブ溝口店2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII2F
溝の口脳神経外科クリニック	川崎市高津区溝口2-14-31-3F	

医療機関名	住所	
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝の口ビル2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
みきレディースクリニック	川崎市高津区溝口2-10-2	メディカルモール関口ビル2F
MED AGREE CLINICかわさき	川崎市高津区溝口2-14-6	シマヤビル5階
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5	第1井上ビル2A
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3-203	
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノロビル4F
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
あおぼ内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1-203	
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	

医療機関名	住所	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9-1F	
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5-2F	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8-3F	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ榎ヶ谷2F
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3-3F	
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区榎ヶ谷1-3-1	
ありま眼科	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンド・ベース3F
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ203
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース4階
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
すずか小児科・皮ふ科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・バルディア2F
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルバルディア1F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	

医療機関名	住所	
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル2F
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
いとりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1-303	
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6階
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3-101	
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
清水台はっとり内科・消化器内科クリニック	川崎市宮前区犬蔵3-9-12 1F	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2-3F	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサハ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8-2F	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
きはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	

医療機関名	住所	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
こども元気!内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31-201	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
稲田堤ふくまるハートクリニック	川崎市多摩区菅3-2-3	CEREJEIR MITSU 1階
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスタエレメントビル3階
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島北口ロガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2-2F	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	バードタウン7番館1F
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
cclinic WIZ のぼりと・ゆうえん小児科	川崎市多摩区登戸1927-1	アリスティオ1F
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256-1F	
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 401

医療機関名	住所	
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
登戸なかたに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリ・ケアクリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
向ヶ丘たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2088	第7井出ビル4階
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302号室
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO 1F
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイヅミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
読売ランド前すわクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4階405区画
おぼた小児クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A・B
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシャンブル204

医療機関名	住所	
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合ヶ丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
百合ヶ丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
米田胃腸科外科	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35-1F	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18-201	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
芥川バースクリニック	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	ドレイクビル5F
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
Tomoウィメンズクリニック	川崎市麻生区上麻生3-1-1	ヤオコー新百合ヶ丘テナント棟2階4区画
しんゆりこどもアレルギークリニック	川崎市麻生区上麻生3-1-4	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	

医療機関名	住所	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1階
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
いばらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟1F

川崎市告示第591号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年12月27日から令和7年1月20日まで一般の縦覧に供します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島第99号線	川崎市多摩区中野島3丁目572番4	2.80	8.78	
		川崎市多摩区中野島3丁目572番4	3.96		
新	中野島第99号線	川崎市多摩区中野島3丁目572番18	4.00	8.78	
		川崎市多摩区中野島3丁目572番1			

川崎市告示第592号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年12月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和6年12月27日から令和7年1月20日まで一般の縦覧に供します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島第99号線	川崎市多摩区中野島3丁目572番18	
	川崎市多摩区中野島3丁目572番1	

川崎市告示第593号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項

の規定に基づいて、川崎市葬祭場(かわさき南部斎苑・かわさき北部斎苑)の指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市葬祭条例(昭和27年川崎市条例第33号)第12条第4項の規定により告示します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	かわさき南部斎苑(川崎市川崎区夜光3丁目2番7号) かわさき北部斎苑(川崎市高津区下作延6丁目18番1号)
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区堤根34番地15 (名称) 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体 (代表者名) 公益財団法人川崎市シルバー人材センター 理事長 池田 健児 様
指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

川崎市告示第1号

以下の者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2に規定する指定公金事務取扱者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年1月6日

川崎市長 福田紀彦

- 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
名称 株式会社 東計電算  
代表者 代表取締役 甲田 英毅  
所在地 川崎市中原区市ノ坪150
- 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容  
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納事務委託
- 指定日  
令和7年1月6日
- 委託期間  
令和7年1月6日から令和9年12月31日まで

川崎市告示第2号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和6年11月26日招集の令和6年第4回川崎市議会定例会において、令和6年12月19日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和7年1月6日

川崎市長 福 田 紀 彦

令和6年度川崎市一般会計補正予算

令和6年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,252,500千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ883,629,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月12日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入	款	項
17	国 庫 支 出 金	
		2 国 庫 補 助 金
	歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
157,635,659 千円	5,252,500 千円	162,888,159 千円
26,076,486	5,252,500	31,328,986
878,377,214	5,252,500	883,629,714

歳 出	款	項
4	こ ども 未 来 費	
		1 こ ども 青 少 年 費
5	健 康 福 祉 費	
		1 健 康 福 祉 費
	歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
143,661,068 千円	377,500 千円	144,038,568 千円
51,489,750	377,500	51,867,250
175,532,982	4,875,000	180,407,982
11,749,332	4,875,000	16,624,332
878,377,214	5,252,500	883,629,714

## 川崎市告示第3号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により行うインフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施

行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和7年1月6日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所1	住所2
川崎診療所	川崎区本町1-1-1	
川崎ひのわクリニック	川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田医院	川崎区堀之内10-24	
稲葉医院	川崎区砂子1-5-22	
うすい整形外科医院	川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎レディースクリニック	川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
川崎駅前大腸と胃の消化器内視鏡・肛門外科クリニック	川崎区砂子2-4-17	Cassia Kawasaki Residence 1階
入江医院	川崎区砂子2-6-2	3F
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
かわさき診療所	川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル7階
川崎耳鼻咽喉科	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル8階
川崎駅前プレストクリニック	川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F-B
あベクリニック	川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
三島クリニック	川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8F
ヨーダー公子クリニック 川崎院	川崎区駅前本町8-304-2	川崎ダイスビル3階
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
川崎健診クリニック	川崎区駅前本町10-5	クリエ川崎8階
タワーリパーク眼科	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク8F
川崎駅前クリニック	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
かわさき整形外科・リウマチクリニック	川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎5・6階
ナビタスクリニック川崎	川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
畑医院	川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	
阿部医院	川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎区貝塚1-15-4	ESTA BUILDING3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
由井クリニック	川崎区貝塚2-4-19	
かわさきデイケア・クリニック	川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
第一病院	川崎区元木2-7-2	
ささきクリニック	川崎区池田1-6-3	
いしぐる耳鼻科	川崎区池田1-6-3-3F	
内科小児科宮島医院	川崎区池田2-7-4	
ゆざわ日航ビル診療所	川崎区日進町1番地	日航ホテルビル2階
太田総合病院	川崎区日進町1-50	
特別養護老人ホーム川崎ラシクル 医務室	川崎区日進町5-1	
川崎クリニック	川崎区日進町7-1	
ファミリークリニック川崎	川崎区日進町7-1	3F
馬嶋病院	川崎区日進町24-15	
村山整形外科	川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	川崎区大師駅前1-6-17-102	
宮川病院	川崎区大師駅前2-13-13	
おさふね耳鼻咽喉科	川崎区川中島1-12-11	サンウィスタリア1F
野田医院小児科内科眼科	川崎区藤崎1-1-3	
キノメディッククリニック川崎	川崎区藤崎3-6-1	
平安医院	川崎区藤崎4-19-15	

医療機関名	住所1	住所2
協同ふじさきクリニック	川崎市藤崎4-21-2	
青山クリニック	川崎市伊勢町25-3	
なかじまクリニック	川崎市中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市中島3-13-1	
門前外科医院	川崎市東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市昭和2-16-16	
大師診療所	川崎区大師町6-8	
あいホームケアクリニック川崎大師	川崎区大師本町8-11	日興パレス川崎大師1階
さくら中央クリニック	川崎区大師本町9-11	
鈴木医院	川崎区田町1-6-15	
AOI国際病院	川崎区田町2-9-1	
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	川崎区田町2-9-2	
昭和医院	川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
かんのんクリニック	川崎区観音2-15-18	
川崎協同病院	川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎区桜本2-4-9	
村上外科医院	川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	川崎区大島2-17-16	
高良医院	川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎区大島5-10-5	
山下整形外科	川崎区追分町5-2	青木楽山堂ビル2F
田辺医院	川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎区渡田向町15-2	
介護老人保健施設 葵の園・川崎	川崎区小田栄2-1-6	
浅田内科・循環器内科	川崎区小田栄2-2-3	
川崎きらまち整形外科	川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2F
キャップスククリニック小田栄	川崎区小田栄2-2-3	LICOPA川崎2F
川崎七福診療所	川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
元木町眼科・内科	川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎区渡田新町2-3-5	
野末整形外科歯科内科	川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	川崎市京町1-9-11	
黒坂医院	川崎市京町2-8-17	
飯塚医院	川崎市京町2-14-2	
京町診療所	川崎市京町2-15-6	神和ビル
竹内クリニック	川崎市京町2-24-4	セゾール川崎京町ハイライズ111
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市浜町1-7-6	
安土医院	川崎市浜町1-22-6	
日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川崎1階
東扇島診療所	川崎区東扇島78	2F
地域密着型特別養護老人ホーム こむかい医務室	幸区小向仲野町1-3	
介護老人保健施設千の風・川崎	幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	幸区小向町3-21	

医療機関名	住所1	住所2
さいわい整形外科	幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
田村外科病院	幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	幸区戸手2-3-12	
特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎 医務室	幸区河原町1-37	
三條医院	幸区幸町2-697	
関クリニック	幸区幸町3-7	
青木整形外科	幸区幸町4-18	
ゆみメディカルクリニック	幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	幸区中幸町3-13	
川崎ライフケアクリニック	幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
スクエアクリニック	幸区堀川町580	ソリッドスクエア東館1階
タカタ糖尿病内科クリニック	幸区大宮町12-7	TMビルⅡ2階
川崎ファミリーケアクリニック	幸区大宮町12-7	TMビルⅡ3階
ミュージア川崎こどもクリニック	幸区大宮町1310	ミュージア川崎2階
川崎リウマチ・内科クリニック	幸区大宮町1310	ミュージア川崎2階
中村クリニック泌尿器科	幸区大宮町1310	ミュージア川崎2階
横山クリニック	幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎幸病院	幸区大宮町31-27	
川崎鶴見血管外科クリニック	幸区大宮町5-6	コ・オリナ・ビル4階
川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	
藤田医院	幸区南幸町2-21 2F	
まつくら整形外科	幸区南幸町2-21-7-1F	
大山耳鼻咽喉科診療所	幸区南幸町2-25	
ましも内科循環器内科	幸区南幸町2-26-12	
いきいきクリニック	幸区南幸町2-34-2	
おさないクリニック	幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	幸区南幸町2-80	
けいクリニック	幸区南幸町3-104	中川ビル3F
森田医院	幸区南幸町3-14	
特別養護老人ホーム 南さいわい 医務室	幸区南幸町3-149-3	
あいホームケアクリニック	幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	幸区神明町2-68-7	
小泉クリニック	幸区神明町2-9-5	
植村内科医院	幸区戸手本町1-44-5-1F	
松葉医院	幸区塚越2-159	
田中小児科医院	幸区塚越2-217	
川崎くらかた胃腸内科	幸区塚越4-314-2	
みつや内科診療所	幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
よしかわ耳鼻咽喉科	幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
くちかた整形外科	幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
ゆりこどもクリニック	幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
新川崎ひたち整形外科	幸区新川崎5-2	シンカモール3F
まつの内科クリニック	幸区新川崎5-2	シンカモール3F
特別養護老人ホーム しゃんぐりら医務室	幸区東小倉6-1	
関口医院	幸区古市場1-21	
中村整形外科	幸区古市場1-21	
川崎セツルメント診療所	幸区古市場2-67	

医療機関名	住所1	住所2
石永医院	幸区下平間130	
南武医院	幸区下平間205	
横山在宅診療所	幸区下平間23-1 2F	
まつやまクリニック	幸区下平間341	レオナⅢ2F
千梨内科クリニック	幸区下平間359	レオナV201
ナカオカクリニック	幸区下平間38	
パークシティー皮フ科泌尿器科	幸区小倉1-1	パークシティー新川崎クリニック棟211
パークシティークリニック	幸区小倉1-1	パークシティー新川崎クリニック棟217
木村整形外科	幸区小倉1-3-14	
栗田病院	幸区小倉2-30-13	
柁原医院	幸区小倉3-23-4	
たぐま幸クリニック	幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
川崎やまぶきクリニック	幸区小倉5-5-23号1階	
小倉かとう内科	幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール1F
南加瀬ファミリークリニック	幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
南加瀬しらい整形外科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3F
川崎南部在宅診療所	幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルパレス1F-B
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	幸区南加瀬3-25-1	
生駒クリニック	幸区南加瀬4-27-6	
鎌田医院	幸区南加瀬4-30-2	
メディ在宅クリニック	幸区矢上2-7	
高橋クリニック	幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	幸区北加瀬2-11-3	
はとりクリニック	幸区鹿島田1-8-33	
鹿島田病院	幸区鹿島田1-21-20	
新川崎耳鼻咽喉科医院	幸区鹿島田2-24-11	
あむろ内科クリニック	中原区上丸子八幡町796	
田中内科クリニック	中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	中原区新丸子東1-788	
サンマルコクリニック	中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	中原区新丸子東1-826	新丸子東口ビル1F
新丸子整形外科	中原区新丸子東1-831	
丸子クリニック	中原区新丸子東1-840	ダイアパレス新丸子1F
さくらライフ新丸子クリニック	中原区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子202
こすぎ駅前クリニック 内科・消化器内科	中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	中原区新丸子東3-1100-14	2F
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	中原区新丸子東3-1100-14	2F
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック	中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
武蔵小杉皮ふ科	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階454
むさし小杉内科クリニック	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
山出内科	中原区新丸子町727-1	
えじり子供クリニック	中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
山口外科	中原区新丸子町745-3	
荒田内科クリニック	中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	中原区新丸子町748 1F	
前田医院	中原区新丸子町765	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	中原区新丸子町765	

医療機関名	住所1	住所2
かわいクリニック武蔵小杉	中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
在宅療養支援クリニック かねでの風 かわさき中央	中原区丸子通1-413	ヴィラ新丸子101
松本クリニック	中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
わたたに医院	中原区下沼部1747	
やまと診療所武蔵小杉	中原区下沼部1760	カインド玉川3階
武蔵小杉内科・漢方・循環器	中原区下沼部1810-1	シティハウス武蔵小杉2階
こだま診療所	中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101
中村医院	中原区下沼部1930-2	
小杉内科ファミリークリニック	中原区中丸子13-21	LROCKS2F
亀谷クリニック	中原区中丸子361	
平間クリニック 内科・泌尿器科	中原区中丸子589-11	
菊岡内科医院	中原区田尻町35	
小林医院	中原区北谷町31	
わたなべ眼科医院	中原区北谷町45-3	アズハウス1F
中橋メディカルクリニック	中原区北谷町51-9	
平間耳鼻咽喉科医院	中原区北谷町693	マルヨシビル1F
二宮内科小児科クリニック	中原区北谷町693	
内田クリニック	中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉せのお内科クリニック	中原区市ノ坪26	コウトビル2F
キャップスクリニック武蔵小杉	中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
もくぼ内科クリニック	中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	中原区荻宿24-37	
野口クリニック	中原区西加瀬16-10	メディカルブレイス元住吉
ふるや耳鼻咽喉科整形外科医院	中原区西加瀬4-12	
徳植医院	中原区木月1-2-24	
もとすみ皮フ科	中原区木月1-21-7	小山ワールドビル2F
元住吉駅前こころみクリニック	中原区木月1-22-1	元住吉プラザ2階3階
綾部内科クリニック	中原区木月1-23-7	
おおたクリニック	中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉2F
豊崎医院	中原区木月1-31-10	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
宮尾クリニック	中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	中原区木月2-12-18	
北村医院	中原区木月2-14-6	
みやぎ内科クリニック	中原区木月3-25-10	
田中整形外科	中原区木月3-32-18	
毛利医院	中原区木月3-5-33	
江島整形外科クリニック	中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	中原区木月祇園町14-16-116	
久保田クリニック	中原区木月祇園町15-1	
中島クリニック	中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	中原区井田1-36-3	1F
すずき耳鼻咽喉科クリニック	中原区井田1-36-3	
島脳神経外科整形外科医院	中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	中原区下小田中1-15-33	
たかはし内科	中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
神保内科クリニック	中原区下小田中2-1-31	1F

医療機関名	住所1	住所2
むさし整形外科	中原区下小田中2-1-31	2F
ますみ皮膚科	中原区下小田中2-16-1	福康ビル1F
山高クリニック	中原区下小田中2-33-39	
田中耳鼻咽喉科クリニック	中原区下小田中2-4-29	1F
なかはら内科クリニック	中原区下小田中3-30-3	
すずむらクリニック	中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
武蔵中原しくらクリニック	中原区下新城2-1-38	1F
回生医院	中原区新城中町2-10	
在宅テラス診療所なかはら	中原区新城1-17-5	
京浜総合病院	中原区新城1-2-2	
新城テラスクリニック	中原区新城1-4-3	
中原整形外科	中原区新城1-8-9	
大迫内科クリニック	中原区新城2-15-2	
ごんどう整形外科	中原区新城3-2-13	ラヴィスタ5F・6F
春原内科クリニック	中原区新城3-2-13	
中島こどもと家族のクリニック	中原区新城3-5-1	
宮崎医院	中原区新城3-13-8	
新城整形外科	中原区新城4-1-4	
新城皮膚科	中原区新城4-10-1	
新城そよかぜ内科・呼吸器内科	中原区新城5-4-2	noma4F
やまだ内科クリニック	中原区上新城1-2-28	2F
はる内視鏡クリニック	中原区上新城2-11-25	3F
ふじむら耳鼻咽喉科	中原区上新城2-11-29	2F
新城女性のクリニック	中原区上新城2-11-29	4F
うちだこどもクリニック	中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
武蔵新城メディカルクリニック	中原区上新城2-3-16	LAPORTA2F
武蔵新城プレストクリニック	中原区上新城2-4-5	福水1F
おばな内科クリニック	中原区上新城2-4-8	
ハウズクリニック渡邊内科	中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	中原区宮内2-12-1	
おくせ医院	中原区上小田中1-26-1	
池田整形外科	中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル
だんのうえ眼科クリニック	中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
ポプラメディカルクリニック	中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
つちや内科・循環器内科	中原区上小田中5-2-7	1F
武蔵中原まちいクリニック	中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
はらクリニック	中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原むかいだ整形外科	中原区上小田中6-26-3	パルムコート2F
はりまや耳鼻咽喉科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス1F
武蔵小杉整形外科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
小杉中央クリニック	中原区小杉町1-403 - 35	武蔵小杉タワープレイス2F
前田記念武蔵小杉クリニック	中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
医大前内科クリニック	中原区小杉町1-509-1	マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ 1階
すぎのこ皮ふ科クリニック	中原区小杉町1-524-2	M・H武蔵小杉シャーマンズ201
塚原クリニック	中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
のなみクリニック	中原区小杉町1-547-83	
コスギコモンズクリニック	中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉 ザ・ガーデン ウェスト 1F
はなまるクリニック	中原区小杉町2-313	ボン・ルテュール小杉1階
むらた内科クリニック	中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3階
こころと痛みクリニック	中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ小杉1階

医療機関名	住所1	住所2
山越泌尿器クリニック	中原区小杉町3-252-104	
みのわ耳鼻咽喉科	中原区小杉町3-257-4	2F
こすぎ皮ふ科	中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
こすぎ坂本医院	中原区小杉町3-441	伊達ビル2階B室
加藤順クリニック	中原区小杉町3-441-1-2F	
さとうクリニック	中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
高見整形外科	中原区今井南町21-35-101	ルミエール南II 1階(B)・2階(B)
岡島クリニック	中原区今井南町21-35-102	
中原すみれクリニック	中原区今井南町28-50	阿部ビル
さかい医院	中原区今井南町9-34	
田口小児科医院	中原区今井仲町10-18	
清水医院	中原区今井仲町12-12	
たむらクリニック	中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	中原区今井西町2-58	
神田クリニック	中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	
溝のロクリニック	高津区溝口1-12-20	
洲之内内科	高津区溝口1-13-16-102	
総合高津中央病院	高津区溝口1-16-7	
安藤整形外科	高津区溝口1-5-2	
宮川内科医院	高津区溝口1-6-1	
MED AGREE CLINICかわさき	高津区溝口2-14-6	シマヤビル5階
溝の口おかもと糖尿病内科	高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
溝の口脳神経外科クリニック	高津区溝口2-14-31	3階
田園二子クリニック	高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル2F
鈴木医院	高津区溝口2-18-46	
住永クリニック	高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
優ウィメンズクリニック	高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
高津駅前はら内科ハートクリニック	高津区溝口3-7-11 3F	
猿谷耳鼻咽喉科医院	高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルI 3F
川崎高津診療所	高津区溝口4-1-3	T・Iビルディング4階
三輪内科おなかクリニック	高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
二子クリニック	高津区二子1-11-15	
高津内科クリニック	高津区二子3-33-20	
おひさまげんきクリニック	高津区二子4-1-5	川田ビル1A
プレストケア高津	高津区二子5-2-1	中興・2ビル 3階
窪田医院	高津区二子5-10-1	
二子新地ひかりこどもクリニック	高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
高橋内科医院	高津区諏訪1-9-1	諏訪平壱番館1F
はっとりファミリークリニック	高津区北見方2-16-1	1F
ハートフル川崎病院	高津区下野毛2-1-3	
もぎたて耳鼻咽喉科	高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
消化器と診断・治療内視鏡クリニック	高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya3F
つるや内科クリニック	高津区久本1-6-5	
溝の口慶友クリニック	高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
みぞのくちファミリークリニック	高津区久本3-14-1-1F	
サンライズクリニック	高津区久本3-2-22-102	
豊田クリニック	高津区久本3-2-3	

医療機関名	住所1	住所2
廣津医院	高津区久本3-6-1-212	
坂戸診療所	高津区坂戸1-6-18	
溝の口胃腸科・内科クリニック	高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
KSPクリニック	高津区坂戸3-2-1	KSPビル西5F
梶ヶ谷クリニック	高津区末長1-23-17	
そめや内科クリニック	高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
山本整形外科医院	高津区末長1-8-20	
梶が谷駅前内科クリニック	高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
アクアこどもクリニック	高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
福住医院	高津区末長3-12-3	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	高津区新作3-1-4	
介護老人保健施設 ゆい	高津区新作3-7-1	
片倉病院	高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	高津区新作4-12-6	
かたおか小児科クリニック	高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	高津区梶ヶ谷6-2-8	
つきおかメディカルクリニック	高津区千年新町28-3	
千年診療所	高津区千年新町29-5	
桐村医院	高津区千年200-5	
いずみ泌尿器科皮フ科	高津区千年301-1-203	
千年ファミリークリニック	高津区千年637-4	
しまむらクリニック	高津区子母口497-2	子母ロクリニックモール1F
子母口整形外科	高津区子母口497-2	子母ロクリニックモール2F
介護老人保健施設たかつ	高津区子母口498-2	
山本医院	高津区子母口728-4	
子母口耳鼻咽喉科医院	高津区子母口970-1	
伊藤医院	高津区久末1894	
森クリニック	高津区久末9-1	
野川整形外科	高津区東野川1-7-9	1F
福西内科クリニック	高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
ゆめこどもクリニック	高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
大久保クリニック	高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
久地さとう医院	高津区宇奈根637-5	
川崎高津クリニック	高津区宇奈根638-1	
介護老人保健施設 樹の丘	高津区久地4-19-1	
久地診療所	高津区久地4-19-8	
内田内科	高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
村川内科クリニック	高津区久地4-24-5	2階
松岡クリニック	高津区下作延2-35-1	スペースアムニティ梶ヶ谷2階
溝ノ口診療所	高津区下作延4-10-11	
メディクス溝の口ガーデンクリニック	高津区下作延5-29-1	クラーチ溝の口1階
みぞのくち南口皮ふのクリニック	高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール4F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2F
椿クリニック	高津区下作延2-3-38	TKビル301
木暮クリニック	高津区下作延2-4-3	溝の口メディカルモール3階
武井クリニック	高津区下作延2-7-26-101	
国島医院	高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
おうちのドクター川崎	高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷202
メディクスクリニック溝の口	高津区下作延5-11-12	

医療機関名	住所1	住所2
津田山クリニック	高津区下作延6-4-1	
木下耳鼻咽喉科医院	高津区下作延6-5-11	
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	
森島小児科内科クリニック	宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
きたじま内科・脳神経クリニック	宮前区東有馬5-1-2	
ありま眼科	宮前区東有馬5-23-22	
本村医院	宮前区東有馬5-24-1-1F	
れいんぼう川崎診療所	宮前区東有馬5-8-10	
鷺沼診療所	宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	宮前区有馬3-10-7	
東横恵愛病院	宮前区有馬4-17-23	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	宮前区有馬5-19-7-201	
青野診療所	宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第一ビル2F-1
鷺沼ファミリークリニック	宮前区鷺沼3-2-6	鷺沼センタービル6階
本田医院	宮前区鷺沼1-10-11	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルエスタ203
吉田皮フ科	宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼ヴェルエスタ202
山口整形外科	宮前区鷺沼1-18-10	4階
春待坂ハートクリニック	宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース3F
田園都市クリニック	宮前区鷺沼1-22-7	
さぎぬま一丁目クリニック	宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
こにしクリニック	宮前区鷺沼1-3-13	
さぎぬま脳神経クリニック	宮前区鷺沼3-2-6	
鷺沼整形外科クリニック	宮前区鷺沼3-2-6-2F	
丸田クリニック	宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	宮前区鷺沼4-10-5	
すずか小児科・皮ふ科クリニック	宮前区土橋1-21-11	
やがわ内科・消化器内科	宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
宮前平医院	宮前区土橋2-1-30	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ203
さぎぬま高橋内科クリニック	宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ204
河野医院	宮前区土橋3-3-4	
宮前平いわなみ眼科	宮前区土橋7-1-3	メディカルプラザ宮前区役所前2F
つちはし整形外科リウマチ科	宮前区土橋7-26-6	
川本整形外科	宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平内科クリニック	宮前区宮前平2-15-2	
K-クリニック	宮前区宮前平2-1-6	
福島内科医院	宮前区宮前平2-19-9	
宮前平第2クリニック	宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
たかの循環器内科クリニック	宮前区宮前平3-2-1	
神奈川ひまわりクリニック	宮前区宮前平3-3-26	
川崎ヒューマンクリニック	宮前区小台1-17-3-101	
鷺沼透光診療所	宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6F
あると内科クリニック	宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
菊岡医院	宮前区小台2-22-7	

医療機関名	住所1	住所2
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
いんどりレディースクリニック宮前平	宮前区小台2-5-1-303	
宮前平健栄クリニック	宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
東方医院	宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平トレイン耳鼻咽喉科	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3階
宮前平整形外科クリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール2F
宮前平すがのクリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
いぬくら内科医院	宮前区犬蔵1-9-45	エスマンション101
たかはしメモリークリニック	宮前区犬蔵2-7-1	
老人保健施設レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9	
清水台はっとり内科・消化器内科クリニック	宮前区犬蔵3-9-12 1F	
水沢クリニック	宮前区水沢2-20-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	宮前区水沢2-20-1	
北部市場クリニック	宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	宮前区潮見台6-7-103	
ゆりかごクリニック	宮前区菅生1-2-20	イズミール103
あおやぎ内科循環器クリニック	宮前区菅生2-1-9	
おおたけファミリークリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
くさか整形外科クリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン1F
鎌田クリニック	宮前区平2-11-3	YOUビル1F
いしだ内科外科クリニック	宮前区平4-4-1	
宮前平グリーンハイツ診療所	宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	宮前区神木2-2-1-2F	
どんぐりクリニック	宮前区宮崎1-8-21	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮崎台耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-8	2F
たかはしクリニック	宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサハ1階
宮崎台クリニック	宮前区宮崎3-14-23	
もぎ循環器科内科医院	宮前区宮崎5-14-19	
いのうえクリニック	宮前区宮崎5-14-2	
宮前つばさクリニック	宮前区宮崎6-9-5	2F
大野医院	宮前区馬絹3-8-34	
みやまえファミリークリニック	宮前区馬絹4-4-13	
きりはら内科消化器クリニック	宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
小野田医院	宮前区馬絹6-22-14	
帝京大学老人保健センター	宮前区野川本町2-13-6	
馬目整形外科・内科クリニック	宮前区野川本町1-3-1	
好生堂医院	宮前区野川本町2-2-10	
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	宮前区南野川3-23-1	
佐治医院	宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	宮前区野川台3-7-1	
特別養護老人ホームみかど荘 医務室	宮前区西野川3丁目39番18号	
村上循環器科内科皮膚科	宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F

医療機関名	住所1	住所2
こども元気!内科クリニック	宮前区西野川1-4-17	
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	
いなだ整形外科ひふ科	多摩区菅4-3-35 1F	
てづか内科・循環器クリニック	多摩区菅1-5-12-1A	
稲田堤メディカルクリニック	多摩区菅2-15-5	
西村クリニック	多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
関口内科医院	多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
稲田堤ふくまるハートクリニック	多摩区菅3-2-3	CEREJEIRA MITSU 1階
コハル内科	多摩区菅4-1-1-101	
清水小児科クリニック	多摩区菅6-13-20	
にし整形外科ペインクリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28	カーサトゥールム1階103
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	多摩区菅馬場1-1-27	
介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター	多摩区菅仙谷4-1-3	
大倉消化器科外科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	よみうりランドクリニックモール2F
つじ内科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
あいクリニック産婦人科・小児科	多摩区菅仙谷4-1-5	
みやもと訪問クリニック	多摩区菅北浦2-17-15	マスダエレメントビル3階
稲田小児科医院	多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	多摩区菅北浦4-11-25	
多摩クリニック	多摩区布田2-24	
中野島糖尿病クリニック	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA 2F
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
藤田クリニック	多摩区中野島3-14-37	
池田小児科医院	多摩区中野島3-15-15	
牧野クリニック	多摩区中野島3-27-34	パードタウン7番館1F
中野島診療所	多摩区中野島4-9-1	
中野島小児科クリニック	多摩区中野島6-22-9	
木村耳鼻咽喉科	多摩区中野島6-26-1	フジヨシハイム2F
中野島北口ロコガワクリニック	多摩区中野島6-26-2	2F
中野島整形外科	多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム1F
鈴木内科医院	多摩区登戸新町188	
多摩ファミリークリニック	多摩区登戸新町337	エニービル1F
中村医院	多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸内科・脳神経クリニック	多摩区登戸新町434	
木下医院	多摩区登戸新町98	
多摩いぐさクリニック	多摩区登戸2079-4	サンシティⅡ201号
多摩脳神経外科	多摩区登戸1654	エス・オービル
岡野内科医院	多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
たまふれあいクリニック	多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
公文内科クリニック	多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
大串整形外科	多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
たま耳鼻咽喉科	多摩区登戸1842	M's core 1F
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	多摩区登戸2052	ヨシザワプラザビル3階
あかりクリニック	多摩区登戸2066-1 101	
すずき内科クリニック	多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
たけやま呼吸器・内科クリニック	多摩区登戸2427-5	メディカルブレイスタナカ3F
登戸ハナミズキ内科	多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
登戸プライマリアクアクリニック	多摩区登戸2498	ウインドワード6F

医療機関名	住所1	住所2
登戸なかにたに消化器・糖尿病内科	多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
藤井整形外科	多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸2F
ささき腎泌尿器クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil301
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	多摩区登戸2662-1	ブラザ向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
こう内科クリニック	多摩区登戸2766-5	SKビル101
むこうがおかクリニック	多摩区登戸2767番地	サンシャイン向ヶ丘2階
ゆきぼしクリニック	多摩区登戸2777	N100ビル302号室
武田病院	多摩区登戸3193	
豊田クリニック	多摩区登戸3200	
桜クリニック	多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	多摩区登戸3356-1	
登戸きむら皮フ科クリニック	多摩区登戸3356-1	ルークス1F-A
登戸診療所	多摩区登戸3398-1	大樹生命登戸ビル2階
あさい内科医院	多摩区登戸538	
すばる診療所	多摩区登戸598-2	
石原内科医院	多摩区宿河原3-10-3	セルシオIT0
本橋内科クリニック	多摩区宿河原3-1-6	
久保田診療所	多摩区宿河原4-21-23	
井上医院	多摩区宿河原4-25-2	
渡辺耳鼻咽喉科	多摩区宿河原4-25-2 101	
かじもと整形外科	多摩区宿河原4-28-8	エスポワール宿河原1F
コクボ診療所	多摩区宿河原6-33-9-1F	
高橋クリニック	多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	多摩区长尾5-2-2-101	
介護老人保健施設 遊花園	多摩区桁形6-4-25	
西根医院	多摩区桁形1-8-38	
介護老人保健施設 三田あすみの丘	多摩区三田1-14-2	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	多摩区三田1-8-9	グレイスイヅミ106号室
黒須内科クリニック	多摩区长沢4-2-9-207	
よつば診療所	多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
土屋医院	多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	多摩区南生田4-11-8	
須田メディカルクリニック	多摩区南生田4-20-2	
五十嵐レディースクリニック	多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモール1F
大森医院	多摩区南生田7-20-21	
読売ランド前すわクリニック	多摩区西生田1-8-1-102	
岸内科胃腸科医院	多摩区西生田2-2-5	
山崎クリニック	多摩区西生田3-26-7	
水上内科医院	多摩区西生田3-9-26	
原田内科クリニック	多摩区西生田4-16-24	
生田病院	多摩区西生田5-24-1	
中村クリニック	多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
中込内科クリニック	多摩区生田7-2-13	SKビル2F
宮部耳鼻咽喉科医院	多摩区生田7-2-7	
渡辺小児科医院	多摩区栗谷3-1-1-207	
石田整形外科	多摩区栗谷3-1-6	
川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	麻生区細山1203	
百合が丘すみれクリニック	麻生区細山2-8-2	

医療機関名	住所1	住所2
くぼ皮膚科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
セントラル整形外科	麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F403
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
しんゆり耳鼻咽喉科	麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
だいたうたじま眼科	麻生区万福寺1-2-2	新百合21ビルB1F
あさおクリニック	麻生区万福寺1-8-10	
新ゆりクリニック	麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101
光中央診療所	麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合ヶ丘1階
さくらクリニック	麻生区万福寺3-2-1	
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
しんゆり青木整形外科	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
リスホームケアクリニック	麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシャンブル204
嶋崎内科医院	麻生区千代ヶ丘8-1-1	
百合丘外科産婦人科	麻生区百合丘1-14-6	
百合丘水野クリニック	麻生区百合丘1-16-22	
吉松クリニック	麻生区百合丘1-16-2-301	
ふるたクリニック	麻生区百合丘1-19-2	
百合ヶ丘駅前クリニック	麻生区百合丘1-2-1	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	麻生区百合丘1-2-1-201	
ひろわたり眼科	麻生区百合丘1-5-1	
林整形外科	麻生区百合丘1-5-19	
いしだクリニック	麻生区百合丘2-7-1	
みねき内科クリニック	麻生区東百合丘2-29-10	
介護老人保健施設 虹が丘リハビリケアセンター	麻生区王禅寺963-11	
たま日吉病院	麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	麻生区白山4-1-1	
虹ヶ丘クリニック	麻生区虹ヶ丘3-2-1 1階	
あさお・百合クリニック	麻生区虹ヶ丘1-10-1	
米田胃腸科外科医院	麻生区王禅寺西1-24-1	
王禅寺公園クリニック	麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	麻生区王禅寺西4-3-8	
ごみぶちクリニック	麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
王禅寺整形外科	麻生区王禅寺東3-26-6	
藤木内科医院	麻生区王禅寺東1-9-3	
岡崎医院	麻生区王禅寺東2-13-1	
かねこ眼科クリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル3F
堀野メディカルクリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
葛西皮膚科医院	麻生区王禅寺東4-13-5	
ミオ医院	麻生区王禅寺東5-1-5	
新百合ヶ丘介護老人保健施設つくしの里	麻生区上麻生3-14-20	
内田毅クリニック	麻生区上麻生4-15-1	山口台ビル4階
新百合ヶ丘ステーションクリニック	麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新ゆり眼科	麻生区上麻生1-3-4	WAKAビル5F
新ゆり武内クリニック	麻生区上麻生1-3-5	
新ゆり整形外科	麻生区上麻生1-3-5	
新百合ヶ丘石田クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
しんゆり皮フ科クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
かじもと耳鼻咽喉科	麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	麻生区上麻生1-9-10	

医療機関名	住所1	住所2
クロキ形成外科クリニック	麻生区上麻生1-9-10	
あさお診療所	麻生区上麻生2-1-10	
上麻生内科	麻生区上麻生2-11-21	
渡辺内科消化器科医院	麻生区上麻生4-34-5	
しんゆり脳神経外科クリニック	麻生区上麻生4-35-5	
柿生すずき内科循環器内科	麻生区上麻生5-23-6	
柿生内科クリニック	麻生区上麻生5-38-10	
かとう整形外科	麻生区上麻生5-39-15	ハルグラン柿生1階
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	麻生区上麻生5-40-1	
もちづき泌尿器科クリニック	麻生区上麻生5-40-1	鈴木ビル2階
かきお北口皮膚科クリニック	麻生区上麻生5-40-4	
ともクリニック	麻生区上麻生5-6-8	
麻生リハビリ総合病院	麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	麻生区上麻生6-28-20	
にもり内科クリニック	麻生区上麻生6-29-36	
おおたクリニック	麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
かきお駅前さいとうクリニック	麻生区上麻生6-39-35	
みぞぶちクリニック	麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
渡辺クリニック	麻生区上麻生7-22-11	
川崎麻生クリニック	麻生区下麻生3-21-5	1階2号室
だるま内科・内視鏡クリニック	麻生区下麻生2-3-7	
かきお整形外科	麻生区下麻生3-21-5	麻生メディカルセンター 2F
キウイファミリークリニック	麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	麻生区片平1782	
栗平おさだ皮膚科	麻生区白鳥3-5-1	シャンテ102
すこやかこどもクリニック	麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1-B
井上医院	麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	麻生区五力田2-14-6	
平井内科クリニック	麻生区五力田2-2-1-103	
新百合ヶ丘龍クリニック	麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢都古255	
池内クリニック	麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
特別養護老人ホームあさおの丘 医務室	麻生区栗木台1-12-1	
栗木台かわぐちクリニック	麻生区栗木台1-2-3	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	麻生区黒川318	
はるひ野内科クリニック	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-1F
はるひ野整形外科	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジB棟-1F
世田谷記念病院	東京都世田谷区野毛2-30-10	
鶴川記念病院	東京都町田市三輪町1059番地1	
天本病院	東京都多摩市中沢2-5-1	
介護老人保健施設 ナーシングプラザ港北	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	
横浜総合病院	神奈川県横浜市青葉区鉄町2201-5	
森山病院	神奈川県横浜市鶴見区潮田町3-145-4	
横浜鶴見リハビリテーション病院	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145-1	
介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	
イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院	神奈川県横浜市戸塚区川上町690-2	

## 川崎市告示第4号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を

整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年1月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類	路線名	区間
都市計画道路	尻手黒川線	川崎市麻生区片平2丁目23番地先から(起点) 川崎市麻生区片平4丁目3番地先まで(終点)

川崎市告示第5号

以下の者を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年1月7日

川崎市長 福田 紀彦

1 指定納付受託者の名称及び所在地

所在地	名称	代表者名
東京都渋谷区 神宮前6丁目25番14号	株式会社 スペースマーケット	代表取締役 重松 大輔

2 指定納付受託者に委託する歳入の内容

川崎市立学校の施設の開放に関する規則(昭和51年川崎市教育委員会規則第12号)に規定する学校施設開放使用料

3 指定日

令和7年1月7日

4 委託期間

令和7年1月14日から令和7年3月31日まで

川崎市告示第6号

令和6年4月1日施行の、「地方自治法の一部を改正する法律附則第2条第3項」の規定に基づき、以下の保険料について収納事務を下記の私人に委託したので、告示します。

令和7年1月7日

川崎市長 福田 紀彦

記

1 収納事務を委託する保険料

- (1) 国民健康保険料
- (2) 介護保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料

2 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
 名称 株式会社N T T データ  
 代表者 代表取締役社長 佐々木 裕

3 委託期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日まで

川崎市告示第7号

川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)第

16条第3項の規定により物品出納員を設置し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、下記変更前のおり委任させていたところですが、委任させた事務の範囲を下記変更後のおりとすることにしましたので、同項後段の規定により告示します。  
変更前

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
教育委員会事務局学校教育部区教育担当(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)のうち、物品事務を担当する担当係長	教育委員会事務局学校教育部区教育担当(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)の物品(基金に属する動産含む。)の出納保管に関する事務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

変更後

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
教育委員会事務局学校教育部区教育担当(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)のうち、物品事務を担当する担当係長	教育委員会事務局学校教育部区教育担当(川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区)及び新小倉小学校開校準備担当の物品(基金に属する動産含む。)の出納保管に関する事務	令和7年1月9日から令和7年3月31日まで

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第8号

中原区宮内一丁目の宮内新横浜線予定地(自動車駐車場、自転車駐輪場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 詳細は、「入札占用指針」のおり。

(別紙省略)

2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 川崎市役所本庁舎17階  
 川崎市建設緑政局  
 道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

中原区宮内一丁目の都市計画道路宮内新横  
浜線予定地(自動車駐車場、自転車駐輪  
場)入札占用指針

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用户から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとします。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

2 概要

(1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

(2) 道路の占用の場所

- ア 所在地 川崎市中原区宮内一丁目1480-1
- イ 占用面積 78㎡(別紙「物件明細」参照)

(3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日(最長)

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該区域内及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行なってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組

(5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。

(6) 占用料の額の最低額

510円(ひと月、1㎡ 当たり)

川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間  
510円/月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする

3 占用入札参加資格

(1) 4 に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものではないこと

(4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき

関係を有している場合

コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1-1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載してください。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載するとともに、1年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等 (様式1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法 (様式1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載してください。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。(取組の内容及び方法等を1つ以上記載してください) ・防災に関する取組 ・環境配慮に関する取組 ・地域との協働に関する取組 ・地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。
法人概要 (様式3-1)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。
役員名簿 (様式3-2)	なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。

災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分～令和7年2月27日午後5時

(入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにお願いします。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して

通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書(様式7)に必要な事項を記載の上、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和7年2月27日午後5時(必着)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにお越しください。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は送付(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時(必着)

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代

表者もしくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

ア 日時

令和7年3月6日 午前11時00分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態であると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です(占有を希望する期間の合計額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占有の場所、落札額を通知します。また、HPに入札の実施結果(道路の占有の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占有の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占有許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局 道路河川整備部 道路整備課

(2) 認定入札占用計画の変更

占有物件及び占有場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占有物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占有の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占有入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

8 道路の占有許可

(1) 占有許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占有許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本1番地16階  
川崎市建設緑政局  
道路河川管理部 路政課  
占有係

イ 申請書類

(ア) 道路占有許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知(写し)

(エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

ウ 申請期限

(ア) 占有許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占有許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占有許可の条件

道路占有者又は認定計画提出者(以下「占有者」

という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路  
 占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条  
 例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してく  
 ださい。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使  
 用許可であること、また、いかなる場合も借地借家  
 法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示  
 に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占  
 用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、  
 すべて本市の決定するところによるものとします。

#### ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して  
 返還してください。原状回復とは、占用範囲  
 (面積)内に現存する工作物や施設等を除却  
 し、道路予定区域を占用開始時(前占用者か  
 ら引継いだ物件がある場合はその前)の状態  
 まで戻すことを意味します。ただし、道路管  
 理者と協議し、道路管理者の指定する合理的  
 な状態で返還することができます。なお、配  
 管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却  
 することを原則とします。

(イ) 占用者が原状回復の義務を履行しないとき  
 は、本市は自ら原状回復を行った上で、それ  
 に要した費用を占用者に請求できるものと  
 し、この場合において、占用者は何ら異議を  
 申し立てることができません。

#### イ 用途指定

占用者は、占用を許可された期間中、占用を許  
 可された用途以外の用途に供してはなりません。  
 また、いかなる場合でも、下記に該当する用途で  
 は利用できません。

(ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等  
 を発する物件を保管し、又は設置すること。

(イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。

(ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと  
 予想される用途に使用すること。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する  
 法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは  
 法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれ  
 のある団体等に指定されているものの事務所  
 その他これらに類するものなど、公序良俗に  
 反する用途に使用すること、また、同法第2  
 条第2号に規定する暴力団の利益になり、又  
 はそのおそれがあると認められる用途に使用  
 すること。

(オ) 建物等を建築すること。

(カ) 自動販売機を設置すること。

(キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使  
 用すること。

(ク) 第三者を介してアからキの用途に使用させる  
 こと。

#### ウ 権利譲渡、負担等

(ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原  
 則、一般承継の場合のみ認めるものとします。  
 道路占用に関する権利の譲渡を受けた者の一  
 般承継人(※)は、被承継人が有していた占  
 用許可に基づく地位を承継します。また、占  
 用者は、市長が承認した場合を除き、占用に  
 関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは  
 占用物件を他人に使用させることはできません。  
 なお、占用者の変更(組織の代表者の変更等)  
 や住所若しくは所在地又は氏名若しくは  
 名称を変更したとき、又は占用者の状況に  
 変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、  
 その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存  
 続する法人(吸収合併の場合)、合併により  
 新たに設立された法人(新設合併の場合)  
 などをいいます。

(イ) 占用者は、占用物件の設置又は占用物件及び  
 占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損  
 害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、  
 損害を賠償し又は紛争を解決しなければなら  
 ないものとします。

(ウ) 前号に掲げる場合のほか、占用者は、この条  
 件に定める義務を履行しないため本市に損害  
 を与えたときは、その費用に相当する額を負  
 担しなければならないものとします。

(エ) 占用許可の取り消しが行われた場合におい  
 て、占用者は、占用物件及び占用場所に投じ  
 た改良のための有益費、修繕費等の必要経費  
 その他の費用を請求しないものとします(有  
 益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終  
 了までの見込み収益についても費用を請求し  
 ないものとします。(有益費等の請求権の放棄)

(オ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係  
 手続き等の失念及びその手続き等の時間を考  
 慮しなかった等の理由により、当初の見込み  
 と異なる費用の出費及び損害等が発生したと  
 しても、その責を負わないものとします。

(カ) 本市は、自然災害による被害について、その  
 責を負わないものとします。

(キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、  
 占用者の負担になります。占用者は、占用許  
 可を受けた物件(以下「占用物件」という。)

及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占用者ご自身で確認してください。

(ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。

(ケ) 必要な関係法令等(適用される地域のルール等を含む)及びインフラ関係の調査・手続きは、占用者自身で行ってください。

※別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。

(コ) 占用期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは占用者ご自身で対応してください。

#### エ 占用許可の取り消し又は変更

次に示すものに該当するときは、本市の占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができる。

(ア) 占用者が許可条件に違反したとき

(イ) 本市において占用場所を必要とするとき

(ウ) 「入札占用計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

#### オ 占用者の協力

(ア) 道路に関する維持管理又は工事を行うための道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

(イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。

(ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めること。また、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行うこと。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力すること。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応すること。

#### (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用

を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認し、所定の手続きののち、占用期間の更新ができるものとします。

占用者が占用期間の更新を希望する場合は、川崎市道路占用規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとしてします。

#### (4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占用計画に記載された期間の占用月数及び占用面積を乗じた額としてします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとしてします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとしてします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月額としてします。

オ 既納の占用料は還付しません。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

#### 9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとしてします。

(2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担としてします。

(3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

(5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがない

いものについては、開示対象となる場合があります。

- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。
- (8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしなさないでください。
- (9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。
- (10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。
- (11) 広告物は、自家用のもののみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

#### 10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課  
担当 藤森、齋藤  
電話 044-200-2742  
Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

#### 川崎市告示第9号

中原区宮内二丁目の鹿島田菅線予定地(自動車駐車場、自転車駐輪場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

#### 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

##### (1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

##### (2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

中原区宮内二丁目の都市計画道路鹿島田菅線予定地(自動車駐車場、自転車駐輪場)  
入札占用指針

#### 1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとします。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

#### 2 概要

##### (1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

##### (2) 道路の占用の場所

ア 所在地 川崎市中原区宮内二丁目1510-1

イ 占用面積 91㎡(別紙「物件明細」参照)

##### (3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日(最長)

##### (4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行なってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組

(5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。

(6) 占用料の額の最低額

510円(ひと月、1㎡当たり)

川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間  
510円/月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする

3 占用入札参加資格

(1) 4に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求められることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画(様式1-1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載してください。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載するとともに、1年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。 計画図等
計画図等(様式1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法(様式1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置(様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法を記載してください。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法を1つ以上記載してください。) ・防災に関する取組 ・環境配慮に関する取組 ・地域との協働に関する取組 ・地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。
法人概要(様式3-1)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
役員名簿(様式3-2)	

災害等非常時における連絡体制(様式4)	占用予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書(様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

## (2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

## ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

## イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

## エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

## 5 入札までの流れ

## (1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

&lt;市HP&gt;

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

## ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

## イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## ウ 質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分～令和7年2月27日午後5時

(入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにお願いします。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

## (3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、書面(様式7)にて必要事項を記載の上、提出してください。

## ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

## イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

## ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## エ 質問書の申込提出期間

令和7年2月27日午後5時まで

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにお願いします。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

## 6 入札の実施

## (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

## ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は送付(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

## イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時まで(必着)

## ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## (2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代

表者もしくは委任を受けている場合はその代理人  
が記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、  
書き換え、引き替え又は撤回することはできませ  
ん。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入  
札者の代理人を兼ねることはできません。

### (3) 開札日時、場所

ア 日時

令和7年3月6日 午前11時20分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関  
をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前か  
ら行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者  
につき、1名までとします。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札  
をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場  
合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別  
しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

### (5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理  
人。以下同じ。)が連合し又は不穩の挙動をするなど  
の場合であって、入札を公正に執行することができ  
ない状態にあると認められるときは、当該入札を延  
期し又はこれを取り止めることがあります。

### (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを  
得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任  
状(様式9)を提出してください。ただし、入札者  
又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に  
関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場するこ  
とはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職  
員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き  
開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用  
料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の  
入札を行います。この場合において、入札者は道  
路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出  
してください。ただし、開札に立ち会わなかった  
者は再度の入札に参加することはできません。

### (7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に  
定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、  
最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を  
落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における  
1㎡当たりの額です(占用を希望する期間の合計  
額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上  
あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者  
にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるとき  
は、これに代わって入札事務に関係のない職員に  
くじを引かせます。

### (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の  
占用の場所、落札額を通知します。また、HPに入  
札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落  
札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」と  
します。)、落札額)を公表します。

### (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、  
落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、  
落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札  
額の高い入札者を落札者として決定します。

## 7 入札占用計画の認定

### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、  
入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占  
用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認  
定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は  
「個人」とします。)等について、下記の事務所に備  
え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計  
画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続  
に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入  
札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を  
求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

## (2) 認定入札占用計画の変更

占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占用物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8 道路の占用許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎16階  
川崎市建設緑政局 道路管理部  
路政課 占用係

#### イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された入札占用計画
- (ウ) 入札占用計画認定通知(写し)
- (エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

#### ウ 申請期限

- (ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください
- (イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占用者」という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

#### ア 原状回復

- (ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。原状回復とは、占用範囲(面積)内に現存する工作物や施設等を除却し、道路予定区域を占用開始時(前占用者から引継いだ物件がある場合はその前)の状態まで戻すことを意味します。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。なお、配管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却することを原則とします。
- (イ) 占用者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は自ら原状回復を行った上で、それに要した費用を占用者に請求できるものとし、この場合において、占用者は何ら異議を申し立てることができません。

#### イ 用途指定

占用者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

- (ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
- (イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。
- (ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
- (オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築する

こと。

- (カ) 自動販売機を設置すること。
- (キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。
- (ク) 第三者を介してアからキの用途に使用させること。

ウ 権利譲渡、負担等

(ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいいます。

- (イ) 占有者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。
- (ロ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。
- (ハ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします(有益費等の請求権の放棄)。
- (ニ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込みと異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。
- (ホ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。
- (ヘ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、

占有者の負担になります。占有者は、占用許可を受けた物件(以下「占用物件」という。)及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。

- (ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。
- (ケ) 必要な関係法令等(適用される地域のルール等を含む)及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。  
※別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。
- (コ) 占用期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

エ 占用許可の取り消し又は変更

次に示すものに該当するときは、本市の占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができる。

- (ア) 占有者が許可条件に違反したとき
- (イ) 本市において占用場所を必要とするとき
- (ロ) 「入札占用計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

オ 占有者の協力

- (ア) 道路に関する維持管理又は工事を行うための道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。
- (イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。
- (ロ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めること。また、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行うこと。
- (ハ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力すること。
- (ニ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応すること。

## (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占用規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

## (4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占用計画に記載された期間の占用月数及び占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月額とします。

オ 既納の占用料は還付しません。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

## 9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

(5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。

(7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。

(8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしないうでください。

(9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。

(10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。

(11) 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

## 10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課  
担当 藤森、齋藤  
電話 044-200-2742  
Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

## 川崎市告示第10号

中原区小杉三丁目の国道409号予定地(自動車駐車場、自転車駐輪場)入札占用指針道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

中原区小杉三丁目の国道409号予定地(自動車駐車場・自転車駐輪場)入札占用指針

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとしています。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

2 概要

(1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

(2) 道路の占用の場所

- ア 所在地 川崎市中原区小杉三丁目23-5他
- イ 占用面積 101㎡(別紙「物件明細」参照)

(3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(最長)

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行ってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組

(5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。

(6) 占用料の額の最低額

510円(ひと月、1㎡当たり)

川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間  
510円/月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする

3 占用入札参加資格

(1) 4に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものではないこと

(4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が以下のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に

反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはご遠慮ください。

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1-1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載してください。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載するとともに、1年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等 (様式1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法 (様式1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置 (様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載してください。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法等を1つ以上記載してください。) ・ 防災に関する取組 ・ 環境配慮に関する取組 ・ 地域との協働に関する取組 ・ 地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。

法人概要 (様式3-1) 役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。 なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占用計画(様式1～5)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 入札占用指針に関する質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分～令和7年2月27日午後5時(必着)

(入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにしてお越しください。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書(様式7)に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和7年2月27日午後5時(必着)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1時  
までを除きます。)

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知(写し)と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時(必着)

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

ア 日時

令和7年3月6日 午前11時40分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期又はこれを取り止めることがあります。

## (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

## (7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です(占有を希望する期間の合計額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

## (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占有の場所、落札額を通知します。また、市HPに入札の実施結果(道路の占有の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

## (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合や落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

## 7 入札占用計画の認定

## (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占有の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備

え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

## (2) 認定入札占用計画の変更

占有物件及び占有場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占有物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占有の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占有入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8 道路の占有許可

## (1) 占有許可申請手続

認定入札占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占有許可申請を行ってください。

## ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎16階  
川崎市建設緑政局  
道路管理部 路政課 占用係

## イ 申請書類

(ア) 道路占有許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知(写し)

(エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

## ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続きを行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占有者」という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。原状回復とは、占用範囲(面積)内に現存する工作物や施設等を除却し、道路予定区域を占用開始時(前占有者から引継いだ物件がある場合はその前)の状態まで戻すことを意味します。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。なお、配管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却することを原則とします。

(イ) 占有者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は自ら原状回復を行った上で、それに要した費用を占有者に請求できるものとし、この場合において、占有者は何ら異議を申し立てることができません。

イ 用途指定

占有者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

(ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

(イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。

(ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所

その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

(オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築すること。

(カ) 自動販売機を設置すること。

(キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。

(ク) 第三者にアからキの用途で使用させること。

ウ 権利譲渡、負担等

(ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいいます。

(イ) 占有者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。

(ウ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。

(エ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします(有益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとします。(有益費等の請求権の放棄)

(オ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込み

と異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。

(カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。

(キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占有者の負担になります。占有者は、占有許可を受けた物件（以下「占有物件」という。）及び占有許可を受けた場所（以下「占有場所」という。）の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占有物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。

(ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。

(ケ) 必要な関係法令等（適用される地域のルール等を含む）及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。

※ 別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。

(コ) 占有期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

#### エ 占有許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占有許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとします。

(ア) 占有者が許可条件に違反したとき

(イ) 本市において占有場所を必要とするとき

(ウ) 「入札占有計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

#### オ 占有者の協力

(ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占有区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

(イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。

(ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めてください。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報告

を行ってください。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力してください。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応してください。

#### (3) 占有許可の期間

認定した入札占有計画に記載された期間中、占有を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占有規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

#### (4) 占有料の額及び支払方法

ア 占有料の額は、認定入札占有計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占有計画に記載された期間の占有月数及び占有面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占有料徴収条例別表に定める占有料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収します。

ウ 占有料の支払いは、占有を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占有料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中で占有開始又は終了の場合は、同年度の占有料は月額とします。

オ 既納の占有料は還付しません。ただし、市長が占有の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

#### 9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。
- (8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしないうでください。
- (9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。
- (10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。
- (11) 広告物は、自家用のもののみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 川崎市役所本庁舎17階  
 川崎市建設緑政局  
 道路河川整備部 道路整備課  
 担当 藤森、齋藤  
 電話 044-200-2742  
 Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

川崎市告示第11号

高津区北見方一丁目の国道409号予定地  
 (自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 川崎市役所本庁舎17階  
 川崎市建設緑政局  
 道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

高津区北見方一丁目の国道409号予定地  
 (自動車駐車場)入札占用指針

1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとしています。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

2 概要

(1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

(2) 道路の占用の場所

ア 所在地 川崎市高津区北見方一丁目288-13 他

イ 占用面積 130㎡(別紙「物件明細」参照)

(3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(最長)

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行ってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組
- (5) 占用料の徴収方法  
川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。
- (6) 占用料の額の最低額  
510円(ひと月、1㎡ 当たり)  
川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間  
510円/月・㎡ 1ヶ月  
※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする
- 3 占用入札参加資格
  - (1) 4に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること  
※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。
  - (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること
  - (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと
  - (4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
    - ア 道路占用許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
    - イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
    - ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
    - エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
    - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認めるとき  
なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。  
なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画(様式1-1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載してください。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載するとともに、1年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等(様式1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法(様式1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等(様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載してください。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法等を1つ以上記載してください。) ・防災に関する取組 ・環境配慮に関する取組 ・地域との協働に関する取組 ・地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。

法人概要 (様式3-1) 役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。 なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占用計画(様式1~5)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 入札占用指針に関する質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分~令和7年2月27日午後5時(必着)

(入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1時  
までを除きます。)

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書(様式7)に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和7年2月27日午後5時(必着)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1  
時までを除きます。)

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書き、占用入札参加資格確認通知(写し)と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

## イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時(必着)

## ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## (2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者もしくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

## (3) 開札日時、場所

## ア 日時

令和7年3月6日 午前10時00分

## イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

## (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

## (5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

## (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

## (7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です(占用を希望する期間の合計額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

## (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額を通知します。また、市HPに入札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

## (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合や落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

## 7 入札占用計画の認定

## (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備

え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手續に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

### (2) 認定入札占用計画の変更

占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占用物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

### (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者(以下「認定計画提出者」という。)に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8 道路の占用許可

### (1) 占用許可申請手續

認定入札占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎16階  
川崎市建設緑政局 道路管理部  
路政課 占用係

#### イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された入札占用計画
- (ウ) 入札占用計画認定通知(写し)
- (エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

#### ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手續を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占用者」という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

#### ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。原状回復とは、占用範囲(面積)内に現存する工作物や施設等を除却し、道路予定区域を占用開始時(前占用者から引継いだ物件がある場合はその前)の状態まで戻すことを意味します。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。なお、配管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却することを原則とします。

(イ) 占用者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は自ら原状回復を行った上で、それに要した費用を占用者に請求できるものとし、この場合において、占用者は何ら異議を申し立てることができません。

#### イ 用途指定

占用者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

- (ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
- (イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。
- (ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所

その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

- (オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築すること。
- (カ) 自動販売機を設置すること。
- (キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。
- (ク) 第三者にアからキの用途で使用させること。

#### ウ 権利譲渡、負担等

- (ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいいます。

- (イ) 占有者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。
- (ウ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。
- (エ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします(有益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとします。(有益費等の請求権の放棄)
- (オ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込み

と異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。

- (カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。
- (キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占有者の負担になります。占有者は、占用許可を受けた物件(以下「占用物件」という。)及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。
- (ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。
- (ケ) 必要な関係法令等(適用される地域のルール等を含む)及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。  
※別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。
- (コ) 占用期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

#### エ 占用許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとします。

- (ア) 占有者が許可条件に違反したとき
- (イ) 本市において占用場所を必要とするとき
- (ウ) 「入札占用計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

#### オ 占有者の協力

- (ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。
- (イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。
- (ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めてください。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報

告を行ってください。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力してください。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応してください。

(3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占用規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

(4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占用計画に記載された期間の占用月数及び占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月額とします。

オ 既納の占用料は還付しません。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

(5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。

(7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。

(8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしないうでください。

(9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。

(10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。

(11) 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課  
担当 藤森、齋藤  
電話 044-200-2742  
Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

川崎市告示第12号

高津区北見方一丁目の国道409号予定地  
(自動車駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

1 詳細は、「入札占用指針」とおり。

(別紙省略)

2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

(1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

(2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

高津区北見方一丁目の国道409号予定地  
(自動車駐車場)入札占用指針

## 1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとしています。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

## 2 概要

### (1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

### (2) 道路の占用の場所

ア 所在地 川崎市高津区北見方一丁目  
299-2

イ 占用面積 244㎡(別紙「物件明細」参照)

### (3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(最長)

### (4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行ってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

ア 防災に関する取組

イ 環境配慮に関する取組

ウ 地域との協働に関する取組

エ 地域の課題を解決する取組

### (5) 占用料の徴収方法

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。

### (6) 占用料の額の最低額

510円(ひと月、1㎡当たり)

川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間  
510円/月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする

## 3 占用入札参加資格

### (1) 4に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。

### (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

### (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものではないこと

### (4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が以下のいずれにも該当しないこと

ア 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合

イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合

ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合

エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合

キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合

ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

コ その者に道路を占有させることが、公序良俗に反し、社会通念上不相当であると道路管理者が認める場合

なお、道路の占有に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占有計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはご遠慮ください。

4 入札占有計画の作成等

(1) 入札占有計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占有計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占有許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占有計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占有指針において示した事項以外の内容を含む入札占有計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占有計画(様式1-1)	①「占有計画期間」の欄には、本入札占有指針に定められた認定の有効期間内において占有を希望する期間を記載してください。 ②「占有の期間」の欄には、①の期間に合わせて占有の開始日、占有の終了日を記載するとともに、1年ごとに占有許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等(様式1-2)	道路を占有する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法(様式1-3)	道路占有に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置(様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法等を記載してください。 ② 占有の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法を1つ以上記載してください。) ・防災に関する取組 ・環境配慮に関する取組 ・地域との協働に関する取組 ・地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占有入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。

法人概要(様式3-1)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1
役員名簿(様式3-2)	は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
災害等非常時における連絡体制(様式4)	占有予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書(様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占有計画(様式1～5)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占有指針に関する質問書

入札占有指針の内容について質問がある場合には、入札占有指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占有指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占有指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 入札占有指針に関する質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分～令和7年2月27日午後5時(必着)

(入札占有計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までにしてお越しください。(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

## (3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書(様式7)に必要事項を記載の上、提出してください。

## ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

## イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

## ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和7年2月27日午後5時(必着)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1時  
までを除きます。)

## 6 入札の実施

## (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

## ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知(写し)と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

## イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時(必着)

## ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

## (2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

## (3) 開札日時、場所

## ア 日時

令和7年3月6日 午前10時20分

## イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

## (4) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

## (5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期又はこれを取り止めることがあります。

## (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

## (7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です(占有を希望する期間の合計額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

## (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占有の場所、落札額を通知します。また、市HPに入札の実施結果(道路の占有の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

## (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合や落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

## 7 入札占用計画の認定

## (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占有の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備

え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

## (2) 認定入札占用計画の変更

占有物件及び占有場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占有物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占有の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占有入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8 道路の占有許可

## (1) 占有許可申請手続

認定入札占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占有許可申請を行ってください。

## ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎16階  
川崎市建設緑政局  
道路管理部 路政課 占用係

## イ 申請書類

(ア) 道路占有許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知(写し)

(エ) その他道路管理者が必要であると認める書類

## ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続きを行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

## (2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占有者」という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占用による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占用物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

### ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。原状回復とは、占用範囲(面積)内に現存する工作物や施設等を除却し、道路予定区域を占用開始時(前占有者から引継いだ物件がある場合はその前)の状態まで戻すことを意味します。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。なお、配管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却することを原則とします。

(イ) 占有者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は自ら原状回復を行った上で、それに要した費用を占有者に請求できるものとし、この場合において、占有者は何ら異議を申し立てることができません。

### イ 用途指定

占有者は、占用を許可された期間中、占用を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

(ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。

(イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。

(ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所

その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

(オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築すること。

(カ) 自動販売機を設置すること。

(キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。

(ク) 第三者にアからキの用途で使用させること。

### ウ 権利譲渡、負担等

(ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいいます。

(イ) 占有者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。

(ウ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。

(エ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします(有益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとします。(有益費等の請求権の放棄)

(オ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込み

と異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。

- (カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。
- (キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占有者の負担になります。占有者は、占有許可を受けた物件（以下「占有物件」という。）及び占有許可を受けた場所（以下「占有場所」という。）の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占有物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。
- (ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占有物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占有物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。
- (ケ) 必要な関係法令等（適用される地域のルール等を含む）及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。  
※別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。
- (コ) 占有期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

#### エ 占有許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占有許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとします。

- (ア) 占有者が許可条件に違反したとき
- (イ) 本市において占有場所を必要とするとき
- (ウ) 「入札占有計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

#### オ 占有者の協力

- (ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占有区域内に立ち入ることを妨げることはできません。
- (イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。
- (ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めてください。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報

告を行ってください。

- (エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力してください。
- (オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応してください。

#### (3) 占有許可の期間

認定した入札占有計画に記載された期間中、占有を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占有規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

#### (4) 占有料の額及び支払方法

ア 占有料の額は、認定入札占有計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占有計画に記載された期間の占有月数及び占有面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占有料徴収条例別表に定める占有料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収します。

ウ 占有料の支払いは、占有を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占有料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中で占有開始又は終了の場合は、同年度の占有料は月額とします。

オ 既納の占有料は還付しません。ただし、市長が占有の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

#### 9 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。
- (7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。
- (8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしなしてください。
- (9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。
- (10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。
- (11) 広告物は、自家用のもののみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

## 10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課  
担当 藤森、齋藤

電話 044-200-2742  
Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

## 川崎市告示第13号

多摩区登戸新町の多摩7号線予定地(自転車等駐車場)入札占用指針

道路法(昭和27年法律第180号)第39条の2第1項の規定に基づき、入札占用指針を定めたので、同条第7項の規定に基づき、公示する。

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 詳細は、「入札占用指針」のとおり。

(別紙省略)

## 2 入札占用指針の閲覧及び交付期間、場所

## (1) 閲覧及び交付期間

令和7年1月9日から令和7年2月6日

## (2) 閲覧及び交付場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

市HP(下記アドレス)にてダウンロードも可能(募集の概要 第10回)

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和7年1月9日

多摩区登戸新町の市道多摩7号線予定地  
(自転車駐輪場)入札占用指針

## 1 趣旨

道路は一般交通の用に供することが本来の目的であることから、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する「道路の占用」については、厳格な判断基準のもと許可の判断を行っております。

その中で、近年においては、まちづくりや賑わい創出等の観点から、その有効活用が必要と認められる場合には占用が可能となる旨、国土交通省より通達が出されているところです。

そこで、本市では、道路予定地において、まちづくりや賑わい創出、地域の活性化、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待される施設等について、入札方式による占用主体の公募を実施し、民間の活力等を取り入れた有効活用を推進することとしています。

また、占用者から徴収した占用料を道路の維持管理費等に充当し、道路の適正な管理を図ることとしています。

応募される方は、この入札占用指針をお読みいただき、次の各項目を承知の上、お申込みください。

## 2 概要

## (1) 入札対象施設等

法第32条第1項第1号及び法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に定める自動車駐車場、その他これらに類する施設

## (2) 道路の占用の場所

ア 所在地 川崎市多摩区登戸新町399-1  
イ 占用面積 50㎡(別紙「物件明細」参照)

## (3) 道路の占用の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(最長)

## (4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

当該地及びその近傍における道路の維持管理として日常的な点検、清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等を行ってください。なお、不法投棄・落書き等を発見した場合の適切な処理・報告を行ってください。

また、まちづくりや賑わいの創出の観点から、以下に示す取組等を行ってください。

- ア 防災に関する取組
- イ 環境配慮に関する取組
- ウ 地域との協働に関する取組
- エ 地域の課題を解決する取組
- (5) 占用料の徴収方法
 

川崎市道路占用料徴収条例に基づき、占用料を徴収します。
- (6) 占用料の額の最低額
 

510円(ひと月、1㎡ 当たり)

川崎市道路占用料徴収条例(令和6年4月1日施行)別表に定める単価 × 川崎市長が定める期間

510円/月・㎡ 1ヶ月

※条例改正により単価変更となった場合にはその単価に基づくものとする
- 3 占用入札参加資格
  - (1) 4に記載されている入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること
 

※別紙利用明細の「その他条件」に留意してください。
  - (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること
  - (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと
  - (4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が以下のいずれにも該当しないこと
    - ア 道路占用許可の履行する能力を有しないと道路管理者が認める場合
    - イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認める場合
    - ウ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない場合
    - エ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促を受けている場合
    - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
    - カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている場合
    - キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている場合
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると道路管理者が認める場合
 

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行います。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはご遠慮ください。

4 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式1～5(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求められることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画(様式1-1)	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載してください。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始日、占用の終了日を記載するとともに、1年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新日を記載してください。
計画図等(様式1-2)	道路を占用する際の計画図等を記載してください。
工事の実施方法(様式1-3)	道路占用に関する工事の実施方法を記載してください。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置(様式2)	① 施設等の維持管理、安全対策等の内容及び方法を記載してください。 ② 占用の場所の清掃、日常的な道路の点検、防犯活動、放置自転車対策等について、記載してください。 ③ まちづくりや賑わいの創出に関する取組について、記載してください。 (取組の内容及び方法を1つ以上記載してください。) ・ 防災に関する取組 ・ 環境配慮に関する取組 ・ 地域との協働に関する取組 ・ 地域の課題を解決する取組 ④ 上記の取組に関する実施体制を記載してください。 ※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載してください。

法人概要 (様式3-1) 役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載してください。 なお、個人又は団体等の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載してください。
災害等非常時における連絡体制 (様式4)	占用予定者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負予定業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への連絡体制図を記載してください。
誓約書 (様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載してください。

(2) 入札占用計画(様式1～5)の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年2月6日 午後5時まで(必着)

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由があっても受理しません。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)、電子ファイルによるものとします。

エ 提出部数

1部(紙)

※紙での提出と併せて計画書一式の電子ファイル(ファイル形式:.pdf)を担当部局アドレスにお送り下さい。

5 入札までの流れ

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、入札占用指針に関する質問書(様式6)を以下のとおり提出してください。

入札の公平性を確保するため、入札占用指針に関する質問書に対する回答は、市HPに掲載します。

<市HP>

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-10-0-0-0-0-0-0.html>

ア 入札占用指針に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

イ 提出先

「10 担当部局」のとおり

ウ 入札占用指針に関する質問書の提出期間

令和7年1月10日午前8時30分～令和7年2月27日午後5時(必着)

(入札占用計画の作成に関する質問は、令和7年2月6日まで)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1時  
までを除きます。)

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、占用入札参加資格確認通知を川崎市長から通知します。なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

占用入札参加資格要件を満たさない理由について、説明を求める場合は、占用入札参加資格確認通知に関する質問書(様式7)に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 入札参加資格の確認通知日時

令和7年2月21日に郵送またはEメールにて通知

イ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出方法

持参又は郵送、Eメールによるものとします。

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

エ 占用入札参加資格確認通知に関する質問書の提出期限

令和7年2月27日午後5時(必着)

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)までの午前8時30分から午後5時までに  
お越しください。(ただし、正午から午後1  
時までを除きます。)

6 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、下記のとおり入札書(様式8)を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

(ア) 下記ウへ持参又は郵送(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

(イ) 入札書を持参する場合は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出に当たっては、占用入札参加資格確認通知を持参してください。

(ウ) 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、占用入札参加資格確認通知(写し)と封かんした入札書を同封してください。

(エ) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。

イ 提出期限

令和7年3月5日午後5時(必着)

ウ 提出先

「10 担当部局」のとおり

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

ア 日時

令和7年3月6日 午前10時40分

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎17階 建設緑政局会議室

(ア) 来庁の際には、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

(イ) 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

(ウ) 入札会場への入場は、原則として参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札金額が明らかに誤りと判断される入札

シ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後に開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後に、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合を除き開札場を退場することはできません。

ウ 開札において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額を入札額として申し出た者を落札者と決定します。入札額は1ヶ月間における1㎡当たりの額です(占用を希望する期間の合計額ではありません)。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額を通知します。また、市HPに入札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」とします。)、落札額)を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合や落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。その場合、順次、入札額の高い入札者を落札者として決定します。

7 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、下記の事務所に備

え付けます。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、所轄警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課

## (2) 認定入札占用計画の変更

占用物件及び占用場所について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするとき、また、災害等による道路状況の変化により占用物件等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合は、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、所轄警察署から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

## (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合や無効の入札を行ったことが明らかになった場合、その他認定入札占用計画の提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8 道路の占用許可

### (1) 占用許可申請手続

認定入札占用計画の提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ア 申請窓口

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎16階  
川崎市建設緑政局 道路管理部  
路政課 占用係

#### イ 申請書類

- (ア) 道路占用許可申請書
- (イ) 認定された入札占用計画
- (ウ) 入札占用計画認定通知(写し)
- (エ) その他道路管理者が必要であると認める書類
- ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から10日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

認定入札占用計画の提出者(以下「占有者」という。)は、法、同法施行令、川崎市における道路占用規則、占用許可基準、川崎市道路占用料徴収条例その他関係法令及び次に掲げる事項を遵守してください。

なお、道路占有による土地利用は、道路の特別使用許可であること、また、いかなる場合も借地借家法が適用されないことを理解し、道路管理者の指示に従って利用してください。

また、この条件に関し疑義のあるとき、その他占有物件及び占用場所について疑義を生じたときは、すべて本市の決定するところによるものとします。

#### ア 原状回復

(ア) 占用許可期間の満了に合わせて原状回復して返還してください。原状回復とは、占用範囲(面積)内に現存する工作物や施設等を除却し、道路予定区域を占有開始時(前占有者から引継いだ物件がある場合はその前)の状態まで戻すことを意味します。ただし、道路管理者と協議し、道路管理者の指定する合理的な状態で返還することができます。なお、配管や配線類等の埋設物に関しては、全て除却することを原則とします。

(イ) 占有者が原状回復の義務を履行しないときは、本市は自ら原状回復を行った上で、それに要した費用を占有者に請求できるものとし、この場合において、占有者は何ら異議を申し立てることができません。

#### イ 用途指定

占有者は、占有を許可された期間中、占有を許可された用途以外の用途に供してはなりません。また、いかなる場合でも、下記に該当する用途では利用できません。

- (ア) 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
- (イ) 政治的又は宗教的用途に使用すること。
- (ウ) 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所

その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。

- (オ) 建物確認申請を必要とする建物等を建築すること。
- (カ) 自動販売機を設置すること。
- (キ) その他川崎市が適さないと判断した用途に使用すること。
- (ク) 第三者にアからキの用途で使用させること。

#### ウ 権利譲渡、負担等

- (ア) 道路占用に関する権利の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。道路占用に関する権利の譲渡を受けた一般承継人(※)は、被承継人が有していた占用許可に基づく地位を承継します。また、占有者は、市長が承認した場合を除き、占用に関する権利を譲渡し、又は占用区域若しくは占用物件を他人に使用させることはできません。なお、占有者の変更(組織の代表者の変更等)や住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき、又は占有者の状況に変化(倒産等)が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出てください。

※一般承継人とは、相続人のほか、合併後存続する法人(吸収合併の場合)、合併により新たに設立された法人(新設合併の場合)などをいいます。

- (イ) 占有者は、占用物件の設置又は占用物件及び占用場所の管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならないものとします。
- (ウ) 前号に掲げる場合のほか、占有者は、この条件に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その費用に相当する額を負担しなければならないものとします。
- (エ) 占用許可の取り消しが行われた場合において、占有者は、占用物件及び占用場所に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要経費その他の費用を請求しないものとします(有益費等の請求権の放棄)。また、許可期間終了までの見込み収益についても費用を請求しないものとします。(有益費等の請求権の放棄)
- (オ) 本市は、入札占用計画の認定日以降に、関係手続き等の失念及びその手続き等の時間を考慮しなかった等の理由により、当初の見込み

と異なる費用の出費及び損害等が発生したとしても、その責を負わないものとします。

- (カ) 本市は、自然災害による被害について、その責を負わないものとします。
- (キ) 土地に対して施設、設備を設置する費用は、占有者の負担になります。占有者は、占用許可を受けた物件(以下「占用物件」という。)及び占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の維持保全のため通常必要とする経費のほか、当該占用物件に付帯する電気料、電話料等の光熱水費等を負担しなければなりません。施設、設備の設置等に係る補助制度等に関しては、占有者ご自身で確認してください。
- (ク) 道路に関する点検及び工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占有者で負担することとします。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占有者は占用物件の移転、除去等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担することとします。
- (ケ) 必要な関係法令等(適用される地域のルール等を含む)及びインフラ関係の調査・手続きは、占有者自身で行ってください。  
※別紙「物件明細」に図面が添付されていますが、現地を優先してください。
- (コ) 占用期間中は近隣環境に配慮し、トラブルが生じたときは、占有者ご自身で対応してください。

#### エ 占用許可の取り消し又は変更

本市は、次に示すものに該当するとき、占用許可の取り消し処分又は変更の指示をすることができるものとします。

- (ア) 占有者が許可条件に違反したとき
- (イ) 本市において占用場所を必要とするとき
- (ウ) 「入札占用計画」に記載された内容と異なる状況・利用を確認したとき

#### オ 占有者の協力

- (ア) 道路管理者等が道路に関する維持管理又は工事を行うために占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。
- (イ) 物件の利用状況等を確認するため、道路管理者等が実地調査又は報告を求めた場合、協力しなければいけません。
- (ウ) 当該区域内及びその近傍における道路の維持管理や清掃、除草、防犯活動、放置自転車対策等に努めてください。また、不法投棄・落書き等を発見した場合には、適切な処理・報

告を行ってください。

(エ) まちづくりや賑わいの創出に関する取組にできる限り協力してください。

(オ) 交通に支障の生じる場合は、所轄警察署の指示に従って対応してください。

### (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、1年ごとに更新の手続きが必要となります。更新に当たっては、書面により事業継続の意思表示を許可期間完了の6ヶ月前までに行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどの確認を道路管理者から受けた上で、川崎市道路占用規則第2条に基づき、許可期間終了の30日前までに必要書類を提出しなければならないものとします。

### (4) 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画提出者が入札において申し出た額に認定した入札占用計画に記載された期間の占用月数及び占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて川崎市道路占用料徴収条例別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。

なお、支払い方法は、川崎市長が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月額とします。

オ 既納の占用料は還付しません。ただし、市長が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

## 9 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。

(2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。

(4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、神奈川県警察本部及び所轄警察署に提供することがあります。

(5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

(6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却しません。なお、返却を希望する場合には、その旨について入札占用計画を提出する際に申し出てください。

(7) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲を明確にしてください。

(8) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものとしないうください。

(9) 道路予定地等から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策を十分に講じてください。

(10) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮してください。

(11) 広告物は、自家用の物のみ設置できるものとします。ただし、設置する場合は、川崎市道路占用料徴収条例に記載されている占用料を別途負担することとなります。

## 10 担当部局

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎17階  
川崎市建設緑政局  
道路河川整備部 道路整備課  
担当 藤森、齋藤

電話 044-200-2742

Eメール [53douro@city.kawasaki.jp](mailto:53douro@city.kawasaki.jp)

## 川崎市告示第14号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和7年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

令和7年1月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社白樺	1465090394	しらかば訪問看護ステーション川崎	川崎市川崎区小川町18-12	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社 フジケンシルバーサービス	1475300024	フジケンシルバーサービス	川崎市高津区下野毛3-2-8	介護予防支援
合同会社LC	1475602734	リアンケア百合ヶ丘	川崎市麻生区百合丘3-19-9 メゾン・ド・ユリ103	介護予防支援

川崎市告示第15号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法(以下、「旧介護保険法」といいます。)第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和7年1月10日

川崎市長 福田紀彦

令和6年11月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社AT	1465290168	指定訪問看護 アットリハ中原	川崎市中原区下小田中3-16-5 1F	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社エスティサービス	1475200588	株式会社 エスティサービス川崎営業所	川崎市中原区上小田中5-12-20	訪問入浴介護
株式会社AT	1475202865	指定福祉用具 アットキュア	川崎市高津区末長4-26-44 井上ビル2階	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売
合同会社ビヤネットル	1475002323	ひとつぶのむぎ	川崎市川崎区四谷上町9-24 グランフォルム南川崎A号	居宅介護支援
社会福祉法人 ハートフル記念会	1475004691	高齢者福祉施設しおん	川崎市川崎区本町1-1-1	地域密着型介護老人福祉施設

川崎市告示第16号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和7年1月14日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙省略
- 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法  
(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

- 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
- 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を

経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(様式2及び様式3省略)

**川崎市告示第17号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年1月15日から令和7年1月29日まで一般の縦覧に供します。

令和7年1月15日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
------	-----	-----	----------	-------	----

旧	王禅寺第331号線	川崎市麻生区王禅寺東5丁目162番1先	0.91	22.81	
		川崎市麻生区王禅寺東5丁目147番15先			
新	王禅寺第331号線	川崎市麻生区王禅寺東5丁目162番1先	0.91	11.87	
		川崎市麻生区王禅寺東5丁目149番2先			

**川崎市告示第18号**

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条の規定により行う新型コロナウイルス感染症予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき告示します。

令和7年1月15日

川崎市長 福田 紀彦

施設名	住所1	住所2
川崎診療所	川崎市川崎区本町1-1-1	
川崎真心クリニック	川崎市川崎区日ノ出1丁目12-17	
特別養護老人ホーム 川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町5-1	
障害者支援施設 川崎ラシクル	川崎市川崎区日進町5-1	
ゆざわ日航ビル診療所	川崎市川崎区日進町1番	日航ホテルビル2階
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	川崎市川崎区田町二丁目9番2号	
あいホームケアクリニック川崎大師	川崎市川崎区大師本町8-11	日興パレス川崎大師1階
介護老人保健施設 葵の園・川崎	川崎市川崎区小田栄二丁目1番6号	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3-2階	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング
ファミリークリニック川崎	川崎市川崎区日進町7-1	3F
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	

施設名	住所1	住所2
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
いしぐろ耳鼻科	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
浅田内科・循環器内科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	3F
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
第一病院	川崎市川崎区元木2-7-2	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4	川崎京町セルハイブファーストピア
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すぎき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビル3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8F
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
タワーリパーク眼科	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク8F
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
川崎駅前プレストクリニック	川崎市川崎区砂子2-6-2	10F
川崎きらまち整形外科	川崎市川崎区小田栄2-2-3	LICOP川崎2F
特別養護老人ホーム 南さいわい	川崎市幸区南幸町3丁目149-3	

施設名	住所1	住所2
スクエアクリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア東館1階
特別養護老人ホーム しゃんぐりら医務室	川崎市幸区東小倉6-1	
川崎ライフケアクリニック	川崎市幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
地域密着型特別養護老人ホーム こむかい	川崎市幸区小向仲野町1-3	
特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎	川崎市幸区河原町1-37	
川崎やまぶきクリニック	川崎市幸区小倉5-5-23 1階	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	1F-B
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
よしかわ耳鼻咽喉科	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217号
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
新川崎耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区鹿島田2-24-11	
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	

施設名	住所1	住所2
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオナV201
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオナIII2F
横山在宅診療所	川崎市幸区下平間23-1 2F	
南武医院	川崎市幸区下平間205	
石永医院	川崎市幸区下平間130	
さくらライフ新丸子クリニック	川崎市中区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子202
新城テラスクリニック	川崎市中区新城1-4-3	
在宅テラス診療所なかはら	川崎市中区新城1-17-5	
武蔵小杉内科・漢方・循環器	川崎市中区下沼部1810-1	
山形皮膚科クリニック	川崎市中区下小田中2-4-29 2階	
クリニック・パーク武蔵小杉内科	川崎市中区小杉町3-24-10 1F	
田中整形外科	川崎市中区木月3-32-18	
中原すみれクリニック	川崎市中区今井南町28-50	阿部ビル
介護老人保健施設 葵の園 武蔵小杉	川崎市中区今井西町2-58	
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-1F
久保田クリニック	川崎市中区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	川崎市中区木月祇園町14-16-116	
もくほ内科クリニック	川崎市中区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
関東労災病院	川崎市中区木月住吉町1-1	
みやぎ内科クリニック	川崎市中区木月3-25-10	
北村医院	川崎市中区木月2-14-6	
元住吉クリニック	川崎市中区木月2-12-18	
宮尾クリニック	川崎市中区木月1-6-14	
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中区木月1-33-15	進栄ビル1階
豊崎医院	川崎市中区木月1-31-10	
綾部内科クリニック	川崎市中区木月1-23-7	
徳植医院	川崎市中区木月1-2-24	
元住吉駅前こころみクリニック	川崎市中区木月1-22-1	元住吉プラザ2階3階
平間耳鼻咽喉科医院	川崎市中区北谷町693	マルヨシビル1F
二宮内科小児科クリニック	川崎市中区北谷町693	
中橋メディカルクリニック	川崎市中区北谷町51-9	
わたなべ眼科医院	川崎市中区北谷町45-3	アズハウス1F
菊岡内科医院	川崎市中区田尻町35	
平間クリニック 内科・泌尿器科	川崎市中区中丸子589-11	Mメディカルプラザ3F
亀谷クリニック	川崎市中区中丸子361	
小杉内科ファミリークリニック	川崎市中区中丸子13-21	LROCKS2F
ふるや耳鼻咽喉科整形外科医院	川崎市中区西加瀬4-12	
野口クリニック	川崎市中区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
回生医院	川崎市中区新城町2-10	
だんのうえ眼科 新城駅前院	川崎市中区新城5-1-1	ウイステリア-A3階
新城整形外科	川崎市中区新城4-1-4	
中島こどもと家族のクリニック	川崎市中区新城3-5-1	
春原内科クリニック	川崎市中区新城3-2-13	ラ・ビスタビル2F
宮崎医院	川崎市中区新城3-13-8	
京浜総合病院	川崎市中区新城1-2-2	
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F

施設名	住所1	住所2
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	2F
こすぎ駅前クリニック 内科・消化器内科	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
新丸子整形外科	川崎市中原区新丸子東1-831	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	1F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町765	
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
武蔵新城メディカルクリニック	川崎市中原区上新城2-3-16	LAPORTA2F
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	2F
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25 3F	
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-2F	
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
富士通クリニック	川崎市中原区上小田中4-1-1	
ポプラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原3F
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	メゾン吉棟1F
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ブリースト武蔵小杉1F
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1-2F	
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441	伊達ビル2階B室
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテュール小杉1階
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 1階W3	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529-11	STEPS-3 1F
前田記念武蔵小杉クリニック	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
武蔵小杉せのお内科クリニック	川崎市中原区市ノ坪26	コウトビル2F
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南2
高見整形外科	川崎市中原区今井南町21-35-101	ルミエール南II 1F、2F
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡邊内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
在宅療養支援クリニック かねでの風 かわさき中央	川崎市中原区丸子通1-413	ヴィラ新丸子101
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	1F

施設名	住所1	住所2
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カインド玉川3階
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	2F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	1F
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	
ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
新城そよかぜ内科・呼吸器内科	川崎市中原区新城5-4-2	noma4F
川崎高津診療所	川崎市高津区溝口4丁目1番3号	T・Iビルディング 4F
溝ノ口しらはえメンタルクリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルビュ溝の口102
介護老人保健施設 ゆい	川崎市高津区新作3丁目7番1号	
メディクス溝の口ガーデンクリニック	川崎市高津区下作延5-29-1	クラチ溝の口1階
松岡クリニック	川崎市高津区下作延2-35-1	スペースアメニティ梶ヶ谷2F
介護老人保健施設 たかつ	川崎市高津区子母口498-2	
川崎高津クリニック	川崎市高津区宇奈根638-1	
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	1F
プレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2ビル 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子4-1-5	川田ビル1A
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	1F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1	203
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館1F
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	

施設名	住所1	住所2
田園都市溝の口つじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	かながわサイエンスパーク西棟5F
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	2F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝の口ビル2F
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
溝の口クリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルII 2F
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
溝の口駅前甲状腺・糖尿病クリニック	川崎市高津区久本1-4-12	Vintage Sakadoya 202
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	2階
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
ハートフル川崎病院	川崎市高津区下野毛2-1-3	
木下耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区下作延6-5-11	
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
おうちのドクター川崎	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷202
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26-101	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	溝の口メディカルモール3階
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール-2F
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
MED AGREE CLINICかわさき	川崎市高津区溝口2-14-6	シマヤビル5階
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
東横恵愛病院	川崎市宮前区有馬4-17-23	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	

施設名	住所1	住所2
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	
きはら内科消化器クリニック	川崎市宮前区馬絹4-8-43	プレジオ宮崎台1階
みやまえファミリークリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1-1F	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD東有馬1F
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
つちはし整形外科リウマチ科	川崎市宮前区土橋7-26-6	
宮前平いわなみ眼科	川崎市宮前区土橋7-1-3	メディカルプラザ宮前区役所前2F
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ'203
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	204
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7-103	
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
こども元気!内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1-2F	
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平健康栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リバーレ鷺沼201
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク6F
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	101
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパート1F
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレンドベース3F
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ203
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
清水台はっとり内科・消化器内科クリニック	川崎市宮前区犬蔵3-9-12 1F	
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F

施設名	住所1	住所2
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	2F
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	3階
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
どんぐりクリニック	川崎市宮前区宮崎1-8-21	
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	川崎市宮前区南野川3-23-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	川崎市宮前区水沢2-20-1	
水沢クリニック	川崎市宮前区水沢2-20-1	
帝京大学老人保健センター	川崎市宮前区野川本町2-13-6	
鷺沼ファミリークリニック	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	
青野診療所	川崎市宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第一ビル2F-1
老人保健施設 レストア川崎	川崎市宮前区犬蔵2-25-9	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
よつば診療所	川崎市多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
介護老人保健施設 三田あすみの丘	川崎市多摩区三田1丁目14番2号	
介護老人保健施設 遊花園	川崎市多摩区枳形6丁目4の25	
むこうがおかクリニック	川崎市多摩区登戸2767	
多摩いぐさクリニック	川崎市多摩区登戸2079-4	サンシティII 201
キノメディッククリニック登戸	川崎市多摩区中野島4-4-33	
介護老人保健施設 よみうりランドケアセンター	川崎市多摩区菅仙谷4-1-3	
西根医院	川崎市多摩区枳形1-8-38	
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
木下医院	川崎市多摩区登戸新町98	
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
武田病院	川崎市多摩区登戸3193	
ゆきぼしクリニック	川崎市多摩区登戸2777	N100ビル302
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil301
登戸なかたに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ2F
登戸プライマリアククリニック	川崎市多摩区登戸2498	ウインドワード登戸601号室

施設名	住所1	住所2
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
たちばな耳鼻咽喉科	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園2階
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	川崎市多摩区登戸2052	ヨシザワプラザビル3階
たま耳鼻咽喉科	川崎市多摩区登戸1842	M's core 1F
大串整形外科	川崎市多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	1階
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	ハーベストヒル1F
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	エス・オービル
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9-207	
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2	2F
木村耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島6-26-1	フジヨシハイム2F
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
読売ランド前すわくクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	3階
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	よみうりランドクリニックモール2F
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1-101	
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12-1A	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
渡辺耳鼻咽喉科	川崎市多摩区宿河原4-25-2 101	
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1-207	
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア 1F
稲田堤ふくまるハートクリニック	川崎市多摩区菅3-2-3	CEREJEIRA MITSU 1階
重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎	川崎市麻生区細山1203	
虹ヶ丘クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘3-2-1-1階	
川崎麻生クリニック	川崎市麻生区下麻生三丁目21番5号1階2号室	

施設名	住所1	住所2
介護老人保健施設 アクアピア新百合	川崎市麻生区黒川318番地	
特別養護老人ホーム あさおの丘医務室	川崎市麻生区栗木台1-12-1	
内田毅クリニック	川崎市麻生区上麻生4-15-1-4F	
新百合ヶ丘介護老人保健施設 つくしの里	川崎市麻生区上麻生3丁目14番20号	
王禅寺整形外科	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	
虹が丘リハビリケアセンター	川崎市麻生区王禅寺963-11	
しんゆり青木整形外科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2F
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合ヶ丘1階
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティーモール4階405区画
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
ひろわたり眼科	川崎市麻生区百合丘1-5-1	101
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1F
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシャンブル204
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1F
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
渡辺内科消化器科医院	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
かじもと耳鼻咽喉科	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
新ゆり整形外科	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-2	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	

施設名	住所1	住所2
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
だるま内科・内視鏡クリニック	川崎市麻生区下麻生2-3-7	
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1B
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
平井内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-2-1-103	
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
たま内科・循環器内科	川崎市麻生区上麻生3-1-1	ヤオコー新百合ヶ丘店別館2階
鶴川記念病院	東京都町田市三輪町1059番地1	
横浜鶴見リハビリテーション病院	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145-1	
介護老人保健施設ナーシングプラザ港北	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	
ハートケア湘南・芦名	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	

**川崎市告示第19号**

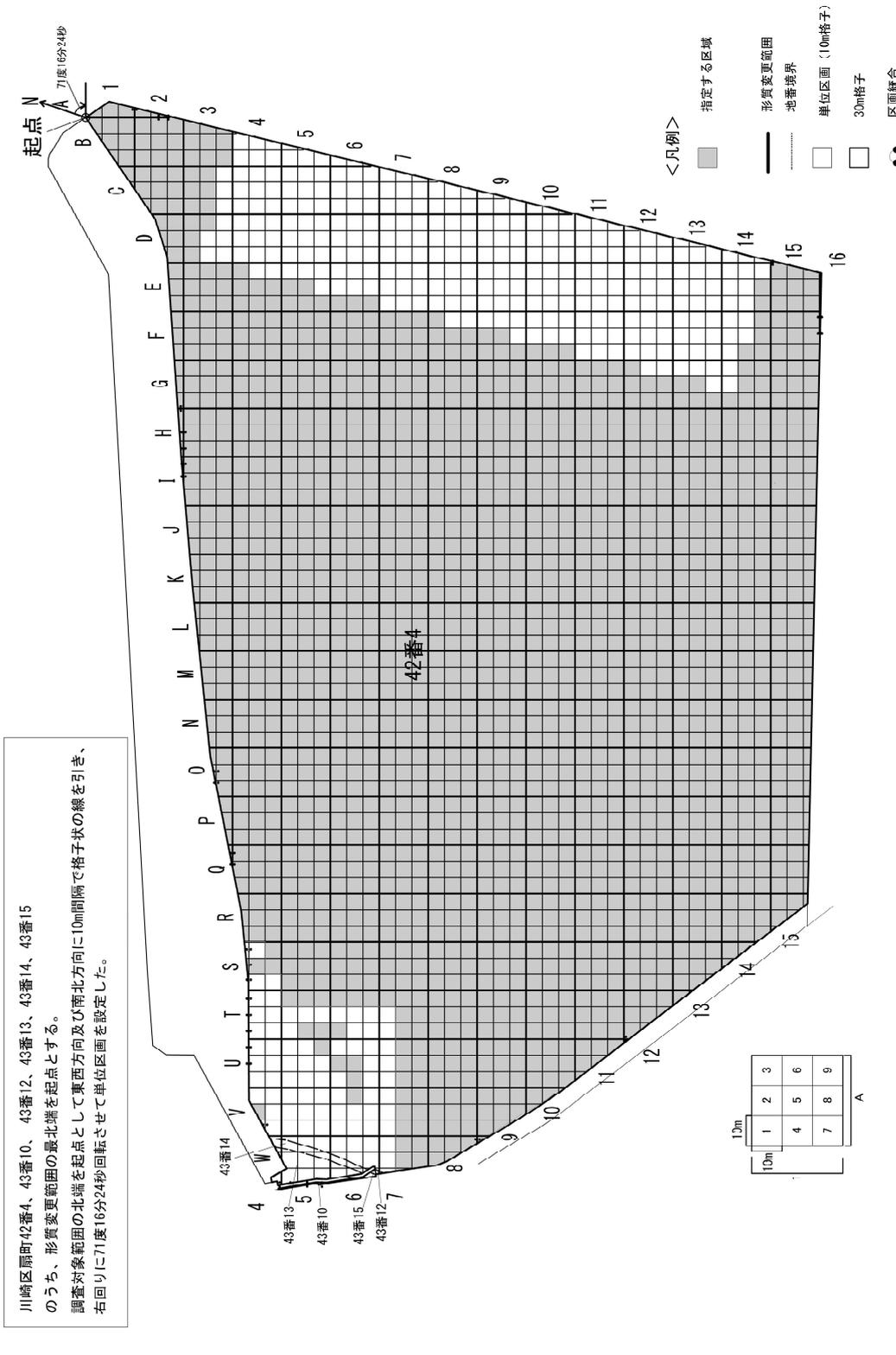
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出  
区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年1月15日

川崎市長 福田 紀彦

- 形質変更時要届出区域の所在地  
川崎市川崎区扇町42番4の一部(別図のとおり)
- 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ベンゼン、シアン化合物
- 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シアン化合物
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無  
土壌汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する



川崎区扇町42番4、43番10、43番12、43番13、43番14、43番15のうち、形状変更範囲の最北端を起点とする。調査対象範囲の北端を起点として東西方向及び南北方向に10m間隔で格子状の線を引き、右回りに71度16分24秒回転させて単位区画を設定した。

別図

---

**公 告**

---

**川崎市公告第1612号****入札公告**

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

**1 競争入札に付する事項****(1) 件名**

令和7～11年度川崎市立浅田小学校給食調理等業務委託

**(2) 履行場所**

川崎市立浅田小学校

**(3) 履行期間**

令和7年4月1日から令和12年3月22日まで

**(4) 調達概要**

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

**2 競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。

(5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

(6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支

援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年12月1日現在において不履行のないこと。

(7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

(8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

**3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先**

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

**(1) 配布、提出場所及び問合せ先**

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電話：044-200-3299・3894(直通)

FAX：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

**(2) 配布、提出期間**

令和6年12月26日(木)から令和7年1月9日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和7年1月9日(木)まで必着とします。

**4 資料の縦覧**

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

**5 競争参加資格確認通知書の交付**

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和7年1月14日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

## (1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
西村、本間、植松担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

## (2) 問合せ期間

令和7年1月14日(火)午前8時30分～令和7年1月  
21日(火)午後5時

## (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

## (4) 回答方法

令和7年1月27日(月)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び

開札に立ち会わない者は除く。

## (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月5日(水) 午前9時30分  
イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎 18階  
第5・6会議室

## (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

## (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

## (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

## (4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要な事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1613号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7～9年度川崎市立玉川小学校給食調理等業

務委託

(2) 履行場所

川崎市立玉川小学校

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月24日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
  - ア 令和6年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年12月1日現在において不履行のないこと。
  - イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年12月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運營業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を

理由として、契約解除を受けていないこと。

### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

#### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
西村、本間、植松担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布、提出期間

令和6年12月26日(木)から令和7年1月9日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和7年1月9日(木)まで必着とします。

### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

### 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和7年1月14日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

### 6 仕様に関する問合せ先

#### (1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
西村、本間、植松担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

#### (2) 問合せ期間

令和7年1月14日(火)午前8時30分～令和7年1月21日(火)午後5時

#### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

#### (4) 回答方法

令和7年1月27日(月)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

### 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

### 8 入札の手続等

#### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

#### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月5日(水) 午前11時00分  
イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎 18階  
第5・6会議室

#### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9

条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

(4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性も

ありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

川崎市公告第1614号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7～11年度川崎市立田島小学校給食調理等業務委託

(2) 履行場所

川崎市立田島小学校

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月22日まで

(4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第

2条の規定に該当しないこと。

- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。
- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。
- ア 令和6年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年12月1日現在において不履行のないこと。
- イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年12月1日現在において不履行のないこと。
- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先  
この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

- (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

- (2) 配布、提出期間

令和6年12月26日(木)から令和7年1月9日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和7年1月9日(木)まで必着とします。

- 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

- 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和7年1月14日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

- 6 仕様に関する問合せ先

- (1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

- (2) 問合せ期間

令和7年1月14日(火)午前8時30分～令和7年1月21日(火)午後5時

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

- (4) 回答方法

令和7年1月27日(月)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

- 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額（消費税等を含まない複数年（契約の全期間））の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月5日(水) 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎 18階  
第5・6会議室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は、無効とします。

9 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

- (4) 特定業務委託契約（公契約）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準（作業報酬下限額）を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。
- (3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。
- (5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

### 川崎市公告第1615号

#### 入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 件 名

令和7～11年度川崎市立南河原小学校給食調理等業務委託

##### (2) 履行場所

川崎市立南河原小学校

##### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月22日まで

##### (4) 調達概要

給食調理、配缶、各教室前までの運搬、食器等の回収・洗浄保管並びに使用設備・備品の清掃及び点検等の一連の給食業務を委託する。

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「給食調理業務」種目「給食サービス」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 神奈川県又は東京都内に本社、支社又は営業所があること。
- (5) 資本金もしくは出資金が1,000万円以上であること。

- (6) 次のうち、いずれかの条件を満たすこと。また、これと同等のものも含む。

ア 令和6年12月1日現在、本市が発注する小学校、特別支援学校又は自校調理場方式による中学校の給食調理業務を受託しており、令和6年12月1日現在において不履行のないこと。

イ 令和3、令和4、令和5年度のいずれにおいても自校調理場方式による公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校の給食調理業務を受託した実績があつて不履行がなく、かつ、令和6年度の受託実績が3校以上あつて令和6年12月1日現在において不履行のないこと。

- (7) 神奈川県、東京都、千葉県及び埼玉県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校において、令和元年4月1日以降に食中毒等の事故等により、保健所等の公的機関から営業停止等の処分を受けていないこと。

- (8) 国、地方自治体、独立行政法人、国立大学法人等の公的機関から受託している給食調理業務又は食堂運営業務において、令和元年4月1日以降に受注者の契約不履行、契約条項違反又は不誠実な履行等を理由として、契約解除を受けていないこと。

#### 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込をしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページの「川崎市立学校給食調理等業務委託受託事業者募集について」(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000112253.html>)において、本件の「入札公表情報詳細」のページからダウンロードすることができます。ただし、競争参加申込書の提出は持参又は書留郵便によるものとします。

##### (1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

西村、本間、植松担当

電 話：044-200-3299・3894(直通)

F A X：044-200-1810

電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

##### (2) 配布、提出期間

令和6年12月26日(木)から令和7年1月9日(木)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。なお、書留郵便による場合は、令和7年1月9日(木)まで必着とします。

#### 4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

## 5 競争参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争参加申込書を提出した者には、令和7年1月14日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

また、競争参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。

## 6 仕様に関する問合せ先

### (1) 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
川崎市教育委員会事務局健康給食推進室  
西村、本間、植松担当  
電 話：044-200-3299・3894(直通)  
F A X：044-200-1810  
電子メール：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

### (2) 問合せ期間

令和7年1月14日(火)午前8時30分～令和7年1月21日(火)午後5時

### (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

### (4) 回答方法

令和7年1月27日(月)までに、競争入札参加資格があると認められた者からの質問に対する回答について、競争参加資格があると認められた者全社宛てにF A X又は電子メールにて送付します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、契約金額の総額(消費税等を含まない複数年(契約の全期間))の金額を記載すること。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

### (2) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月5日(休) 午前10時30分  
イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎 18階  
第5・6会議室

### (3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

## 9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者又は本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

## (2) 契約書作成の要否

必要とします。

## (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」において閲覧することができます。

## (4) 特定業務委託契約(公契約)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。下請も含め、市の定める基準(作業報酬下限額)を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。

また、本案件は、履行期間が複数年度にわたる特定業務委託契約のため、年度ごとに定める最新の作業報酬下限額を適用することとなります。

下請も含めて契約に違反した場合には受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分に御注意ください。

詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引」を御確認ください。

## 10 報告書等の提出

落札者は、落札後速やかに、「学校給食調理業務責任者等報告書」に必要事項を記入の上、調理師、栄養士免許の写しを添えて提出してください。

## 11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「川崎市競争入札参加者心得」の定めるところによります。

(3) 問合せ窓口は3(1)に同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(5) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第6条の規定に該当する長期継続契約です。本市は翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができます。

## 川崎市公告第1616号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年12月26日

川崎市長 福田紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

見学・体験イベント「川崎臨海部OPEN DAY」事業運営業務委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区内

## (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

## (4) 業務概要

様々な分野で高度な産業が集積する川崎臨海部の企業等と連携し、事業所・工場等の施設見学・体験イベント「川崎臨海部OPEN DAY」を開催します。川崎市の市制100周年を記念し、それを契機として川崎の未来を担う小中学生が「ものづくりや科学の楽しさ・面白さ」に触れ、「川崎臨海部が創り出す未来」を体験する機会を創出します。

本イベントの事務局機能と当日の運営業務を委託するもので、詳細は業務仕様書によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「イベント」で登録されている者

(4) 業務仕様書の内容を遵守し、確実に業務を履行できること

## 3 担当部署

川崎市臨海部国際戦略本部 事業推進部

(臨海部企業連携担当)

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎14階

電話 044-200-2075

メール 59jigyo@city.kawasaki.jp

## 4 入札説明書の配布及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

川崎市ウェブサイト又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければ

ばなりません。

なお、入札説明会は実施しません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
  - 3 担当部署に同じ
- (2) 配布・提出期間
 

令和6年12月26日(木)～27日(金)及び令和7年1月6日(月)～8日(水)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時を除く)
- (3) 提出書類
 

一般競争入札参加資格確認申請書
- (4) 提出方法
 

郵送又は持参(郵送の場合、令和7年1月8日(水)午後5時必着)
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
 

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和7年1月9日(木)までに送付します。

ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

  - (1) 交付場所
    - 3 担当部署に同じ
  - (2) 交付日時
 

令和7年1月9日(木)午後1時00分～午後5時00分
- 6 仕様書等に関する問い合わせ
  - (1) 質問書の様式
 

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
  - (2) 質問書の提出先
    - 3 担当部署に同じ
  - (3) 質問書の提出期間
 

令和6年12月26日(木)～令和7年1月14日(火)(最終日は正午まで)
  - (4) 質問書の提出方法
 

電子メール
  - (5) 回答方法
 

令和7年1月17日(金)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、電子メールにて送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次

の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき
- 8 入札の手続き等
  - (1) 入札方法
    - ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
    - イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。入札を代理人に委任する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、押印のうえ提出してください。
    - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
  - (2) 入札書の提出日時・場所
    - ア 日時 令和7年1月24日(金)午前10時00分
    - イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎14階  
臨海部国際戦略本部会議室
  - (3) 入札書の提出方法
 

持参
  - (4) 入札保証金
 

免除
  - (5) 落札者の決定方法
 

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
  - (6) 入札の無効
 

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
  - (7) 再度入札の実施
 

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。なお、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。そのため、入札の際は価格の記載のない入札書の予備を用意しておいて下さい。入札書が無い場合、入札意思があっても入札に参加できません。
- 9 契約の手続き等
  - (1) 契約保証金 免除
  - (2) 前払金 無

- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

- (2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第1617号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	坂戸小学校校舎増築家屋事後・校舎解体家屋事前調査業務委託
	履行場所	川崎市高津区坂戸1丁目18番1号ほか
	履行期間	令和7年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」、種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和7年2月4日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1618号

現行の指定管理者（ヨネティアドバンスパートナーズ）の代表企業（株式会社スポーツオアシス）の株式会社ルネサンスへの吸収合併に伴い、ヨネティアドバンスパートナーズを指定管理者として再指定するに当たり次のとおり公告します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
 名称 川崎市王禅寺余熱利用市民施設  
 所在地 川崎市麻生区王禅寺1321番地
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲  
 川崎市余熱利用市民施設条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定める。
- 3 指定予定期間  
 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 事業計画書等の提出方法

市長の指示する場所に持参すること

- 5 問い合わせ先  
 川崎市環境局生活環境部減量推進課  
 電話 044-200-2605

川崎市公告第1619号

下記施設については、本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がなく、当初指定期間における管理運営状況が優良で、また、次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できることから、非公募更新により現行の指定管理者である社会福祉法人川崎市社会福祉事業団を次期指定管理者として指定するにあたり、次のとおり公告します。

令和6年12月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 柿生学園
  - (2) 所在地 【施設及び敷地】麻生区五力田2丁目20

番10号

【その他(畑)】麻生区五力田2丁目19番1及び2

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例及び同施行規則の規定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援に関すること。
- (6) 居宅において介護を行う者の疾病、その他の理由により、介護を必要とする障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者に対する、昼間における排せつ又は食事の介護、その他の便宜の供与に関すること(日中一時支援)
- (7) 施設の維持管理に関すること。
- (8) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募書(様式1)
- イ 事業計画書(様式2)
- ウ 組織図・職員配置計画書(様式3-1、3-2)  
※施設長予定者について、履歴書を添付してください。
- エ 収支予算書(様式4-1)、収支予算書内訳(5年分)(様式4-2)、収支予算書内訳(年度別)(様式4-3)及び人件費に係る経費見積(様式4-4)
- オ 現に運営している社会福祉事業等の概要(様式5)
- カ 指定管理者に関する申立書(様式6)※納税義務がない場合のみ
- キ 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面(様式7)
- ク コンプライアンスに関する申告書(様式8)
- ケ 法人に関する関係書類

(ア) 定款又は寄附行為

- (イ) 登記事項証明書(提出の日から3か月以内に発行されたものを提出して下さい。)
- (ウ) 令和3・4・5年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(令和6年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録)
- (エ) 令和6年度の法人等の事業計画書及び収支予算書
- (オ) 役員の名簿及び履歴書
- (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類)
- (キ) 組織及び運営事項を記載した書類(法人の概要が分かるパンフレット等)
- (ク) 令和5年度事業実績報告書
- (ケ) 令和3年4月1日から令和6年9月30日までの監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類
- (コ) 令和4・5年度の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税)(納税義務のない法人については、申立書(様式6)を提出してください。)
- (サ) コンプライアンスに関する規程(行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの)
- ※ 関係書類が提出できない場合、その旨記した書面を提出してください(様式任意)。
- ※ 各様式は、それぞれの項目に基づき、簡潔かつ具体的に記載してください。
- ※ 応募書類は、上段から下段の順に2穴パンチでつづり、正本1部、写し2部を健康福祉局障害者施設指導課まで御持参ください(郵送不可)。また、応募書類データを格納した電磁的記録媒体も合わせて御持参ください。
- (2) 仕様書等の配布日  
令和6年12月27日(金)
- (3) 応募の受付期間  
令和6年12月27日(金)から令和7年1月10日(金)まで(土曜日・日曜日、祝日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
- (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所  
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所本庁舎12階  
電話 044-200-0874
- (5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課

電話 044-200-0874

FAX 044-200-3932

E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1号

(仮称)ニトリ川崎DC新築工事に係る条例  
環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年1月6日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名称:株式会社ニトリ

代表者:代表取締役 似鳥 昭雄

住所:札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)ニトリ川崎DC新築工事

(2) 種類

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区扇町42番4外

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

倉庫、事務所等を主な用途とする建築物(物流施設)の建設

(2) 内容

延べ面積:約415,264㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和6年度から令和9年度

6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第11章 条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第12章 その他

修正箇所一覧

資料編

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和7年1月6日(月)から令和7年2月4日(火)まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所(12階)・田島支所(仮庁舎)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)

土曜日、日曜日、祝日は除く。

※縦覧開始日(1月6日)は、午前10時から縦覧を行います。

川崎市公告第2号

(仮称)鈴木町駅前南地区開発計画に係る  
条例環境影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年1月6日

川崎市長 福田紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名称:日鉄興和不動産株式会社

代表者:代表取締役社長 三輪 正浩

住所:東京都港区赤坂一丁目8番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

(仮称)鈴木町駅前南地区開発計画

(2) 種類

高層建築物の新設(第2種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区港町12-1

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

住宅の新設、商業施設の新設

(2) 内容

計画地面積：約26,450㎡

うち、約8,320㎡(住宅)、約8,620㎡(商業)

建築物の最高高さ：約90m(住宅)

延べ面積：約61,870㎡(住宅)、約7,070㎡(商業)

5 指定開発行為の施行期間

2026年1月～2030年10月(予定)

6 条例環境影響評価準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合評価

第8章 事後調査計画

第9章 関係地域の範囲

第10章 その他

資料編

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和7年1月6日(月)から令和7年2月19日(水)まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所(12階)・田島支所(仮庁舎)・大師支所(仮庁舎2階)・

環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日(1月6日)は、午前10時から縦覧を行います。

川崎市公告第3号

川崎都市計画用途地域の変更(鈴木町駅前南地区)ほか関連案件の都市計画の変更等を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和7年1月6日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

ア 川崎都市計画用途地域の変更(鈴木町駅前南地区)

イ 川崎都市計画高度地区の変更(鈴木町駅前南地区)

ウ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(鈴木町駅前南地区)

エ 川崎都市計画地区計画の決定(鈴木町駅前南地区地区計画)

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 川崎都市計画用途地域の変更(鈴木町駅前南地区)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 川崎区 港町地内

イ 川崎都市計画高度地区の変更(鈴木町駅前南地区)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 川崎区 港町地内

ウ 川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更(鈴木町駅前南地区)

(ア) 追加する部分

なし

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

川崎市 川崎区 港町地内

エ 川崎都市計画地区計画の決定(鈴木町駅前南地区地区計画)

(ア) 追加する部分

川崎市 川崎区 港町地内

(イ) 削除する部分

なし

(ウ) 変更する部分

なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年3月3日(月)午後6時30分から

(2) 場 所 旭町小学校体育館(川崎市川崎区旭町2-2-1)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

- (1) 提出期間 令和7年1月30日(木)から2月13日(木)まで  
 (2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
 (川崎市川崎区宮本町1番地)

#### 4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

##### (1) 説明会

- ア 日 時 令和7年1月29日(水)午後7時から午後8時30分まで  
 イ 場 所 旭町小学校体育館(川崎市川崎区旭町2-2-1)

##### (2) 縦 覧

- ア 日 時 令和7年1月30日(木)から2月13日(木)まで  
 イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
 (川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎19階)  
 川崎区役所2階市政資料コーナー(川崎区東田町8)  
 川崎区役所大師支所仮庁舎(川崎市台町26-7)  
 川崎市立川崎図書館(川崎区駅前本町12-1 かわさき駅前タワーリパーク4階)

※都市計画課、川崎区役所、大師支所は、平日の午前8時30分から午後5時まで。

※川崎図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで、並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

#### 川崎市公告第4号

##### 入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年1月7日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名  
 令和6年度「かわさき共生\*共育プログラム」翻訳版教材動画の作成業務委託  
 (2) 履行場所

川崎市教育委員会事務局 教育政策室

#### (3) 履行期間

令和7年1月31日から令和7年3月21日まで

#### (4) 委託概要

「かわさき共生\*共育プログラム」は、児童生徒の人間関係の改善・向上や、教員による児童生徒の理解、学級集団の状況の把握のために行うものです。また、「SOSの出し方・受け止め方教育」は、「かわさき共生\*共育プログラム」に位置付けた取組です。本件は、外国に関わりのある児童生徒の増加という本市の状況を踏まえ、複数の言語に対応した「かわさき共生\*共育プログラム」の資料によって、多様な児童生徒の実態を把握し、適切な支援や児童生徒指導のために活用することを目的に、翻訳版教材動画の作成業務を委託するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。  
 (2) 入札期日において、令和5・6年度「業務委託有資格業者名簿」に業種「その他業務」種目「その他」で登載されていること。  
 (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者であること。  
 (4) 本市又は他の官公庁において過去3年以内に類似の契約実績を有すること。

#### 3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所  
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第3庁舎5階  
 川崎市教育委員会事務局教育政策室  
 電話 044-200-3068

#### (2) 配布及び提出期間

令和7年1月7日(火)から令和7年1月14日(火)までの下記の時間

午前9時~正午及び午後1時~5時(土・日・祝日を除く。)

#### (3) 提出方法

持参に限ります。申込書、仕様書及び質問書等は、川崎市ホームページ(教育委員会)からダウンロードできます。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、上記3(1)の場所で配布します。

#### 4 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6

年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和7年1月16日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和7年1月16日(木)の午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、上記3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

令和7年1月7日(火)から令和7年1月16日(木)までの下記の時間

午前9時～正午及び午後1時～5時(土・日・祝日を除く。)

(3) 問い合わせ方法

所定の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付した際は、併せて3(1)まで電話連絡してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和7年1月20日(月)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、入札当日に必ず持参してください。

イ 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行います。郵送は認めません。

エ 入札金額は、入札書に記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年1月27日(月)午後3時00分

イ 入札場所 川崎市役所本庁舎 14階  
1401会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲以内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市役所競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第5号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和7年1月8日

川崎市長 福田紀彦

1 委託事業名

教育委員会広報誌作成等業務委託

2 委託内容

教育だよりかわさきの編集及びレイアウトに関する業務、カット及び写真に関する業務、印刷及びPDFファイル作成業務、梱包業務、配送業務等

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 企画提案書提出者の資格

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと

(3) 入札期日において、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「99その他業務 09印刷物のデザイン」に登録されていること

(4) 社会更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がされていない又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がないこと

(5) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等ではない又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと

#### 5 担当部署

教育委員会事務局教育政策室

#### 6 参加意向申出書の提出及び問合せ先

##### (1) 配布期間

令和7年1月8日(水)から1月23日(木)まで

##### (2) 参加意向申出書提出期限

令和7年1月23日(木)午後5時(必着)

##### (3) 配布時間及び参加意向申出書受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

##### (4) 配布、提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎5階

教育委員会事務局教育政策室 後藤・古野間担当

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

※市ホームページからもダウンロード可

##### (5) 提出方法

持参又は郵送による。

##### (6) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

#### 7 企画提案書等

##### (1) 提出期限

令和7年2月3日(月)午後5時(必着)

##### (2) 受付時間

平日の午前9時から12時まで、午後1時から5時まで

##### (3) 提出場所

上記5(4)に同じ

##### (4) 提出方法

電子メールによる。

##### (5) 提出書類

ア 企画提案書 PDF(A4横、書式自由、5枚以内。社名は無記入。補足資料と

して代表作品を1部提出すること)

##### イ 提案紙面

PDF(A3横、両面中折を想定し、表紙・裏表紙含む4枚以内)

##### ウ 見積書

PDF(総額、内訳記載のこと)

##### エ 会社概要

PDF(パンフレット等)

#### 8 企画提案会

##### (1) 日時

令和7年2月13日(木) 午後

※詳細時間は、提案者数に応じ別途指定する。

##### (2) 場所

川崎市役所本庁舎【復元棟】 202会議室

##### (3) 時間

各社30分以内(質疑応答10分を含む)

##### (4) 提案方法

ア 提案方法は企画提案書及び提案紙面に基づき行う。

イ 出席者は3名以内とする。

##### (5) 評価項目

次の項目に基づき選考する。

##### ア 企画提案書

(ア) 組織体制

(イ) 実績

(ウ) 作業スケジュールおよび作業分担

(エ) 独自提案

##### イ 提案紙面

(ア) 紙面構成案

(イ) デザイン

(ウ) 表現・アイデア

#### 9 関連情報を入手するための照会窓口

教育委員会事務局教育政策室(住所は上記6(4)と同じ)

電話番号 044-200-3244

メールアドレス 88seisaku@city.kawasaki.jp

#### 10 その他

(1) 要請手続において使用する言語及び通貨  
日本語・円

(2) 契約書作成の要否  
要

(3) 提案書作成及び提出に関する費用負担  
提案者負担とする。

(4) 業務規模概算額  
5,865,000円(税抜)以下

(5) 提出された応募書類等は返却しない。

(6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要する。

川崎市公告第6号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり  
 告します。

令和7年1月8日

川崎市長 福田紀彦

公募する事項	件名	令和7年度外国語指導助手(A L T)派遣業務委託(中学校・高等学校等)
	所管課 (問合せ先)	川崎市教育委員会事務局川崎市総合教育センター総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電 話 044-844-3600 F A X 044-844-3604 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp
業務内容		<p>(1) 派遣労働者の行う業務内容</p> <p>ア 就業場所における学習指導要領及び英語教授法に基づいた外国語(英語)科、外国語活動、国際理解教育における英語指導</p> <p>イ 児童・生徒との特別活動及び課外活動等における交流、英語指導</p> <p>ウ 児童・生徒への個別英語指導</p> <p>エ 教員とのティームティーチング実施と指導内容や方法の打合せ</p> <p>オ 教材・資料・指導案等の作成</p> <p>カ 英語教育に関する研究会や研修会等の会合への参加と英語指導</p> <p>キ 教員の英語力向上の支援</p> <p>ク 教員に対する英語教授法や指導方法に関する支援</p> <p>ケ 各種試験における問題作成への支援と評価の補助</p> <p>コ 英語弁論大会や学習発表会における審査と英語指導</p> <p>サ 学校内外での行事への参加及び運営支援</p> <p>シ 学校に関わる文書・行事等における翻訳や通訳の支援</p> <p>ス その他、ア～シに付随または関連する事業で教育委員会が必要性を認め、派遣先事業者と派遣元事業者が合意し、別途書面で定めた業務</p> <p>(2) 派遣元事業者の行う業務</p> <p>ア 派遣法により、義務付けられている諸手続きを誠実に行うこと</p> <p>イ 労働関係法上のすべての責任を果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行うこと</p> <p>ウ 業務実施に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の実施を図ること</p> <p>エ 派遣先事業者が業務の実施に問題があると判断した場合、派遣元事業者は速やかに改善を図るものとする。</p> <p>オ 業務実施月の翌月に速やかに業務完了報告書を派遣先事業者に提出すること。内容は講師ごとの就業場所、日時、担当教諭の承認印を含むものとする。</p> <p>カ 業務の実施に要する一切の費用は、派遣元事業者の負担とする。</p> <p>※ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。</p>
参加資格		<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)</p> <p>(4) 直近3年間(令和4年度～令和6年度)において、自治体・民間へのA L T業務委託・A L T派遣業務委託の契約実績(中学校・高等学校)があること。</p>
参加申込方法		<p>所管課において配付している参加意向申出書及び上記参加資格(4)の要件を満たすことを証明する書類(契約書の写し等、実績がわかるようにしてください。)を持参又は郵送してください。参加意向申出書については、川崎市ホームページからもダウンロードすることができます。</p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172551.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172551.html</a></p>
参加意向申出書提出期間		<p>令和7年1月8日(木)から令和7年1月15日(水)まで</p> <p>※ 受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く)</p>

## 川崎市公告第7号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり  
 告します。

令和7年1月8日

川崎市長 福田紀彦

公募する事項	件名	令和7年度外国語指導助手(A L T)派遣業務委託(小学校等)
	所管課 (問合せ先)	川崎市教育委員会事務局川崎市総合教育センター総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電 話 044-844-3600 F A X 044-844-3604 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp

公募する事項	業務内容	<p>(1) 派遣労働者の行う業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 就業場所における学習指導要領及び英語教授法に基づいた外国語(英語)科、外国語活動、国際理解教育における英語指導</li> <li>イ 児童・生徒との特別活動及び課外活動等における交流、英語指導</li> <li>ウ 児童・生徒への個別英語指導</li> <li>エ 教員とのティームティーチング実施と指導内容や方法の打合せ</li> <li>オ 教材・資料・指導案等の作成</li> <li>カ 英語教育に関する研究会や研修会等の会合への参加と英語指導</li> <li>キ 教員の英語力向上の支援</li> <li>ク 教員に対する英語教授法や指導方法に関する支援</li> <li>ケ 各種試験における問題作成への支援と評価の補助</li> <li>コ 英語弁論大会や学習発表会における審査と英語指導</li> <li>サ 学校内外での行事への参加及び運営支援</li> <li>シ 学校に関わる文書・行事等における翻訳や通訳の支援</li> <li>ス その他、ア～シに付随または関連する事業で教育委員会が必要性を認め、派遣先事業者と派遣元事業者が合意し、別途書面で定めた業務</li> </ul> <p>(2) 派遣元事業者の行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 派遣法により、義務付けられている諸手続きを誠実に行うこと</li> <li>イ 労働関係法上のすべての責任を果たすとともに、適切な教育指導、指揮監督を行うこと</li> <li>ウ 業務実施に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の実施を図ること</li> <li>エ 派遣先事業者が業務の実施に問題があると判断した場合、派遣元事業者は速やかに改善を図るものとする。</li> <li>オ 業務実施月の翌月に速やかに業務完了報告書を派遣先事業者に提出すること。内容は講師ごとの就業場所、日時、担当教諭の承認印を含むものとする。</li> <li>カ 業務の実施に要する一切の費用は、派遣元事業者の負担とする。</li> </ul> <p>※ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。</p>
参加資格		<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)</p> <p>(4) 直近3年間(令和4年度～令和6年度)において、自治体・民間へのALT業務委託・ALT派遣業務委託の契約実績(小学校)があること。</p>
参加申込方法		<p>所管課において配付している参加意向申出書及び上記参加資格(4)の要件を満たすことを証明する書類(契約書の写し等、実績がわかるようにしてください。)を持参又は郵送してください。参加意向申出書については、川崎市ホームページからもダウンロードすることができます。</p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172550.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172550.html</a></p>
参加意向申出書提出期間		<p>令和7年1月8日(木)から令和7年1月15日(水)まで</p> <p>※ 受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く)</p>

川崎市公告第8号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年1月8日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎港コンテナターミナル荷役機械電線管ダクトほか補修工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履行期間	契約の日から令和8年3月31日まで
参加資格		<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</li> <li>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</li> <li>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</li> </ul> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>

参加資格	<p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成21年4月1日以降に有すること。 荷役機械（ガントリークレーン又はトランスファークレーン）における機械設備の補修工事又は改修工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年2月5日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名	かわさき南部斎苑自動火災報知設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区夜光3丁目2番7号
	履行期間	契約の日から令和7年10月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	<p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 消防施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「消防施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。</p> <p>(10) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年2月7日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	麻生区内都市計画道路世田谷町田線道路築造（その6）工事
	履行場所	川崎市麻生区片平2丁目28番地先
	履行期間	契約の日から令和8年3月31日まで
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 次の(7)から(9)のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p>	

参加資格	<p>(ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>(イ) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記(ア)以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>ア 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(3) 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>ア 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者(業種「舗装」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p>						
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099						
入札日時等	令和7年2月17日 17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)						
入札保証金	免						
契約書作成	要						
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。						
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「入札契約に関する共通事項(総合評価落札方式用)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>						
(案件4)							
競争入札に付する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1760 454 1812">件名</td> <td data-bbox="454 1760 1420 1812">かわさき多摩川ふれあいロード(宮内地区)改良工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1812 454 1863">履行場所</td> <td data-bbox="454 1812 1420 1863">川崎市中原区宮内1丁目地内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1863 454 1899">履行期間</td> <td data-bbox="454 1863 1420 1899">契約の日から令和7年3月31日まで</td> </tr> </table>	件名	かわさき多摩川ふれあいロード(宮内地区)改良工事	履行場所	川崎市中原区宮内1丁目地内	履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで
件名	かわさき多摩川ふれあいロード(宮内地区)改良工事						
履行場所	川崎市中原区宮内1丁目地内						
履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで						
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p>						

<p>参加資格</p>	<p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。                  (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。                  (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。                  (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。                  (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。                  (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。                  本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。                  また、本工事の請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。                  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。                  情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。                  詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）                  電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和7年2月4日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>その他</p>	<p>本工事請負契約については、工期を変更（令和7年9月30日限り）することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決（令和7年3月頃）を要します。                  詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件5)

<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件名</p>	<p>市道中原4号線舗装道補修（切削）工事</p>
	<p>履行場所</p>	<p>川崎市中原区上小田中3丁目22番地先</p>
	<p>履行期間</p>	<p>契約の日から令和7年3月31日まで</p>
<p>参加資格</p>	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。                  (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。                  (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>	

参加資格	<p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和7年1月23日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p><u>本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。</u></p> <p>(1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格(以下、「現行の最低制限価格」という。)及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。</p> <p>(2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札(以下、「有効札」という。)について、標準偏差を取り、有効札の平均土標準偏差の範囲内の平均値(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を本入札の最低制限価格として設定します。</p> <p>ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額(10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入札の最低制限価格とします。</p> <p>(3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	
(案件6)		
競争入札に付する事項	件名	中原区内道路補修(緊急25-1)工事
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期間	契約の日から令和7年10月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市中原区内に本社を有すること。</p>	

参 加 資 格	(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年1月23日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第9号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和7年1月8日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 件 名

川崎市認知症サポーターキャラバン事業事務局委託

## 2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

## 3 履行場所

受託事業所等に事務局を置き、会議及び研修開催については川崎市内を対象地域とする。

## 4 事業概要

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する。また、事業を円滑に実施するためキャラバン・メイト等で構成する連絡協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、地域でのサポーター養成等の活動及び認知症の普及啓発を事務局として推進する。

## 5 契約上限額

10,000,650円(税込み)

## 6 参加資格

(1)～(4)の全てを満たしている業者

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 本年度4月1日から起算して過去2年の間に、川崎市から法第78条の9第1項に定める勧告、同条第3項に定める命令を受けていないこと。

(4) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

## 7 参加資格の確認

## (1) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
(川崎市役所本庁舎12階)

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

電話：044-200-2470 F A X：044-200-3926

電子メール：40keasui@city.kawasaki.jp

## (2) 提出期間

令和7年1月8日(水)から令和7年1月22日(水)

午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで  
(土日・休日は除く)

## (3) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 事業者概要書(様式2)

ウ コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)

エ 誓約書(様式4)

## (4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は提出期間内必着

※持参の場合は、事前に電話連絡をすること

## (5) 参加資格確認審査

参加資格の審査結果は電子メールにて、令和7年1月27日(月)までに通知する。

8 質問書の提出

- (1) 照会窓口  
7(1)と同じ
- (2) 質問受付期間  
令和7年1月27日(月)から令和7年1月30日(木)まで
- (3) 質問受付方法  
質問書(様式6)を電子メールにて提出  
電子メール: 40keasui@city.kawasaki.jp
- (4) 回答方法  
令和7年2月4日(火)までに参加意向申出書を提出したすべての事業者に電子メールにて送付

9 提案書等の提出

- (1) 提出場所  
7(1)と同じ
- (2) 提出期間  
令和7年2月4日(火)から令和7年2月6日(木)まで  
午前9時から正午まで及び午後1時から5時まで  
(土日・休日を除く)
- (3) 提出書類  
ア 提案書(様式7)  
イ 要件確認書(様式8)  
ウ 見積書(様式9)  
エ 添付書類(任意・A4片面5枚まで)
- (4) 提出方法  
郵送又は持参  
※郵送の場合は提出期間内必着  
※持参の場合は、事前に電話連絡をすること

10 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを実施するので、提案参加業者は出席すること。プレゼンテーションの開催時間、開催場所、及び発表時間については、提案者に別途通知する。

11 選定審査委員会の開催

- (1) 審査及び決定  
委託業者の選定に当たっては、選考審査委員会を実施する。  
企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の順に最高得点応募法人を受託予定者とする。総得点が同点の場合、重点項目の合計得点が高い応募法人を受託予定者とする。さらに重点項目の合計得点が同点の場合、くじ引きによるものとする。
- (2) 通知方法  
選定結果については、書面にて通知する。

12 その他

- (1) 契約書作成の要否  
要する。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の契約関係規定において閲覧することができる。

川崎市公告第10号

(仮称)南渡田北地区北側開発計画に係る  
条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

(写)

**(仮称) 南渡田北地区北側開発計画に係る  
条 例 環 境 影 響 評 価 審 査 書**

令 和 7 年 1 月

川 崎 市

はじめに

(仮称)南渡田北地区北側開発計画は、ヒューリック株式会社が、川崎市川崎区南渡田町1外の約2.5haの区域において、地区計画等の変更を前提として、地上8～10階建ての研究施設3棟及び地上6階建ての寄宿舍を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和6年6月21日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったが、市民等からの意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和6年12月18日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、条例準備書を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

## 目 次

1	指定開発行為の概要 .....	1
2	審査結果 .....	3
	(1) 全般的事項 .....	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項 .....	3
	ア 温室効果ガス .....	3
	イ 大気質 .....	3
	ウ 土壌汚染 .....	3
	エ 騒音 .....	3
	オ 振動 .....	4
	カ 廃棄物等（建設発生土） .....	4
	キ 緑（緑の質、緑の量） .....	4
	ク 景観（景観、圧迫感） .....	4
	ケ 日照障害 .....	4
	コ テレビ受信障害 .....	4
	サ 風害 .....	5
	シ 地域交通（交通安全、交通混雑） .....	5
	(3) 環境配慮項目に関する事項 .....	6
	ア 気候変動の影響への適応 .....	6
	(4) 事後調査に関する事項 .....	6
	ア 緑（緑の質） .....	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過 .....	7
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過 .....	7

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：ヒューリック株式会社

代表者：代表取締役 前田 隆也

住 所：東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)南渡田北地区北側開発計画

種 類：商業施設の新設（第三種行為）

大規模建築物の新設（第二種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の13の項  
及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区南渡田町1 外

区域面積：約25,460 m<sup>2</sup>

用途地域：工業地域・工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

研究施設及び寄宿舍の建設

## イ 土地利用計画

土地利用区分	面積 (㎡)	構成比 (%)
計画建築物 (合計)	約 14,110	約 55.4
緑化地	約 2,380	約 9.3
車路・駐車場	約 4,970	約 19.5
広場・通路・駐輪場等	約 1,960	約 7.7
その他空地	約 2,040	約 8.0
合計	約 25,460	100.0

注：1. 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

注：2. 十の位で丸め処理を施した値を記載。

## ウ 建築計画等

建築物名称	研究棟 A	研究棟 B	研究棟 C	寄宿舎棟
主要用途	研究所	研究所、店舗	研究所	寄宿舎
建築敷地面積	約 3,320 ㎡	約 15,090 ㎡	約 5,410 ㎡	約 1,640 ㎡
建築面積	約 2,200 ㎡	約 8,190 ㎡	約 2,850 ㎡	約 870 ㎡
建蔽率	約 66%	約 54%	約 53%	約 53%
延べ面積	約 13,160 ㎡	約 60,390 ㎡	約 22,020 ㎡	約 4,040 ㎡
容積率	約 399%	約 398%	約 400%	約 230%
建築物階数	地上 8 階	地上 10 階	地上 10 階	地上 6 階
建築物の高さ	約 33m	約 57m	約 51m	約 24m
最高高さ(四捨五入)	約 34m	約 57m	約 51m	約 25m
建築物構造	S 造	S 造	S 造	RC 造
寮室数	—	—	—	137 室
駐車場 (※1)	10 台 (※2)	225 台 (※3)	38 台 (※2)	1 台 (※2)
駐輪場	10 台	40 台	20 台	137 台
緑被率	約 15.0%			

※1 荷捌き用、身障者用、特定自動二輪車用を含む

※2 研究棟 B への隔地駐車により附置義務台数を確保

※3 研究棟 A、C 及び寄宿舎棟からの隔地駐車台数を含む

注：1. 研究棟 B は、研究棟 B とコミュニティ棟の 2 棟から構成される

注：2. 容積率について、研究棟 A と研究棟 B の敷地は工業地域 (400%) と工業専用地域 (200%) にまたがっており、敷地面積の割合に応じて加重平均にて計算する。そのため、正確には研究棟 A 敷地の容積率の上限は 399.69%、研究棟 B 敷地の容積率は 398.25%となる。

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、研究施設及び寄宿舍の建設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、周辺環境に配慮しつつ太陽光発電設備等の積極的な導入を図るとともに、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

#### イ 大気質

車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### ウ 土壌汚染

土壌汚染が確認された区画が存在していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

#### エ 騒音

車両ルートが住宅等に近接していること、冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの最大値が夜間において環境保全目標に近いことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知すること。

## オ 振動

車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知すること。

## カ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## キ 緑（緑の質、緑の量）

## (ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

## (イ) 緑の量

緑の環境保全や景観の観点から、環境形成効果の大きい高木及び中木の植栽本数を増やすとともに、計画地内の樹木等について、適正な管理及び育成に努めること。

## ク 景観（景観、圧迫感）

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

## ケ 日照障害

日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

## コ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## サ 風害

数値流体シミュレーションについては、予測条件である解析格子サイズ等について設定した根拠も含めて条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにするとともに、風環境の評価結果をより高解像度で示すこと。

計画地南側に隣接した東西道路では、建設後の予測結果でランク3の条件を超える地点が発生し、対策後も改善がみられない地点が複数存在することから、防風効果を速やかに発揮させるための所定の形状・寸法を有した常緑高木の適切な配置や本数増など周辺地域の通行者等の安全確保の観点に立った更なる環境保全のための措置を検討すること。

## シ 地域交通（交通安全、交通混雑）

## (ア) 交通安全

車両ルートが住宅等に近接していること、通学路に一部重複している箇所があること、信号のない交差点があること及び歩車分離がされていない道路があることから、事業の実施に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

特に、工事に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に計画地周辺の関係者に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

## (イ) 交通混雑

No.1 浜町交差点及びNo.2 鋼管通り交差点の予測結果においては、工事中一般交通量による交差点需要率が0.530、0.596との結果であるが、時間帯によっては渋滞が観測されていることから、予測結果が現状を再現できているか条例評価書で明らかにすること。

また、交通混雑の予測を行った時間帯については、各交差点で需要交通量が最大の時間帯を各々で選んでいるが、道路構造、渋滞の発生状況及び工事車両の流入の状況を踏まえ、No.1 浜町交差点における7時台等の検証を追加で行うこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「有害化学物質」、「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 気候変動の影響への適応

気候変動の影響への適応については、異常気象や海面上昇に関する最新の将来リスク情報を参考にしつつ、十分な浸水対策について検討すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、供用時の「緑の質」を行うこととしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

ア 緑（緑の質）

景観の形成や緑の量の確保の観点等から、多様な緑化手法の健全な育成状況について確認すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和6年 6月 21日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
7月 1日	条例準備書公告、縦覧開始
8月 14日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 なし
10月 1日	市長から審議会に条例準備書について諮問
12月 18日	審議会から市長に条例準備書について答申
令和7年 1月 9日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和6年 10月 1日	現地視察
11月 5日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
12月 18日	審議会（条例準備書答申案審議）

## 川崎市公告第11号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

公募する事項	件名	令和7年度川崎市学習状況調査業務委託
	所管課 (問合せ先)	川崎市教育委員会事務局川崎市総合教育センター総務室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3 電話 044-844-3600 FAX 044-844-3604 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp
	業務内容	(1) 小学校第4～第6学年用の国語・算数の問題提供と意識調査及び中学校全学年用の国語・社会・数学・理科・英語の問題提供と意識調査 (2) 本市調査に向けた実施要項等の作成及び印刷・製本 (3) 問題用紙、解答用紙、意識調査等の作成及び印刷・製本 (4) ルビ入り問題用紙、出題のねらい、出題範囲表、正答用紙の作成・提供 (5) 小学校第4～第6学年及び中学校全学年用の国語聞き取りテストのCD等作成、内容原稿の提供 (6) 中学校全学年用の英語リスニングテストのCD等作成、放送台本の提供 (7) 実施要項等に基づき、学校への配送と回収作業 (8) 小学校第4～第6学年及び中学校全学年に係る採点及び結果のデータ処理、分析に係る作業 (9) 児童生徒個別の結果票作成と学校配付(7月上旬) (10) 結果資料作成と学校配付(W e b 提供可)(7月上旬) (11) 委託内容に伴う関係者(学校含む)との連絡調整、打ち合わせ及び説明会等の実施 (12) 教育委員会への報告資料作成(W e b 提供可)(7月上旬) (13) 調査結果データ(学習履歴)と学習ソフト等の連携、児童生徒一人ひとりの学力及び学習状況に応じた問題の提供  ※ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。
	参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「電算関連」、種目「その他電算関連」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
	参加申込方法	所管課において配付している参加意向申出書を持参または郵送してください。 参加意向申出書については、川崎市教育委員会ホームページからもダウンロードすることができます。 <a href="https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172226.html">https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172226.html</a>
	参加意向申出書 提出期間	令和7年1月9日(木)から令和7年1月17日(金)まで ※ 受付時間：午前9時～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く)

## 川崎市公告第12号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和7年1月9日

川崎市長 福田紀彦

## 1 業務名

生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

## 3 履行場所

川崎市多摩区長尾2丁目地内ほか

## 4 業務概要

## (1) 業務目的

本市は令和6年5月に「生田緑地ビジョン」(以下

「ビジョン」という。)を改定し、ばら苑及びばら苑周辺区域(7.4ha)(以下「本エリア」という。)については、花と緑の拠点として生田緑地ばら苑を再整備するとともに、「新たなミュージアムに関する基本構想」(以下「基本構想」という。)により建設されるミュージアムが当該地となった際には、これを交流の場とし、生田緑地及び周辺まちづくりをつなげる場とするなどとしている。

また、本エリアを含む東地区の整備の考え方としては、大半が未供用である東地区において、ばら苑の再整備、新たなミュージアム構想、向ヶ丘遊園跡地利用計画などの多様な魅力が自然の輪の中で融合し、生田緑地の価値・魅力の向上を目指すとしている。

「生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能

性調査業務」(以下「本業務」という。)は、現在、本市が検討を進めている「生田緑地ばら苑管理運営整備方針」(以下「整備方針」という。)や「新たなミュージアムに関する基本計画(案)」(以下「基本計画」という。)を踏まえ、一体的な検討を進めるとともに、施設の整備及び管理運営について、民間の資金、経営能力等のノウハウを活用する事業手法を比較検討することで、民間活力の導入可能性を調査することを目的とする。

(2) 主な業務内容

ア 前提条件の整理

イ 事業手法の検討・整理

(ア) 事例調査及び関係法令等の整理

(イ) 事業スキーム、事業期間、民間活力導入範囲の検討

(ウ) リスク分析及びリスク分担の整理

ウ 民間活力導入可能性の検討

(ア) モデルプランの更新

(イ) 民間事業者の参画意向調査(マーケットサウンディング)

(ウ) 民間活力導入手法の定性的評価

(エ) 従来手法及び民間活力導入手法との定量比較

(オ) 民間活力導入に係る総合的評価

エ 事業化に向けた課題の整理及びスケジュール案の作成

オ 調査報告書の作成

(3) 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

29,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和5・6年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「調査測定」、種目「市場調査」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しな

い者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課

計画調整担当 鈴木、清水

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎17階)

電話 044-200-1202(直通)

FAX 044-200-3973

電子メール [53mityo@city.kawasaki.jp](mailto:53mityo@city.kawasaki.jp)

受付時間 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和7年1月9日(木)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により1部ずつ提出

(1) 提出期間

令和7年1月9日(木)から令和7年1月23日(木)まで(郵送の場合は令和7年1月23日(木)必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式2)に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和7年1月9日(木)から令和7年1月23日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年1月27日(月)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期限

令和7年1月31日(金)

(郵送の場合は令和7年1月31日(金)までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出書類(ア～オはすべて任意様式)

ア 企画提案書

20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 業務実績表

エ 会社(団体)概要書(パンフレット等)

オ 見積書

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名\_書類名」とする。

例：株式会社〇〇\_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本(紙)を1部(押印あり)

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定するLogoフォームにアップロードし、送信

指定Logoフォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/864966>

イ 見積書：「6 担当部局」へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託プロポーザル評価選考委員会(以下「評価選考委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時(予定)

令和7年2月上旬から中旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所(予定)

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、ス

クリーン、プロジェクト以外は、全て提案者が用意すること

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

(ア) 理解度

生田緑地ビジョンを踏まえ、本事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

(イ) 知識・能力

博物館、美術館業務、公園事業に必要な知識、能力が十分備わっているか。

(ウ) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

博物館、美術館業務、公園事業を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業手法の検討・整理

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

エ 民間活力導入可能性の検討

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

オ 事業化に向けた課題の整理及びスケジュール案の作成

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

カ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和7年2月中旬ごろ

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否  
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金

川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

(5) 今後の事業に関する参加資格

本業務の受託者及び受託者と資本関係又は人的関係にある者は、今後、生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業の民間活力導入に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、参加者又は参加しようとするグループの構成員(SPCを組成する場合の事業においてはSPCから直接業務を請け負う者を含む。)になることはできない。

(6) その他詳細について

詳細については、「生田緑地ばら苑管理運営整備事業及び新たなミュージアム整備運営事業に係る民間活力導入可能性調査業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。

川崎市公告第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区三田一丁目6番2

ほか1筆の一部

507平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市都筑区茅ヶ崎南2-23-14

デックス株式会社 代表取締役 高山 裕司

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数: 5戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和6年7月9日

川崎市指令 宅審(イ)第44号

令和6年9月13日

川崎市指令 宅審(イ)第70号(変更)

川崎市公告第14号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和7年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	東京都港区芝5丁目34-6 株式会社コスモスイニシア 代表取締役 高智 亮大朗 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目6番1号 大和ハウス工業株式会社 南関東支社執行役員支社長 向井 和也		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区小杉御殿町一丁目919番5 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	17.15メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第605号	廃止 年月日	令和7年 1月9日	

## 川崎市公告第15号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年1月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区内市道尻手黒川線冠水対策調査・検討業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行日数 令和7年3月31日限り
- (4) 業務概要 本業務は、宮前区内市道尻手黒川線及び隣接している道路の側溝等の健全度や流下能力の調査を行い、その状況が把握できる基礎資料を作成したうえで、適切かつ的確な雨水・冠水対策の検討を行うものです。  
冠水対策検討業務 N=1式  
打合せ N=1業務

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者。
- (4) 管理技術者は技術士(上下水道部門:下水道)またはRCCM(下水道部門)の資格を有する者を配置できること。
- (5) 担当技術者の1名は技術士(建設部門:道路)またはRCCM(道路)の資格を有する者を配置できること。  
なお、管理技術者と担当技術者は兼務できない。

## 3 入札参加申込書及び仕様書の配布及び入札参加申込書の提出

## (1) 配布

入札参加申込書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書一式を提出してください。

## (2) 提出場所

川崎市宮前区有馬2-6-4  
宮前区役所道路公園センター  
電話044-877-1661

## (3) 提出期間

令和7年1月10日(金)から令和7年1月17日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

## (4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)の資格証の写し及びその者の雇用関係を確認できる書類

ウ 上記2(5)の資格証の写し及びその者の雇用関係を確認できる書類

## (5) 提出方法

持参

## 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、申込締切日後、確認通知書を令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに令和7年1月22日(水)までに電子メールで送付します。なお、電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

## 5 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

## (1) 質問受付期間

令和7年1月22日(水)から令和7年1月24日(金)まで  
午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

## (2) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

## (3) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を3(2)の所管課まで電話連絡してください。

電子メール 69doukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-877-9429

## (4) 質問の回答

ア 回答日

令和7年1月30日(木)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業者委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、この入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

次により執行します。

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年2月7日(金)午前10時00分

イ 場所 川崎市宮前区有馬2-6-4 宮前区役所道路公園センター会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 有

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 本調達は、契約締結後工期を変更(令和7年8月29日限り)することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(2)に同じです。

川崎市公告第16号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区内道路側溝等汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物処分業と産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)両方の許可を有していること。
- (6) 処分受入先が川崎市宮前区役所道路公園センターからの運搬距離が35キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号  
川崎市宮前区役所道路公園センター  
電 話 : 044-877-1661

F A X : 044-877-9429

E-mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和7年1月10日(金)から令和7年1月17日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市宮前区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

エ 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物収集運搬(積替え又は保管を含む)許可証の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年1月22日(水)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付いたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和7年1月22日(水)午前9時から令和7年1月24日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年1月28日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付いたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、単価(税抜)を記載するものとします。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年1月31日(金)午前10時00分

イ 場所 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号  
中原区役所道路公園センター会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た金額とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第17号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年1月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 宮前区内道路清掃汚泥処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物処分業と産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)両方の許可を有していること。
- (6) 処分受入先が川崎市宮前区役所道路公園センターからの運搬距離が20キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所  
〒216-0003 川崎市宮前区有馬2丁目6番4号  
川崎市宮前区役所道路公園センター  
電 話 : 044-877-1661

F A X : 044-877-9429

E-mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和7年1月10日(金)から令和7年1月17日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)  
午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ウ 処分受入先から川崎市宮前区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料
- エ 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物収集運搬(積替え又は保管を含む)許可証の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和7年1月22日(水)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付いたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-mail : 69doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-877-9429

(2) 質問受付期間

令和7年1月22日(水)午前9時から令和7年1月24日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年1月28日(火)午後5時まで、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付いたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。